

平成 27 年 第 3 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 27 年第 3 回東彼杵町議会定例会は、平成 27 年 9 月 10 日日本町役場議場に召集された。

1 出席議員は次のとおりである。

| | |
|--------------|--------------|
| 1 番 口木 俊二 君 | 2 番 吉永 秀俊 君 |
| 3 番 岡田 伊一郎君 | 4 番 前田 修一 君 |
| 5 番 橋村 孝彦 君 | 6 番 立山 裕次 君 |
| 7 番 浪瀬 真吾 君 | 8 番 森 敏則 君 |
| 9 番 大石 俊郎 君 | 10 番 堀 進一郎 君 |
| 11 番 後城 一雄 君 | |

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

| | |
|--------------------|-----------------|
| 町 長 渡邊 悟 君 | 教 育 長 今道 大祐 君 |
| 副 町 長 (不 在) | 建 設 課 長 下野 慶計 君 |
| 総 務 課 長 森 隆志 君 | 健康ほけん課長 構 浩光 君 |
| 農林水産課長 岡田 半二郎 君 | 町 民 課 長 西坂 孝良 君 |
| 農 委 局 長 (岡田 半二郎 君) | 財政管財課長 深草 孝俊 君 |
| 水 道 課 長 山口 大二郎 君 | まちづくり課長 松山 昭 君 |
| 教 育 次 長 岡木 徳人 君 | 税 務 課 長 三根 貞彦 君 |
| 会 計 課 長 峯 広美 君 | |

4 書記は次のとおりである。

| | |
|----------------|-------------|
| 議会事務局長 有川 寿史 君 | 書 記 山下 美華 君 |
|----------------|-------------|

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 署名議員の指定
日程第 2 会期の決定
日程第 3 一般質問

開 会（午前 9 時 43 分）

○議長（後城一雄君）

少々時間が早いようですが、お揃いですので、只今の出席議員数は 11 名です。定足数に足しておりますので、これより平成 27 年第 3 回東彼杵町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから諸般の報告をします。始めに議長報告ですが、皆さんのお手元に配布しておりますので、朗読は省略します。

次に地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月出納検査の結果報告書が、お手元に配りましたとおり提出されておりますが、朗読は省略いたします。

次に議員派遣結果報告書が浪瀬議員から県下議員研修報告書。口木議員、前田議員、立山議員、大石議員から新議員研修報告書。橋村議員から委員長研修報告書がそれぞれ提出されておりますが、提出者の報告は省略し、配布のみとします。

次に総務厚生常任委員会所管事務調査報告書の報告をお願いいたします。

浪瀬総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会調査報告書、本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 調査年月日

平成 27 年 8 月 7 日

2 調査事件

町有財産現地視察調査

3 調査内容

町有財産の管理状況を平成 27 年 8 月 7 日、全委員出席の下、財政管財課長、担当者の出席を求め、財産管理台帳から 46 か所の内 13 か所を抽出し、調査を実施しました。

蔵本公園、現在 4,650 m²が団地として残っており、除草等の管理はしてあるものの、土地の有効活用が望まれる。委員の中から、消防 7 分団詰所の代替地として一部活用出来ないかとの意見が出された。

太陽酒造跡地分譲地、現在 1,228 m²が残地として残っており、一部が交渉中とのことである。むつみ荘、現在学童保育施設として活用されている。裏の運動場も有効に活用されているようであった。

農村婦人の家なでしこ荘、平成 21 年 7 月より東彼商工会の事務所として使用されており、光熱費等の維持管理費については受益者負担となっているが、無償で使用許可されている。

農民研修センター、現在 1 階の部分については、町営バスセンターの事務所とシルバー人材センターの事務所として使用してされており、2 階については剣道の道場として利用されている。バスセンターの賃借料は、町が事業主体であるため徴されていないとのことである。

歴史資料民俗館、本町の無形文化財の千綿人形浄瑠璃や坂本浮立、その他の文化財等が展示してあり、今年度に入って7月までの入館者が589人とのことであった。

赤木町有地、3,543㎡が残っており、管理がなされていない状況であったが、現在地目変更など事務手続き及び交渉中とのことである。

大楠倉庫、本町の事務書類の保管場所として活用されているが、備品など不用品として見受けられるものもあったので、整理をする必要があるのではないかと。また別倉庫には、猪の捕獲箱もあったので、有効活用を願いたいとの意見も出された。

千綿紡績跡地、この土地については、昨年度千綿地区の活性化のためにということで宅地分譲の測量計画であったが、地元との協議に時間を要しているとのことである。

コスモス公園、宅地に可能な箇所が3筆あるが、進入路を施工しなければ難しい点が見受けられた。また、梅の木が植えてある場所は地質不良とのことで活用方法が課題である。

農産加工センター、町の特産品加工企業組合により使用されているとのことで、賃借料は徴されていないとのことである。隣地の樹木が建物の上まで覆いかぶさってきているので、地権者との協議の上、善処する必要がある。

農村環境改善センター、夏休みを通じて、田舎暮らし体験ということで、現在6世帯16人が利用されているとのことである。また、1階の部分は学童保育として利用されており、子ども達の健全育成のため活用されている。

千綿団地、昭和35年に建設された1戸建ての住宅で、老朽化が進んでおり現在4戸残っている。退去者が出た場合、あとは募集をしないとのことである。また、周りの樹木の管理が不十分であり、樹木剪定等の管理作業をする必要があると見受けられる。

町有財産については、管理が行き届いている部分とそうでない部分があるので、執行部においてよく精査し、有効に活用されることが望まれるとの意見がありました。以上です。

○議長（後城一雄君）

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査報告書の報告をお願いいたします。

吉永産業建設文教常任委員長

○産業建設文教常任委員長（吉永秀俊君）

委員会調査報告書を読み上げます。

本委員会においては、所管であります町内農林水産業の調査を実施したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

記

1 調査内容

町内農業の現状及び問題点とその対策について

2 調査年月日及び場所

平成27年8月28日、東彼杵町総合会館研修室

3 調査経過並びにその結果

本町において長年にわたり、基幹産業と位置付けられている地域農業の現状と課題並びにその対策等を調査するため、農林水産課長、農業委員会事務局職員、農業委員17名（1名欠席）との懇談

会を開催した。その結果、本町を取り巻く農業の現状は非常に厳しく、とりわけ次の3点が喫緊の問題点であり、その対策も早期に具現化されなければ、今後の本町農業の振興並びに長期的安定経営が困難と思われます。

- 1 地域農業担い手の確保育成並びに経営体の対質強化。
- 2 本町の地域農業の主な担い手である認定農業者等の経営形態が単一経営、これは主農産物の販売額が80%以上ということでありますけれども、この近年の農産物価格低迷、変動が著しい中、安定的農業経営が定着していない。
- 3 耕作放棄地と有害鳥獣による農業被害問題、猪以外のあなぐま、あらいぐま等の被害が増加している。

以上の問題点、課題については全町的早期の取り組みが必要であり、我々議会としても今後の農業行政については、大いに注目していく必要があると思われます。

またこの会議では、昨年度から名称が変更され、新しい制度のもとに始まった「多面的機能支払交付金」事業（25年度までは、農地・水保全事業）に19地区の組織が参加されていることや27年度から第4期目が開始された「中山間地域等直接支払制度」に新たな制度が組み入れられたことが報告されました。

最後に、現在東彼杵町が平成11年来の見直しを行っている「東彼杵町農業振興地域計画変更」についての問題提起があり、農地保全とともに総合的な土地の有効利用も長期的ビジョンに基づき、慎重に推進する必要があると思われます。

次に、本委員会においては、所管であります町内小中学校の調査を実施したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

記

1 調査内容

町内小学校の現状と課題並びに夏休み作品展について

2 調査年月日及び場所

平成27年9月4日、彼杵小学校、音琴小学校、大楠小学校、千綿小学校

3 審査経過並びにその結果

夏休み明けの9月1日は、全国的に児童の自殺、不登校などの問題が統計上、最も多く発生する時期といわれています。そこで本委員会では、町内4小学校、それぞれの夏休み明けにおけるいじめ、不登校の状況を各校長から聴取し、その後児童の夏休み学習の成果である作品展を見学しました。

また統廃合により、拠点校となる彼杵小学校、廃校が決まった音琴小学校、大楠小学校の現状と今後の課題などについて、それぞれの校長と意見交換を持った。

結果並びに考察

- 1 現時点では全ての小学校において、不登校児はいないとのことであり、懸念のある児童、兆候のある児童については、夏休み中に担任の先生が家庭訪問などの対応をしているとのことでありました。
- 2 いじめについては、各学校とも学期ごとにアンケート調査や記名調査をしており、現時点で

は大きな問題に繋がるようないじめは確認されていないが、ひやかし、からかい、喧嘩などがあるという事実は否定できないとのことでありました。

3 夏休み作品展については、各学校ともに様々なアイデアいっぱいの創意工夫された作品が展示されており、優秀な作品は郡の展示会に出品されるそうであるが、我々の時代には夏休みの宿題の定番でありました昆虫採集、植物採集、貝殻採集など自然との触れ合いを育むと思われる作品が全くなかったことには、時代の変遷を感じさせられました。

4 統廃合の拠点校となる彼杵小学校では大規模な改装が決定しているが、来年の4月からは13クラス。1年生が2クラス、2年生が2クラス、3年生が1クラス、4年生が1クラス、5年生が2クラス、6年生が2クラス、特別支援が3クラス、合計13クラスになり、余裕教室がなくなる状況は懸念材料と思われまます。

また廃校となる音琴小学校、大楠小学校では、作業部会の結論に従い粛々と廃校準備を進めていくとのことであるが、廃校式については一律ではなく、それぞれの地域性を鑑みた対応を望むとの意見があったので、本委員会としても廃校となる地域の事情を斟酌した対応を望みたい。以上です。

○議長（後城一雄君）

以上で産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

次に、陳情第2号、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情は、配布のみとします。

次に、町長の行政報告をお願いします。町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。9月定例会を招集いたしましたところ、皆様におかれましては全員お揃い、お出でいただきまして、大変ありがとうございます。

今回の9月定例会におきましては、20の議案を予定いたしております。その内、条例関係でございますけれども5件、そして補正予算が3件、特別会計、一般会計の決算等の認定の議案が9件、そして契約が1件、また人事案件ということで2件を予定をいたしております。

それでは、お手元の行政報告に基づきまして、主なものをご説明いたします。

まず、6月24日でございます。千綿小学校の公開授業の参観に参りました。4年生のクラスでICTの活用ということで、タブレットと電子黒板を使った算数の授業でしたけれども、なかなか私たちの時代とは比べものにならないような、色んな多角的に見るような授業でございました。

6月29日、東彼地区保健福祉組合のゴミ処理施設の先進地視察に30日まで出向いております。これは別府市にあります藤ヶ谷センターの生ゴミと、それから北九州市にありますエコセンターの2か所を視察いたしております。

7月1日が県町村会の国政の陳情活動ということで、これは本庁の方にまいりまして、道州制とか過疎債とか財政基盤強化、国保の問題、介護の問題、いろいろなもの、19目の陳情にまいっております。

それから7月7日、これは第1回の地方創生に伴うものでございますけれども、町総合戦略推進会議ということで、1回目の会議を開いております。私は委嘱状の交付で終わっておりますけれども、そのあと、また会議等が行われております。

7月17日、これは人事評価制度トップヒアリングと書いてありますけれども、これは平成28年

度の4月から職員の人事評価等の制度の本格実施ということで、事前に町長はどのような人事等を考えているのかということで、ヒアリング等を受けております。

次いで裏面ですけれども、7月31日、光サービス整備住民説明会ということで、音琴地区を皮切りに、6か所で開催をいたしております。述べの参加者が268名の参加でございました。それぞれ私も参加をいたしましたけれども、音琴地区と彼杵地区の総合会館の2か所にしか参加できませんでした。

次に、8月4日でございます。第1回の町の景観計画策定委員会ということで、昨年から進めております、まちの景観条例等の作成に向けましての委員会の第1回目を開催をいたしております。

それから8月7日、これは日経新聞読み方セミナーと書いておりますけれども、日本経済新聞社からお出でいただきまして、職員の人材育成ということで、新聞の見方ということで非常に今の目まぐるしく変わります日本の経済の見方といいますか、そういう面でセミナーを開催をいたしております。

それから8月11日、品格法トップヒアリングと書いておりますけれども、品格法というのは、公共工事を行う場合には品質確保の促進に関する法律、長たらしい名前ですけれどもそういう法律がございます。これは赤字発注にならないように、工事が希望どおりできるようにというようなことが主なものでございます。今言われておりますのは予定価格1,000千円の工事の発注をします。その時に設計額が1,000千円と。それを1,000千円そのまま発注をなさっていくという国の指導がございます。それは私も承知しておりますけれども、商取引におきましては、1,000千円の場合はいくらでも安くしてくれというのが普通の商取引ではないかと思っておりますので、一貫して、長崎県ではたぶん私だけだと思っておりますけれども、反対をいたしております。そういう国の一律にならないような、是非、民間ベースのそういう予定価格のあり方といいますか、そこら辺でたぶん新聞に載る可能性がございますけれども、今一貫してこれは反対をいたしております。

それから8月17日、町内の建築業者の方、特に大工さん方ですけれども、その方と金融機関との懇談会をいたしまして、東彼杵町の住宅政策でPFI事業ということで、お互いに3者で話し合いをしながら、民間と金融機関と町が協力をして、住宅の増棟あたりできないか、色んな意見交換をしております。

それから18日、これは瀬戸自治会懇談会ということで、千綿紡績跡地の件で瀬戸地区にまいっております。これは、基本的に町の方に返していただくというのは理解をしていただきました。いただきましたけれども、意見を聞いておりますと、地域としては返さないとは言っていないことを言われました。しかし、陳情書等を見ても絶対返さないような表現になっております。皆さん方も議員さんも重々承知かと思っておりますけれども、地域の方と出た書類というのは、若干ギャップがあるんじゃないかということで把握をいたしております。その中では色んな意見が出まして、千綿地区、特に瀬戸地区、駄地地区周辺にはグラウンドがないということで、そういうグラウンドを残してくれという強い要望等もあっておりますので、今後どう進めていくのか、皆様方にお示しをしながら方向を定めていこうと考えております。

それから8月20日は、県町村会主催によります町長の行政視察に、長野県の川上村と群馬県の上野村に行っております。非常に特色のある村でございまして、人口4,000人と1,400人の村です。東彼杵町とは、とても比較にならないような不便なところですが、交付税を一切貰っていない

村。それから日本で一番のレタスの村ということで、素晴らしい取り組みをされているのを目の当たりにいたしまして、東彼杵町の利便性というのは非常に贅沢だと。東彼杵町は非常に恵まれているなど痛感をいたしております。

それから 8 月 29 日、岳中忍様より故岳中文雄様の遺品の図像、これは寄贈をいただきましたので、町の方でいただいております。たまたま、これを職員に調べさせましたところ、今年で生誕 100 年目にあたります。そういうことですので、このあと、補正予算あたりで明治の民家の若干改修をかけておりますので、その完成の暁には生誕 100 年の記念イベント等も考えながらやっていければ一番いいかなと考えております。

それから 9 月 3 日、第 59 回全国柑橘研究大会長崎県大会が佐世保市で開かれましたけれども、非常に、今みかんを取り巻く情勢というのは厳しくございます。昭和 60 年ぐらいの最盛期と申しますか、もっと前が最盛期でしょうけれども、最近では昭和 60 年ぐらいが最盛期です。その時の売り上げあたりが 600,000 千円ぐらいありますけれども、今はその 10 分の 1 で 60,000 千円ということで、非常にみかんの町、お茶の町ということで鼓舞してまいりましたけれども、非常に厳しい状況であることを確認をいたしております。

昨日は第 61 回の郡民体育大会の選手団の結団式を行いましたけれども、今日お見えの両婦人会長さんとか老人会長さんお出でいただきました。残念ながら、議員さんは 3 名しか参加してもらえませんでしたので非常に残念でございます。

9 月 4 日、東京から長岡安平さん、東町の方ですけれども、亡くなられてちょうど今年で 90 周年でございます。この方が何をされたかといいますと、東京都にあります古い公園は全て、この方が設計をされた方でございます。それで今東京の日比谷公園で長岡安平の 90 年記念展ということで、4 日に関係者の方が持ってお出でになりまして、これも是非上京される時には東京の渋谷公園の中にありますので、そこにお出でになっていただければ一番いいかなと思っております。この方は造園師でございまして、設計をされます。今の公園という定義ができたのもこの人のあれではないかと考えております。素晴らしいあれで、天保 13 年ぐらいに、江戸時代の後半ぐらいにお生まれになって、東町から今度は大村藩に仕えられまして、楠本まさ何とか氏に仕えて、上京されて、こういう立派なことをされておられます。そういうことで、この方も東彼杵町とは切っても切れない縁でございますので、これからこういう安平さんを使ったまちづくりあたりも出来ればいいなと思っております。以上でございます。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（後城一雄君）

以上で町長の行政報告を終わります。

これから議事に入ります。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の本会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、7 番、浪瀬真吾君、8 番、森敏則君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（後城一雄君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月25日までの16日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月25日までの16日間に決定をいたします。

日程第3 一般質問について

○議長（後城一雄君）

日程第3、一般質問を行います。

質問形式は1問1答方式、質問時間は執行部答弁を含めて60分以内、制限時間の2分前には告知ベルを鳴らします。なお、質問、答弁とも簡潔、明解をお願いをいたします。

順番に発言を許します。始めに5番議員、橋村孝彦君の発言を許します。

5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

おはようございます。今回は、地方創生に必要なものは何かということで若干お尋ねをいたしたいと思っております。戦後我が国は、廃墟と化した中から国土復興を目指し、欧米社会に追いつけ、追い越せと経済成長を第一に掲げ、国民もがむしゃらに働いてきました。その結果、世界に類を見ない経済成長を遂げました。1970年代の経済は成長の一途をたどり、1980年代になるとバブル期と相まって国民もその恩恵に授かり、夢と希望に満ち溢れた一時代でありました。それに相互し人口も増加傾向にありましたが、2004年度をピークに減少の一途をたどっております。経済成長の原因は首都東京にあり、東京に人を集めることで全体的な経済成長を遂げてきたといえます。

その後バブルのはじけ、2000年代になり、東京への一極集中は加速しているにもかかわらず経済成長は陰りを見せ、衰退の一途をたどっております。都会への人口集中が地方の人口減少、少子高齢化を招いております。特に若者の流出は深刻で、将来的に地方の存亡にかかると民間のシンクタンクに警告されております。この消滅自治体に指名された地域は上や下にと大騒ぎであります。消滅自治体に指名されたとしても、そこまで敏感に反応する必要があるかと個人的には思っておりますが、人口問題は喫緊の課題であります。政府は人口急減と超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした事実的で継続的な社会を創生できるよう、まち・ひと・しごと創生本部を設置いたしました。国とは、地方の集合体であり、地方をなくして国家は成り立たないといえます。つまり、主役は地方の力ということでもあります。

人口減少、特に生産年齢の減少は全体的な国力の低下につながり、国、地方ともに取り組むべき大きな課題といえます。しかしながら、今更人口を増やせといわれても、現状の社会情勢では妙案がないというのが現実であろうと思っております。

今こそ各地域の特色あるアイデアが求められております。本町では、これまでの取り組みが功を奏し、関東地区より若干の移住等が見られますが、自然増には追いつかないのが現実であります。ひと・まち・しごととは、ひとが集まれば仕事生まれる。仕事があればひとが集まる。結果として、地域が活性化するという好循環を期待した施策と受け止めております。これが地域の活性化、つまり地方創生であろうと考えます。

国は全ての自治体に、人口ビジョンを含めた総合戦略策定を本年度から 2019 年までの 5 年間の対策を織り込むよう求めておりますが、地方創生には真に必要なものか、次にお尋ねいたします。

- 1 本町の地方創生事業に独自性はあるのか。また人口ビジョン総合戦略の進捗状況をお尋ねいたします。ただ人口ビジョン総合戦略については、明日 11 日議会に示される予定でございますので、概略で結構かと思っております。
- 2 地方創生事業及び活性化事業に合意形成はどこまで必要か。この地方創生と活性化事業、これは活性化することが地方創生でしょうから、同意語とご理解いただければと思っております。
- 3 活性化事業、これも同じく地方創生にかかわる事業も含めてでございますが、進捗状況に照らし合わせて撤退戦略は持っているのか。
- 4 一過性のブームで終わらせないために必要なものは何か。
- 5 総論として地方創生に必要なものは何か。

以上 5 点お尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それではお答えいたします。地方創生に必要なものは何かということでございますけれども、まず 1 点の本町の地方創生事業には独自性があるのか、また人口ビジョン総合戦略の進捗状況はということでございますけれども、国のまち・ひと・しごと創生法におきましては、議員が指摘されておりますとおり、人口ビジョン、総合戦略策定が努力義務となっているわけですが、本町もそのとおり進めております。そういう中で、独自性というのはどうなのかということでございますけれども、当然これは独自性がなければならぬと思っております。今までにないことをやろうということで安倍さんも言っておられますので、従来の政策の検証ですけれども、あるいは各省庁の制度がありまして、これは何処何処の事業だとかいうことで、縦割りの事業が今までの事業でございました。それとあと地域の特性をこう加味しない全国一律の手続きで、どんな事業でもやってきておりました。それから、効果検証はあまり行われておりませんでした。やはりばら撒きになるかも分かりません、今までのやつが逆にですね。あとは地域に浸透していないと、表面にも施策が浸透していないと考えられます。短期的な成果を求める施策ではなかったかと思っております。そういう中で、そういう独自性というのはなければなりませんので、現在策定におきましては、職員によりますところの施策提案の他、町民の皆様方の、特に若い方とか女性の方、I ターンやU ターンの方、あるいは子育て世代など、あるいは高齢者など幅広い年齢層からの意見を求めようと思っております。そして委員さんには、産業界、金融界、大学、メディア、労働など各機関で構成を、委員を選出いたしておりますので、それに基づいて現在会議を 2 回、今開催をいたしております。10 月末までに終わらなくてはなりませんけれども、終わった後でも私は定期的に、勿論これは PDCA

というサイクルで、まず計画をして、実施をして、そしてそこで評価をして、反省をしてもう1回やり直すとかいう PDCA でございますけれども、そういうことの手法でこれの会議もやるようになっております。当然、創生会議の考え方も KPI と横文字で言うておりますけれども、効果がどういふふうになるのかという、そういう見方もされておりますので、そういう方向になるかなと思っております。

それから、地方創生事業の合意形成はどこまでかということでございますけれども、これは町民の民意をどこまで反映するものかという意味で考えますと、総合戦略の策定には幅広い年齢層や各関係機関などが委員として入られておりますので、そういう会議でございますので、策定する段階も策定後も検証や見直しを引き続き継続しながら、意見を聞くということといたしております。他にも区長会ごとに、また必要に応じて光サービスなどのような説明あたりを行いまして、住民の皆様にも民意が反映するように合意形成を図りたいと思います。そして、先程議員もおっしゃるように、議員の皆様にも総合戦略の策定段階から意見を聞いて、そういう戦略を作っていこうと考えております。是非、議会の方でも特別委員会なんかを作っただいて、どんどんアイデアあたりを投げかけてもらえれば一番いいかなと考えております。

それから、撤退戦略は持っているのかということでございますけれども、これは当然、今から5か年計画を作るわけですが、国の認可に合格しなければ事業が出来ません。国の総合戦略を作っ、それが該当するかどうか、国のその査定っていいですか、それに該当しなければどうにもなりませんので、それには掛かっていくかなと思っております。そういう中で、やって撤退をするということはある得ると思えます。それは、やる前から出来ないとなれば何も出来ませんので、やってみて、そして失敗したらそこでまた、さっき言いました PDCA というやり方で、それぞれ修正をしながらやっていくしかないかなと考えております。それをやって、やってもやっても PDCA のサイクルをやっても無理な場合は当然、撤退をしなければならないかなと考えております。

それから、一過性のブームに終わらせないために必要なものは何かでございましてけれども、これは5か年間という計画期間がありますので、そういうこう PDCA という4つの視点がございまして、これで見えていくしかないかなと考えております。それで見ながら、一過性に終わらないように、まあもちろん5年間はあるわけでございますので一過性でございませぬ。5年間が計画期間でございまして、その5年間を一過性と捉えるものかどうか分かりませぬけれども、それは、5年間はあるものと思っております。

それから、総論として地方創生に必要なものは何かでございましてけれども、これは全く一緒のことを2年前にまちづくり交付金ということで、各地区に平均500千円近く交付をいたしまして、色々な区長さんから地域で協議をして、そして上げてくださいという方法を取りました。それと全く一緒です。今の地方創生は全く一緒です。ですから例えば、私の方がハード事業を上げますと該当いたしません。備品類はなんとか OK になるような感じですが、ソフト事業なんです、問題なのは。ハード事業だけで地方創生ができるかという問題がありますけれども、非常にそういうことで、2年前にやったことを、同じことを今からやろうとしております。安倍さんがやっておられます地方創生の一番対象になっているのが海士町というのがよく出ますけれども、これは2年前、3年前に海士町を参考にして東彼杵町もまちづくり支援交付金をやったわけでございます。それと同じようなことをやろうとしておりますので、住民の方も海士町という言葉をつぶん聞かれたと思

います。だからそういうことをございますので、そういう国の地方創生というのは、東彼杵町のまちづくり交付金と同じようなスタイルだと考えていただければ、一番いいかなと考えております。そして、一番何が重要かということをございますけれども、これは勿論、今 2016 年の概算要求が固まりましたけれども、102,000,000,000 千円になっておりますけれども、この地方創生に充てるお金というのは、108,000,000 千円であります。この 108,000,000 千円が国の負担と。そうしたらこれを地方の負担まで合わせますと、216,000,000 千円あります。ということは、50%の補助しか出せませんよということなんです。そしたら色んな大きなことを考えたにしても、そこに財源があるのかということなんです。それと起債あたりが借りられるかということをございますので、非常に今の段階では、どうなっていくのかよく分からないような状況をございます。ただし、108,000,000 千円を今の厳しい予算の中で確保されたというのは非常にこれは困難な業だと思いません、私は。予算の中では 100,000,000 千円を捻出するというのは非常に厳しいことをございますので、これは内閣官房といたしましても、是非やろうという意気込みだと思っておりますので、これには手を挙げて、当然あまり文句ばかり言わずに、国の交付制度に従って求めていくしかないだろうと思っております。深読みになりますけれども、もしかしたら補正予算あたりもくるかと思っておりますので、これは手を挙げておかないと。あるいは 2015 年度末で計画策定終わりですよではなくて、そのあとも引き続きずっと色んなことを考えながらやっていかなければこれは到達できないと思っております。まだまだこれから、色んな紆余曲折しながら地方創生が進められていくものと思っております。是非引き続き、終わったあともこういう仕組みで進めていこうと考えております。登壇での説明は以上で終わります。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、橋村孝彦君。

○5 番（橋村孝彦君）

先程の PDCA ですよね、これ何でしたかね、パブリック何。ちょっとそれを教えて下さい。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

プランですね、プランドウ、プランは計画。D は実施、行う。それからチェック、C はチェックです、評価するわけですね。そして A がアクションです。すいません、横文字で、申し訳ございません。改善するということです。これは前回の一般質問でもお答えしましたとおり、今職員は全てこれで、東彼杵町の予算執行につきましては、全てこの PDCA で行っております。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、橋村孝彦君。

○5 番（橋村孝彦君）

すみません、私も忘れてしまっております。その独自性をございますけれども、今、どこの自治体といいますか、そういった所も国の要請を受けて、人口ビジョンとか総合戦略等々を策定中だと思っておりますけれども、これは全て目的は、実は同じことをどこもやっているわけですよね。ですからどうしても、答申が似たようなものになってしまうのではないかと。つまり、創生本部が要望する策定が出来れば補助金が出るよというふうなスタイルになっていますから。そうしますと、全ての

自治体の答申といひましようか計画書が、横一線になるような気がしているわけですよ。そうしますと、それが本当に地域の特性を生かした策定になっているのかどうか。そういったものが非常に、何といひますかね。ですから、結局その補助金目当ての策定をしたって本当の意味の地方創生にはならないと、私は思っているわけですよ。ですから、本町においても似たようなものになっていないかなということをお尋ねしたいのですが、どうなんでしょうかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程申しましたとおり、独自性はあるのかということでも申しましたとおり、今までのやり方では駄目ですよということでもありますので、独自性でございます。したがって、今から例えば、私の町でロハスの郷という中岳地区でやっていますね。これが地方創生で採択をされております。ですから他所にやってないことをやれば OK なんです。ですから、今回写真によるまちづくりプロジェクトということで3日ぐらい前、千綿駅、里郷でやりましたけれども、こういう他所でやってないことは対象になります。ただそういうことで、金太郎飴的なことになれば駄目なんです。議員がおっしゃるように金太郎飴になったらいけませんので、色んな地域の独自性に合わせた発想をしてくれというのが国の話でございますので。今色んな意見が出ております。あとで、どの程度出ているのかというのは中間報告はあとでするかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。したがって、一律性というのは今までのやり方でございますので、これからは既存の政策にないものということでも考えていただければいいかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、橋村孝彦君。

○5 番（橋村孝彦君）

先程、町長は海士町が見本だとおっしゃいましたですよ。実はこの地方創生が叫ばれてから、このコンサルタント、非常に引っ張りだかしいんですよ、全国的に。なかなか、これ策定するのに難しい部分があるっていうのが実態なのでしょうけれども。新たなまちの地方創生プランは私のところにお任せ下さいっていう売りでね、やっているところが結構多いらしいですよ。そこで、先程海士町とおっしゃいましたけれども、あそこのコンサルタント何て言いましたかね、山崎 亮さんでしたよね。あそこと同じ方がうちの町にも来て、色々やっていただいたということなのですけども、結局うちの町も、いわゆるそのコンサルタントというのはどうしても成功した事例を売りものにしてセールスを行いますから、若干うちの町もそういうふうなことにはなっていないかという疑問なのですが、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

前の確か、3月ぐらいの議会でもコンサル料を上げた時に、コンサルのための地方創生ではないかと指摘もありましたように、そういうところは多分にあると思います。しかし、そういうことがないように、今、私のところもコンサルに頼んでおりますけれども、委員さんの意見が主体です。コンサルの意見は全く入っておりません。整理をするだけに今なっております。ピンポイントでこ

ういうことをしなければならぬわけですから、誘導はしなければならぬでしょうけれども、今のところは全く誘導的なものはありません。第2回に私も出席をしましたけれども、住民の方の自由な意見が今出ております。したがって、そういうコンサルの金太郎飴的なものに、コンサルさんが分かりません、東彼杵町の特性というの。特産品はお茶とか何とかは分かりませけれども、あまりそのへんは言われておりません。今からもしかしたら出てくるかも分かりませけれども、要はアイデアの出し具合です。誰がそういうアイデアを出すかということで。だから先程言いましたとおり、委員さんに限らず、町民の皆様方のご意見があれば、議員さんから誰からでもいいですので、どしどし意見を出していただければ一番いいかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

それと合意形成についてでございますけれども、ちょっと分かりづらいかなど。設問としてはね、私思ったのですけれども。町長のお答えでは民意を極力反映するよということ、議会でも特別委員会等を作ればというあれもありましたけれども、私も特別委員会等が出来て、他所の議会でも地方創生にかかる特別委員会等を作っているところもございませし、私たちが前向きに検討をしたいなとは個人的には思っておりますが、ちょっと分かりづらいついたのは、町長がよくおっしゃっている言葉で、町民の皆さんの意見をよく聞きながらということ、基本的姿勢ということ、私は理解してございませし、それが民主主義の本質であろうと思っておりますが、そのことを否定しているものではございませね。例えば新しいことをやろうとしますと、なかなか全体というか、全員の意見が一致するということはまずあり得ない。それは当然のことです。例えば、一つの方向性を示したとすると、当然、反対意見があるのは当然です。ですから、そういった中でなかなか合意形成が出来ないと事業等が方向転換されたり、あるいは頓挫したりという部分がちょくちょくと見受けられます。そうしますとどうしても反対意見者の意見をといいますか、本人の理解を得るための意見になってしまう。ですから、当事者としては、極力自分の責任による意思決定を避けようとする。それでは曖昧な合意形成しか出来ない。そのことを実はお伺いしているわけであつて、ですからどこまで理解を得られればいいのか。非常に疑問を感じる真意がこれまでいろいろありましたから、これに引っ掛けて聞いているわけではございませけれども、つまり全員が、皆さんが合意出来れば、プロジェクトは成功するのかなということをお尋ねしているんですけれども、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

合意形成は、全て合意形成が100%しても失敗することがあるだろうと思ひます。だから合意形成しなくても、失敗、成功、当然あります。ですから、問題は、政策はありますけれども、誰がやるかということが一番問題です。そこになっていくと思ひます。地方創生でいくら上がつてきても、誰がやるかってことなのです。今、東彼杵町で一番問題はそこなのです。いろんな政策をやろうということでアイデアはいっぱい上がつてきますけれども、これをどうするのかということです。計画は承認はされました。そうしたら実行段階でどうなるのか。そこです。ブランドウCの

ドウのところ、計画はしました、誰がやるのかってということで、そこが一番東彼杵町の、これは東彼杵町に限らずどこでも、町民の方はあまりやられない。町外から転入されてきた方がいろんなアイデアをやるというようなことが今あります。非常に、今回のは町民挙げてやりなさいという話もあっておりますけれども、なかなかそこが出来るかなというのがあります。その合意形成の後の話になりますけれども。合意形成は、全てが基本的には、全員が合意形成されなくても、非常にいろんないい意見があればそれは最終的に私が決めないといけないだろうと思います。少数意見であっても、それはいい意見であれば、勿論まちづくりでございますので、本当にやっていけるのかという疑問があります。しかし、さっき言われた撤退もでございますから、やらないとどうしても結果が出て来ないものですから、そこらへんの合意形成が、どこまでした時に GO サイン出すとか、そういう判断はその時々でしか判断できないかなと思っております。回答になってないかも分かりませんが、よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、橋村孝彦君。

○5 番（橋村孝彦君）

地方創生は先程、誰がやるのかによって違うであろうというお答えですけれども、地方創生の意味。当然、町民の皆さんの意見とか、そういったものを汲み上げながらやるのが当然でございますけれども、最終的な責任は誰がやるのかということではなくて、やっぱり行政が、執行側が最終的な、今おっしゃいましたような責任といたしますか。ですからこれは、やっぱり私が問うているのは誰がやるということではなくて、執行部がやる事業とかプロジェクト、そういったものに関してでございます。本町にこれまでの経緯を見てみますと、その中でやっぱりなかなか皆さんの理解が得られなかったために、方向修正といいますか、頓挫したとか、そういった事案がないとはいえないと思うのですよ。ですからそこらへんをこう考えながらいかないと、特に地方創生という非常に大事な時期にきているわけですから、そこらへんも。この間テレビを見ていて、橋下大阪市長のコメントがあったのでちょっと書いてきたので言いますけれどね。安保関連法案の国会前のデモがあっていましたよね。このことについて、橋下市長がテレビでこういうことを言っていました。デモはそもそも否定はしないと、政治家も国民の政治的意思として十分耳を傾けなければならない。ただし、デモで国家の意志が決定されるのは絶対駄目であるということを橋下市長が言っておられました。そこでまた、たったあれだけの人数で国家の意思が決まるのは民主主義の否定だということふうなことをテレビでおっしゃっていましたので、ちょっとメモってきたのですけれども。これは安全保障関連の是非をコメントされているのではなくて、政治の責任とか一貫性、そういったものを多分言われているのだらうと思うのですよね。ここは、地方創生は非常に重要な時期でございますので、それと責任を取らない意思と、やっぱり成熟された理念といたしますか、方向性、そういったものが天秤にかけられることがないように、一つお願いしたいなと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

質問外で私にとってはその辺のところは分かりません。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、橋村孝彦君。

○5 番（橋村孝彦君）

わかりませんか。質問の仕方が悪かったのかどうか、分かりづらかったのかもかもしれませんけれども、次いきます。撤退戦略ということですから、それもあり得るといふ答弁でございましたけれども。地方創生は活性化事業、こういったものの基本計画に最初から失敗した時のことを書いているものは先ずないと思います。人口ビジョンにしても、総合戦略にしても、プラス思考、前向きなことをおそらく書いてあるのでしょう。その中で失敗した時のことはまず書いてない。撤退戦略というのはどういうことかといひますと、やっぱりこれはひとつの経営戦略ですよと受け止めていただければいいと思います。これは当然成功するのが当初の目的ですし、成功するのが常に重要ですけども、ある事業を進めている時、一定の基準が下回った時に撤退する旨の基準、そういったものがすべて必要かなと思っているのですよ。ですから、これは決して、最初から撤退戦略を決めておけば、無計画な資金投入を防ぐ。これは、逆に言わせてもらえれば、撤退戦略というのは前向きな、極めて前向きな考え方だと思うのですけれども。いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程申しましたとおり、当然リスクが伴うものでございますので、どこまでいったらもう撤退するかという決め方はPの方で、プランの方で上がってくると思います。PDCA ですので、計画をして、実行をして、そして反省をするわけですから、そこで失敗したらもうアクションは起こさないということです。アクションは止めるということでしょうから、撤退ということは。だからそれで見ていくしかないかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、橋村君。

○5 番（橋村孝彦君）

そういうことを念頭におきながらやっていただければ、無計画な資金投入にならないように願いたいと思っております。

次に一過性のブームで終わらないためにということですけども、やっぱり日頃から町長がおっしゃっている、やっておられる、その何とかまちづくりとか、活性化事業。こういったものは私は非常に見ていていいなと、結構なことだと実は思っておりますけれども、これで大事なことは継続性なのですよね。継続性が大事なのです。国は自立しなさいとか、あまり補助金に頼るなど言っているわけですから、継続性を維持するためには何が必要なのかなと考えていますと、やっぱりその事業とか、資金を投入していろんなことをやる。やってその結果、なんらかのリターンがないとやっぱり継続性は難しいのではないかなと。あるいは支出に対する経済的なリターンであったり、事業や祭りをする人、こういった主催者といってもいいし、実行部隊といってもいいでしょうけれども。それらを例えば傍観者として参加している人たち、その人たちだけの自己満足のイベントであり、祭りであってはやはり駄目。そこに極力参加者も含めて皆さんが価値観の共有をしていけば、これは皆さん一緒になって発信できる力になるからそういうことがあったりするのですけれども。

だからやっぱり1回、2回やって終わりというのであれば、これは花火を上げたのと一緒のことで、大事なことはビジョンですよ。ですから本町のビジョンというものには、その町長の日頃の言動等を見ておられますと分からないこともあります。今一度失礼な言い方をしますが、でも、掴めない部分もあるっていうのは感想としてあるわけですから。そこら辺のビジョン的な部分でお答えできる部分があれば何か、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくりというのは、非常に私が単純に考えて、明日から皆さん右へならいでこれをしましうと、皆に協力してもらえば問題ないわけですが、一番困っているのは、いろんないいイベントをしても、町民の方がおい出してもらえない。例えば、歌手の方あたりを呼べばドンと来られるとか。だからそこら辺の、いかにしてイベントをした時に町民の方が全部来るとするのは無理です。少なくとも3割ぐらい来ていただければ一番いいかなと思っています。そのへんはもちろん50%が一番いいのかもしれませんが、そんなのは無理です。だから30%ぐらいの方が振り向いてくれれば、私はまちづくりは成功したかなと思っています。それと事業の考え方ですが、やっぱり何かを考えれば事業として考えなければならぬと思っています、事業として。そしてリスクを覚悟してということ。撤退という話がありますとおり、リスクを覚悟してもらわなれないといけない。どうしても負担がありますよということ。そして、やっぱり基本、極端の大きな事業は別ですが、町民皆様に活性化をしましうというのは、私は今千綿農協の米倉庫あたりでこう考えております。その時意見が出ておりましたけれども、10年ぐらいを見据えたところでやっぱりやるべきではないだろうかと考えを持っております。それ以上は無理だろうと思っています。例えば3か月とかで撤退というのは無理だと思います。そういうことは、事業は止めたほうがいいと思います。ですから10年ぐらいスパンを考えていて、見据えていて、ずっと調整をしながらPDCAをを繰り返しながら、10年ぐらいを迎えるというようなことであると思います。常に10年間の事業として捉えて、いつでもリスクはあることは当然考えておかなければならないと思います。そういう長い時間掛かりますので、簡単には活性化は出来ません。継続という意味からいけば10年ぐらいのスパンをやるべきではないかと考えております。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村君。

○5番（橋村孝彦君）

質問の予定なかったんですけど、先程千綿農協の米倉庫のことをお話されましたよね。その中でリスクがないと駄目だというおっしゃるかたをいたしましたよね。私あそこをする時に予算審議の時に、あれをする方々には全くリスクがないではないかということをおはご指摘したと思っていますよ。おっしゃっていることとあの時の答弁は違いますよ。ですから全て交付金でして、家賃もない。何年しなくてはいけないという縛りもない。これは事業をする人には全くリスクがないわけですよ。私はいつもそういうリスクがないものにはリターンがないと私はいつも言ってますけれども、まさにそのことです。やっぱり事業には必ずリスクというものに伴いますから、やっぱりリスクがなくて、リターンっていうものはまずないわけですから、そこら辺はご承知おき願いたいと思いま

す。先程の一過性に戻りますけれども、一過性のブームで終わってしまえば、当然人口増も伴ってこなくなる可能性があるわけですよ、花火を打ち上げただけでは。ですから先ほどから地方創生というのは、地方の人口を増やそうということも一つの目的でございますから、人口を増やすには自然増か社会増しかないわけですよ、二つしか。自然増というのは、出生率が死亡率を上回った時、これは自然増ですよ。社会的増というのは、今町内に住んでいる方々、人、町民を極力転出させない。なおかつ、今住んでいない人たちでも将来的に私たちの町に来る可能性のある人たちを呼ぶ込むこと、この二つしかないのかなと思うわけですよ。そこで今の社会情勢をみますと、この少子高齢化の中で自然増というのは、かなり厳しいのかなという気がするわけですよ。ではどうするのということのなるわけですけども、例えば本町が行っておりますよね、夏休みの田舎暮らしプロジェクトですかね。あるいは、若干関東から来られているこの方々は定住とまでは、一人はね、家まで建てておられますから当然将来的にも住む覚悟なのでしょうけれども、他の方々というのは仮の住まいといったら失礼なのかもしれませんが、定住とまではいってない。こういう人たちを取り込むことは、非常に重要なことではなかろうかと思っているわけですよ。それと地域おこし協力隊、この方もまだ定住者ではない。一次的に私たちの町に来ていただいている。この人たちもやっぱり定住してもらえるように、いい思いをしてもらえるようなやっぱり支援とかして。それと併せて今言わせてもらえれば、今関東地区から来ていらっしゃる方々、私の交流のある人は何人かいらっしゃいますけれども、ほとんど埼玉を中心とした関東の一部エリアといいますか、その人たちに限定されている。だいたいそうなのですよ。あそこら辺の人ばかり。やっぱり東海地区とか近畿地区とか、そういったものにも。例えば今、東京東彼杵会とかありますよね。やっぱりこういう方々はひとつの連結になって、石を投げればこう広がっていく形ですから、やっぱり東京の東彼杵会はそれなりの協力体制は出来ていると思っているのですよね。関西とか近畿とか東海、そこら辺にも、そういったものが出来ればいいのかなと思っておりますけれども。お聞きしたいことはこういう田舎暮らしに来た方々、あるいは地域協力隊の処遇、北関東から来ている人の先の展望といいますか、そういったところはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

改善センターで行っています夏休み田舎暮らしプロジェクトは、これほぼ定着をしまして、あまり増は見込めません。今来られているのは、確かに関東からですけども、ご夫婦で来られるとか、奥様が来られるとか、ここ1週間で2世帯ぐらいお出でになります。それは長崎県に來られて、そして5市町ぐらい回られて、どこが一番いいかということで東彼杵町に決められています。今回も画家の方とピアニストの方がお出でになります。全く夏休みプロジェクトとは関係ありません。長崎県が行っている田舎暮らしプロジェクトで長崎県に入って、そして県内を回って一番いい所は東彼杵だということで、家まで見て帰られるようなこと。それからもう既に、今旦那さんと二人来られて、当面奥さんだけ来られまして、例えば家の改造もされて、合併浄化槽の改造もされて全て改造されて農業をやりたいと。農業も今までみたいな農業ではなくて、視点を変えた農業をやりたいということで、今フェイスブックあたりを見てもらえれば分かりますけれども、非常にいい取り組みをされている方がいらっしゃいます。今度その方も、総合戦略のメンバーに入って下さいという

ことをお願いしております。いろんなアイデアを持っておられますので、そういう方が今協力隊の力もありますけれども、全く関係ないフェイスブックとか、県の田舎暮らしの中で応募をされて来る方がたくさんあります。協力隊もお陰で、炭焼きをする人、それから漁師をする人、そしてパティシエという3つのパターンで募集をしましたところ、炭焼きの方に5名ぐらいぼんと応募がきまして、他はきませんでした。それで今1名が決まりまして、遠目の方に炭焼きの方で、炭を焼きたいということでお出でになっております。いろんな取り組みで、何でも有りということで人口増を考えております。自然増で増える、社会増で増える、東彼杵町は無理でございます。はっきり言いまして増えません。社会増も人口増も増えません。それをいかにして、例えば今考えているのは、これから何年後、1年毎、10世帯ぐらいずつご夫婦を入れていけば、東彼杵町は潰れないというふうな試算もあります。これは今回お願いをしておりますT型集落点検という手法でやりますけれども、この先生が言われるのですけれども、東彼杵町みたいところは、1年に10世帯頑張っって入れなさい。そしたら、人口は増えませんよ。増えませんけれども、極端にぐっと減りません。なだらかに減っていくだろうと。それは日本の流れですので、そういう方向で今から進めていこうと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村君。

○5番（橋村孝彦君）

今町長がおっしゃったように、人々といえますか、人の心というのは田舎に憧れるといえますか、そういった願望は結構、私あるのではないかと感じておりますよ。これ今ちょっと思い出したんですけども、だいぶん前の話ですけども、アメリカで、スモールタウンベストハンドレットインUSAという本がベストセラーになったというのを今思い出したんですけども。これだいぶん前7、8年前、もっと前ですかね、その頃時を同じくして、ヨーロッパの人たちが一番住みたい町はどこなのかというのもその時に一緒に載っていて、それはベルギーの名前忘れましたが人口3,000人の所なんです。アメリカのなった所も実は人口1万人以下の小さい所が多かったというのがあったんですよ。つまり日本人におきまして、やっぱり今テレビ等でも田舎暮らしとかやっていますけれども、やっぱり人々の心といえますか、心底の中には、都会の人たちも日本においても田舎に憧れるブーム的なものなんてありますから。やっぱり心の底には田園風景に憧れるといえますか、そういったものが必ずあるのかなという気がします。そうしますと、田舎というのは人口が増える可能性というか要素というか、そういったものはあるのかなと思うのですよね。そこがこれからの売りになるのかなと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

やっぱり議員がおっしゃるように、田園回帰と言いまして、農業をしたい人が、考え方が、東京でもアンケートあたりも30%ぐらい地方に帰りたいという意見がございます。それと何回も言いますけれども、人口は減っても構わないんです。別に問題ないんです。要するに今回の補正で上げておきますとおり、人口という捉え方は住民票に書いた人口だけ、今8,400人の人口ですけども、それではないんですよ。そこを出られた方、川棚、嬉野とか佐世保、長崎にお住まいの方、関連す

る方、その方を含めたところが人口だという考えでいけば、いざ鎌倉といった時には、東彼杵町に帰ってくるわけですから、子供さんたちはそういう考え方をしながら活性化はできると思っておりますので、そういう田舎暮らしというのが、都会の方は憧れてきます。元々居た人は、田舎を捨てるわけにはいきませんので、そういうことが帰ってこれるような、田園回帰になるような農業を守っていけるような町を目指していこうと思っております。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、橋村君。

○5 番（橋村孝彦君）

最後になりますけれども総論ですよね。地方創生、ぶっちゃけ、総力上げて地区外から人と金を集めろと。言い方悪いですけどね。そういう受け止め方をしているんですよ。ですからしかし、その国が言うように、そういった計画を出したからといって必ずうまくいくとは思っておりません。国は地方創生本部、国ですかね、要するに地方間競争を煽るような言い方をしていますよね。地方創生本部の指針に従って人口ビジョンや総合戦略を策定させて実績を上げた地域にお金をあげますよというのは。しかし、その国というのは、地方に人口を増やせ増やせと言っておりますけれども、これ自体は 50 年後に 1 億人程度の人口を維持すると言っているわけですよ。ということは、2,000 人これは減るのだよということを自分自ら認めていることでしょう。そう言いながら、地方間の競争は煽って人口を増やせと言っておりますけれども、それに添っていきますと、当然負け組と勝ち組というわけですよ。そうすると例えば、A のまちは 5 人増えて、B のまちが 5 人減れば、エクセルでオートサムですれば 0 ですよね。0 サムしかない。そういうやり方というのは、全体としての、私たちは地方の観点からしかものをいいませんが、地方というのは国と一体化してなくていけない。やっぱり地方全体、一地方だけが活性化しただけで全体的な国力の活性化に繋がるわけがないですから、やっぱり言っていることはちょっと首を傾げる部分があるわけですよ。ですから自分たちのまちだけのことでなくて、東彼杵の場合でいけば、例えば近隣の東彼 3 町であるとか、その大村辺りと共同で、そういう問題意識をもって事業をやるとか、戦略会議を開くとか、そういう共同でやるっていうふうなお考えはございませんか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

県の創生会議の試案として、案として、例えばということで、大村市と東彼杵町と連携協定をするような例示がありました。それは可能でございます。したがって、医療とか介護とかそのものの連携が出来ます。やろうと思えばですね。だから、何を大村市で賄ってもらって、東彼杵町は何をするのかとか、そういうものの連携をしないといけないです。それは今から考えないといけない。それは多分 10 月までは無理かも分かりませんが、前も申しましたとおり、今からそういうことを考えてやらないといけないと思っております。例えば 3 町で考えて、3 町で作っている福祉組合とか、福祉組合は該当しないかも知れませんが、例えば私がしています森林組合と 3 町で連携をして地方創生をするとか、それで人口を増やしていくという方法とか、そんなことはできると思います。ですからいろんなパターンがございますので、いろんな知恵を出しながら、大村市との連携、佐世保市とも消防とか、いろんな連携をしておりますので、そういう連携の機会もある

かと思っております。全てありで、嬉野も含めまして。県が長崎県と佐賀県で医療の連携協定をしました。当然東彼杵町も嬉野町とかの消防とも連携をしておりますので、いろんな連携の機会があるかと思っております。広域の連携とか、大村との連携とか、東彼3町とか佐世保とか、そういうことは当然考えていかなければならないと思います。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村君。

○5番（橋村孝彦君）

先程登壇上で述べた言葉の中で消滅自治体という言葉を使いましたけれども、民間の地方創生会議、あれはぶっちゃけ民間のシンクタンクですから、そう気にする必要はないのかなと個人的には思っておりますけれども、私はあの言葉を聞いた時に非常に不愉快な思いをしました。消滅自治体とは何なのって話なんです。彼らが言っている消滅自治体っていうのは、人口が段々減ってくるよと。人口が減ってきたら、一地方公共団体でやっていけないから合併の道を選ぶよと、選ぶ可能性があるよと。そしたら、いわゆる東彼杵町がもし仮にどこかと合併したとしたら、そのまちな地方公共団体としての法人格がなくなるだけの話であって、彼杵の場合は、仮に東彼3町と合併したとしても、東彼杵町というまちな名前は残るわけですよ。また大村と合併したとしたって、大村市東彼杵町と地名が消えるわけないんですよ。消滅というのは失礼な言い方と私思っているんですよ。原子爆弾でも落とされて跡形もなくなっているなら、消滅ということも該当するかも。これ私非常に失礼な言い方だなと私は思っているわけです。やっぱり例えば小値賀町辺りにすれば3,000人切っても粛々と皆さん暮らしているわけであって、全ての地方には、山河があり、海があり、暮らしているわけです。ああいうセンセーショナルな発言の仕方というのは私、町長はどう思われますか。最後です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私が2年前にこの消滅自治体っていうのは婦人会の方とか常にお話をしておりまして、そして広報でも25年の広報でははっきり書きましたし、日頃から言っております。だから日本創生会議の消滅自治体というのは、これは私はセンセーショナルっていいですか、衝撃的で私はよかったと思います。それはそれとして皆さんに知っていただく、こうなりますよと。だから消滅しないまちにしようということで皆が立ち上がったわけでございますので。確かに人口は減っていくのは間違いないんですよ。これは50年前から、今の1億何千人になるというのは、1,000年後は1,000人になる予定です。それはもう推計出ているわけですから。当然それは何でこうなったかと言えば、創生会議が発表したから皆が意識を持っただけであって、私は逆にそれにならないように努力するのが地方創生と思っております。当然人口は減っていきます。減っていきますけれども、小さいまちでも何とかやっていけるような施策をやるのが地方創生だと思っておりますので、評価はしたいと思っております。そういうことを投げかけたというのは、それが正しいか正しくないかは別にして、そういうふうになりますよという衝撃を鳴らした。そういうことになりますよと国民の皆さんに出したというのは、私はいいと思っております。だから、それに負けられないような国づくりをするのが私の仕事かなと思っております。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、橋村君。

○5 番（橋村孝彦君）

最後と言いましたけれどもいいですか。何はともあれ、国も地方も衰退しているわけですから、そういう問題意識を提供してくれたというふうに受け止めれば、それは同じことなのです。ですから、奇しくも今年には戦後 70 年です。自虐説に洗脳された戦後レジウムから脱却して、それこそ今、国民一人一人がそういった問題意識をもってこのことにあたる。これが真の地方創生ではないかなと思っております。これで終わります。ありがとうございました。

○議長（後城一雄君）

これで5 番議員、橋村孝彦君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。11 時 15 分より再開します。

暫時休憩（午前 11 時 09 分）

再 開（午前 11 時 15 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

次に、3 番議員、岡田伊一郎君の質問を許します。

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

先に通告しておりました点について、質問をいたします。

まず1 点目でございますが、防災・減災の取り組みについてであります。計画的な避難訓練など実施されていますが、現在は特に気象状況の変化が急激で、集中豪雨や大型台風の接近など、自然の猛威への対処が困難さを増しているような感じがします。町は地形的には町道路の崖崩れなど、全ての自然災害において備えていくのは財政的に非常に厳しいものがあります。しかし、人命を第一に考えた場合、集落の上部に位置するため池について、老朽化の現状と対策はどうなっているのか。また、台風などによる小音琴郷地先の潮害防止の県事業が計画されていましたが、予算が確保され、繰り越したにもかかわらず、実施できなかった原因と町の対応経過、今後の対策について伺います。

次に、情報管理と職員人事についてであります。国民全員に番号を割り当てるマイナンバー制度が導入される予定であります。12 桁の個人番号を住民票のデータに登録する作業が必要で、更に地方税、介護、生活保護など一つ一つ結び付けていかなければなりません。その上に情報漏れの対策についての取り組みも政府から求められています。職員人事について、現在の業務との兼ね合いも含め、人材と財源の見通しはどうなっているのかお尋ねをいたします。

3 点目であります。小学校の英語授業についてお尋ねをいたします。文部科学省が示した新学習指導要領では、骨格案では、小学校から高校の一貫した英語力向上を打ち出し、具体的な目標設定や、読む、書く、聞く、話すの技能を延ばす授業を導入するとされました。小3 から聞く、話すを中心に週 1 コマ、5 年から正式教科となります。最大の課題は、小学英語の授業時間確保といわれ

ます。予定消化のため夏休み短縮や土曜授業を行うことになるのか。また、始業前等に行うモジュール学習も対策の一環となるのかお尋ねをいたします。以上、登壇して終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それではお答えいたします。まず防災・減災への取り組みについてでございます。その中で、老朽化の現状、ため池です。ため池の現状と対策はどうかということでございますけれども、ため池は町内には全部で29か所ございまして、大小ございます。日用点検管理等につきましても、マニュアルを作りながら配布をいたしております。これは25年の1月でございます。それから一斉点検を、25年度に県営と土地改良事業で一定規模の大きなため池の一斉点検をいたしております。その中、ため池のハザードマップ等の作成をいたしております。まだ出来ておりませんが、27年6月に警戒ため池にかかるハザードマップ、ため池が決壊をした場合はどこまでどういう危険性があるのかというハザードマップを作成をするように現在予定をいたしております。まだ完成をいたしておりません。

対策はどうかでございますけれども、逐次漏水等については行っておりますけれども、一つのため池だけ赤木池だけはまだ全く未整備でございます。ここは漏水等はあまりひどくございませんけれども、非常に工事費が200,000千円を越すような工事になります。地域の方がその負担あたりに耐ええるのかどうか。非常に少ない受益者でございますので、大変厳しいことが予想されます。それ以外にも、いろんなため池の概略設計を6か所今行っております。それでも1,160,000千円ということでかかるわけでございますので、今の農業離れ、あるいは高齢者ということで対応出来るのかどうか。概略設計は作りましたけれども、非常に出来るのかというのが危惧をされます。その6か所の中で、特に緊急性の高いため池というのが、袖山ため池というのがございます。それから中池ため池というのがございます。それから三井木場ため池です。そして赤木ため池。4つが非常に緊急性が高いですよということになっております。これは漏水等もでございますけれども、元々堤体が石積みになっている関係で、あるいは非常に排水設備が整っていないということで、危険なため池という、この改良もされているのでしようけれども。特に今どうかって、緊急性はあるかもしれませんが、今すぐ崩れるようなことはないかと思っております。それ以外が山頭池、太ノ原池というのがございます。特に山頭池は、今回防衛庁事業で行うようにいたしておりますので、対応出来るかと思っております。太ノ原ため池につきましては、漏水がひどくございまして、それも何とかしなければなりませんけれども、それがすぐ決壊に繋がるかということではありません。なかなか予算等もございまして、現在ため池の改修等は、防衛庁事業等につきましても防衛事業で行われますけれども、それ以外の土地改良につきましても、地元の対応等もありまして、なかなか進んでない実状でございます。

それから、小音琴郷の潮風害の計画で、予算が繰り越されたにもかかわらず実施出来なかったのは何故かということでございますけれども、これは漁業協同組合東彼岸支部ですけれども、支部の同意が取れないということです。その一点です。非常に、情報が入っております。私も昨年末も音琴地区には個人的にもまいりましてお願いしているのですけれども、なかなか白紙撤回と漁協が決めておりますので、今のところはあまり積極的にこっちから行けるような立場ではありませんの

で、進捗をしてないということでございます。今後の対応でございますけれども、今いろんな漁業対策等も一緒に行っております。あさり貝とか、なまこの養殖とか、そんなこともやっておりますので、この辺もしながら理解を得たいということで考えております。今の段階では、個人の方の反対だけなら何とか対応も出来ますけれども、漁協の支部として白紙撤回となれば、なかなか行けないのが実状でございます、個人的な方だけが反対をされていることになれば、漁協の方にもお願いをしまして、正式に大村湾漁協組合でそういう正式な申し入れをするようなことも考えておりますけれども、現在のところは漁協自体が、支部自体が白紙撤回になっておりますので、その確認の電話も6月6日にもかかってきております。そういうことで非常にうわさ、うわさでいろんなデマが飛び交っております、ある地区の集会では、一人が反対をしているとかという、吹聴したという事実などが入っております、非常にやりにくくございます。予算も付いてやるだけだったんですけども、測量もご理解をしておりましたけれども、ある方からの1通のはがきによりまして、どうしてもこういう事態になってしまったのは非常に残念でなりません。以上でございます。

それから、情報管理と職員人事でございます。マイナンバーのことなんですけれども、今回2013年にマイナンバー法は出来上がっております、これは来月からカードが発送になりまして、町民一人一人番号がふられます。今から全て、例えば住民票の証明とか全く要りません。そのカードで全て賄いますので、いけるかと思っております。それとコンビニあたりも含めまして、コンビニでも証明が取れるように今準備を進めておりますので、この辺でカードが大いに有効に働いてくれればいいかなと思っております。ただし、やっぱりそこら辺のサイバー攻撃等がございますので、非常に危険性を伴います。これは国と一体となって、マイナンバーの保護には努めてまいろうと思っております。ご質問につきましては、日本年金機構の個人情報流出を受けまして、8月7日付けの総務省、自治行政局より外部系と基幹系の端末を物理的に遮断することを強く要請する主旨の事務連絡が発送をされております。これを受けまして、本町でも早急に対策を講じる必要があるため、今回上程の一般会計補正予算（第3号）におきましても、所要の経費743千円を計上いたしております。総務省からの要請が非常に唐突なものでございますが、マイナンバー法の施行に間に合うように対応を行っていきたいと思っております。

さらに職員の人事についてのお尋ねでございますけれども、マイナンバー制度にかかる業務については、既存の電算システムの改修、それから個人の番号通知カード及び番号カードの交付事務とか、番号法第31条に基づく例規整備など条例整備など様々な事務がありますけれども、特に小規模自治体には大きな負担となっていることは事実でございます。時間と経費がかかっているわけでございます。ご指摘のとおり、マイナンバー制度に限らず、人員の不足は常に恒常的なものでございますけれども、定員管理計画の見直しも含めまして、適正な人員確保、配置を行いながら、現行の人員で行ってまいるように考えております。財源につきましては、システム改修費につきましては全て補助金で賄います。補助金と交付税で措置がありますので、職員の人件費につきましても財源がございません。ちなみに費用的なものは、事業費として30,000千円ちょっとかかりますけれども、この内21,000千円ぐらいが補助金等がまいります。そして一般財源等が9,000千円ぐらいかかるわけでございますけれども、この中で交付税等がまいりますので、もう少し軽減が出来るものと考えております。登壇での説明は以上で終わります。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

岡田議員のご質問にお答えします。小学校の英語授業については、議員ご指摘のとおりでございます。文部科学省は、正式な教科でない外国語活動として実施している小学校英語の開始時期を、現在の5年生から3年生に前倒しし、5年生からは教科に格上げする方向で検討を始めているところでございます。各関係機関等で協議をいたし、2020年度までの実施を目指しております。文部科学省によると、3、4年生では週1、2回、5、6年生で週3回の実施を予定しているようでございます。5年生からは検定教科書を使用し、成績評価も取り入れ、基本的な読み、書きなど、中学校の学習内容を一部取り入れる方向で進むものと思われまます。全ての教員が英語の指導力を備えられるような研修も始まっております。

小学校での英語教育をめぐるっては、11年度から5、6年での週1回の外国語活動として必修化されましたが、英語に親しむ内容で、読み、書きはほとんど指導しておりません。ただ議員ご指摘のように、教科化の実現には授業時間の確保や指導体制の整備などの大きな課題もあり、これから授業時間の確保をどのようにすべきかということについては、中央教育審議会の方で協議がなされ、基本的な考え方や具体的な方策等について提示がなされるものと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田君。

○3番（岡田伊一郎君）

ため池の件なのですが、本町、地震はあまり関係ないと思いますが、分かりません。東日本大震災で農業用ダムが決壊し、死者も出ております。そこで堤体の変形で強度が弱っている所はないのか。あればどれくらいあるのかお尋ねをいたします。堤体が変形しているところです。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

強度がどうかというのは分かりませんが、多分今のため池の調査でいきますと、構造的危険度とか、周辺環境危険度とか、下流域の影響度、依存度、立地条件で判定をしておりますので、これが全て堤体の強度に起因するのかわかりませんが、ため池についての地震対策というのは、堤体自身にはないかと思っております。そうしないと全て補強を今までしなければなりません。非常にため池自体の地震の強度等につきましては、防ぎようがございません。それに杭を打つとかそういうことは出来ませんので、水が逆に溜まっていけば安定することもあるでしょうし、減っている時が逆に危ないということもあるかも知れません。これは今のところ資料を持ち合わせておりませんので、時間がありましたらこのあと調べまして、お知らせをしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田君。

○3番（岡田伊一郎君）

それは全盛期の農業者の数、減反や高齢化でため池の受益戸数の減少率、どのくらい減少しているのか。お知らせをお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはまだ多分調べておりません。ただ、私の関係しております、私的なことで大変申し訳ありませんけれども、赤木池でしますと、当初は70名か80名の方が関係者だったわけですが、これは高速道路とか、いろんな道路とか出来まして、どんどん潰れていったわけですので、現在は約20名足らずでございます。したがって、赤木だけに捉えますと、30%ぐらいに全盛時代からは、赤木だけ捉えますと減っていると思います。そんなには、感じとしては減ってないと思います。調べまして、報告はしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田君。

○3番（岡田伊一郎君）

それと堤体に猪の被害なんか出ている所はないのですかね。例えば、私ちょっと聞いたのですが、蔓の根を猪が、堤体に来ているところに入って削るといような話も聞いたことはあるのですが。これは状況としてどうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

すいません、担当課長が全て新人でございまして、全く情報が出ておりません。私もこれも経験ですが、蔓あたりが堤体に入りますと、必ず猪が来ております、実際ですね。それはやっぱり非常に危険ですので、そういうのは年1回草刈りあたりをします。堤体が脆弱になれば、当然役場の方に連絡があるかと思っておりますので、そんなに堤体に影響するような被害はあってないかと思っております。これはあくまでも想定でございます。確認はしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田君。

○3番（岡田伊一郎君）

ため池によっては、もう、メッシュ、ネットを張られた所はあるように話を聞いたんですよ、中山間のあれですね。猪はかなり多く来ていると思うので、一度調査をされてはいかがかと思えます。

それと今日ニュースでもあっていましたが、栃木県の日光市、24時間で500mmを越す記録的な大雨となっております。こういう予想もしない今雨の状況になっている所もでございます。ですから老朽化した堤防が決壊すれば、濁流や土石流が集落を襲うことが予想されます。大きな被害が予想されるのですが、その避難勧告指示の時期、どの辺で捉えておられるのか。特に千綿の先程のおっしゃった赤木、下は集落ほとんどですから、水だけなら何とか、今水路、川も整備されていますが、土石流となれば、これはかなり甚大な被害が出ると思うのですが、その避難勧告の指示と時期は、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これにつきましては、常々考えておまして、赤木のため池が満水かどうかというのは、水利関係者の方から役場の方とか消防団の方に入るようにしております。消防団3分団が大雨洪水の時は待機をいたします。それで余水吐からどうなのかというのを3分団から伝えるように、こう想定をいたしております。したがって、そこで例えば堤防を溢水するような事態が起これば避難勧告になります。それと越すようになれば避難です。避難勧告しようかと思っております。ですから、一定限られた場所が長崎県の河川情報のハザードマップの中に入っておりますので、そういうことを常々区長会とか、そういう中でも今話をしておりますので、消防団と連絡を取りながらもっていこうと考えております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田君。

○3番（岡田伊一郎君）

そしたら今受益者も減って、農家の負担金もなかなか払えない状況になってきたとなった場合に、この前新聞にも報道されておりましたが、長崎県下でも、ほとんどため池には手がつけられてないと。だから県も認めているのですね、危ない。こういう気象状況であれば。ですから国、県からの財政支援策っていうのを、今後町長も要望活動の中に入れられたらどうかと。やはり人命が第一ですので、そういう考えはないかお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これ私のことばかり言って申し訳ございませんけれども、赤木地区が一番、赤木ため池が一番そういう問題がございますので、それぞれ地権者の方には、水利関係の方に言っております。どこまで続けるかということなのです。どこまで続けるかで、あとは解散をする。諦めなければいけないわけです。今20名足らずで10名ぐらいの方が作業に出られます。これ以上になったら、作業も出来ません。そうしますと撤退を考えないといけません。堤防をきることは水利の関係者がしなければなりません。土地は町のものですけれども、堤防をVカットして水を溜まらないような処置をしなければなりません。そういうことで、今現在、関係者の方は積立金等がそのまま残っておりますけれども、そんなものを使いながら今議員がおっしゃったように、国、県からのそういう農業用施設の高齢化に伴う撤退、これの補助金あたりを出してもらうように。あるいは、町でするならば起債事業を設けるとか。今、公共施設の老朽化ということで、起債が付くようになりました。ですから、土地改良施設の大型のものに多額の経費を要するものについては、町の方で助成が出来る。そして、それは起債でお金を借りて、償還助成をしていくというような制度の導入とかはやっていくべきと考えております。検討させていただきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田君。

○3番（岡田伊一郎君）

次に、小音琴地先の件で再度お尋ねをいたしますが、やはり長崎県も繰り越してでも対応されたのは、こういう離岸性の重要性を認めていたのではないかと思うのです。ですから町長もそうです

けれど、役場として音琴地区への説明会。駄目になりましたよ、受け入れられませんよと言われてからどのくらい、もう2年、その繰越しまでありましたから、交渉にいかれていたのか、内容をお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは24年からやっているわけですね。そういう対策として予算がついたわけです。24年が予算がつきまして測量をいたしました。申請測量ですけれども、23年です、すみません。そして24年度が予算がついたわけです。それが、今度は繰越しをして反対があつて出来なかったということで、もう2年、3年経っております。そして26年度につきましても、予算が決まってないからつけないという話をしていたんですけれども、地域の方から言われて予算が、県が承諾して上がってきたんですよ。役場は全く知りませんでした。そういうこともありまして、若干予算の件もありますけれども、重要性は認めるわけですけれども、どうしても漁協の方が。個人だけで反対されれば、一年ぐらい待つて、支部の方も説得いたしまして、全体として大村湾漁協として回答を求めるそういう方法もあったんですけれども。支部自体が白紙撤回ということで、これが決まったのが、24年の8月6日ですか、白紙撤回の要求をされております。それから話は続けていっています。そのあと県の方とも一緒に課長とかずっと続けて、2か月に1回ぐらいですね、ずっと交渉をいたしております。それから私自身も出向きまして説得をお願いしたわけでございますけれども、なかなか説明にも出てきてもらえないというような話もあっております。そういうことで、県の方も話が決まってから予算は付きますから、地域の方と決めてから県の方には申請をしてくれと。予算を付きますということでやっておりますので、出来るだけ理解を得たいんです。一部には漁協としては認めたいという方もいますので、どこらへんでお願いしに行くのか。その辺の時期も見極めながら。非常に神経質になりまして、一步間違えれば全く白紙撤回ということになっていくものですから。議員さんたちもいろんな面で協力をいただいて、根回しあたりをしてもらったのですけれども、なかなか実現に至っていないのが現状であります。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田君。

○3番（岡田伊一郎君）

やはり漁協の気持ちも分からないことないのですが、国道205号は緊急時にはバイパスもなく、やはり越波した時に、通行止めとか何とかの可能性もございますので。例えば、工法で漁協が反対されているのか。ただ、先程聞いた中では、感情的に反対されたということだったのですが。例えばその堤体を浮遊堤といいますか、浮かして作って下はもう魚巢になるような、そういう対策ももって行かれてその漁業者の理解を得るといふ、そういう対策案はなかったのか、お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

その工法的なものは県にお任せになるわけですが、位置をずらす方法は説得を続けました。

それで、これが感情的な反対もあるのですけれども、音琴地区におきましては、一番、最後に残された一番いい漁場だということでおっしゃったものですから、そこは潰したくないということで。だから、計画段階から漁民の方の船を借りまして、漁民の方が一番どこら辺が一番いいですかと、教えてくださいまで話をしたんですよ、私が。だから、漁民の方がいいところに設置をさせてくださいということでしたんですけれども、それがとうとう感情的になりまして、とうとうどこでも駄目という言い方をされまして。沖合いに離して高く上げる、もっと陸の方に接岸して低く押えらるっていう方法もありましたけれども、いろんな試みしましたけれども、なかなか感情的なものとは工法的なものも理解をされておられません。そういうことでございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田君。

○3番（岡田伊一郎君）

その浮かして堤防を浮かして、アンカかなにかで下から突き上げるのではなくて、そこが漁巢になるという方法も。今日本の土木の力があるものですから、技術力もあると思うんですよ。だから私は、県にそういう方法も一考してもらって、もう1回、再度県にお願いを私はしていくべきだと思うんですよ、継続的にですね。今、今年は台風接近が例年になく多く、9月で18号になっております。8月の10号台風では最大瞬間風速が71mという観測史上最大となっております。これは今言われておりますように、海水温が平年よりも2度高く、スーパー台風の発生数も多くなっております。それと最近の科学で過去2000年の雨量が解析をされております。300年から400年に1度起こる雨も分析されておりますので、予想できない降水量や風、常に対策を考えておかなければならないと思うんですよ。町長は例えば時間雨量50mmぐらいでは、川も出来ておりますので影響はほとんどないかと思うんですよ。1日で栃木の日光の500mm降った場合は、これは想像もできないぐらいの雨量になるんですよ。だから常に、今は大丈夫だけど予想できない今の気象状況でございますので、この辺は町長として今後どういう方策を立てていかれるのか。その施設だけではなくて、全て町の計画の中に入れていかれるのかお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これにつきましては、小音琴の潮風害の話をされておりますのであれですけれども、そういう災害が来た場合は、小音琴は護岸をしようがするまいが全く関係ありません。そういう災害が全部あられます。だから、通常のあまりひどくない時の潮を止めるのが今の防波堤なんですよ、技術で。これを全部止めるというのは不可能です。それは何十億もかけていけばいいんでしょうけれども、止めることは出来ません。災害の時は止むを得ません。止むを得ないことかなと思っております。それと大きな災害が予想されます。確かに、私も町長になって5年ですけれども、37年の災害の規模を超えたのは一個もありません。それに近い雨もありません。ほとんど一番ひどかったのでも、37歳の時の3分の1の雨量です、24時間で500mmです。とてもでもありません。3時間で300mmです。そういう雨が東彼杵は降ってひどいことになったわけですから。その後きれいに整備が出来まして、江ノ串川も然りですけれども、満タン近く流れるというのは全くありません。ですから、油断は大敵ですけれども、そういうことも考えなくてははいけませんので、その答えは、次の議員さ

んの一般質問に上がっておりますタイムラインというのをするように、今計画をしております。これで、こと細やかにどういう風が吹いた、雨が降った、それをどういうふうに対応するのかというのを、タイムラインという方法がございます。これで対応していくように。これは是非やりたいと考えておりますので、そちらの方で答えたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田君。

○3番（岡田伊一郎君）

次に情報管理と職員人事についてお尋ねをいたしますが、全世帯に番号の通知カードを郵送したり、来年1月から希望者に写真入りの個人番号カードを交付したりする作業がございます。先程町長もおっしゃいましたように、基幹系システムとインターネットに繋がる情報系システムの分離もありますが、アクセスする職員、監督する管理者も専決規定と責任の関係については、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだマイナンバー法の関係でございます個人情報保護あたりの改正は今回上げておりますけれども、具体的なものはまだ結論を出しておりません。どういう形でくるのか。10月から配布されるわけでございますので、カードと個人のやる分とどういうセキュリティをしていくのか、これから試行錯誤しながらやっていくかなとは考えております。まだ具体的にこれから、10月以降考えていくべき問題がたくさんございますので、セキュリティには十分配慮しながら、取り組んでまいろうと思っております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田君。

○3番（岡田伊一郎君）

それと職員人事についてでございますけれども、こういう重要な情報を扱う部署もずっと一緒に長年いるわけではございませんね。そういう時に異動を考慮した場合、今後はローテーションを組んで、退職者がもしいらっしゃれば、1年前から職員をそこに配置するとかして順番にしていかないと、なかなか単純なミスも発生する可能性もございますよね。そういう人事について、町長はどうお考えですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは人事の基本的なことですけれども、なかなか限られた人事で異動もしなければなりません。同じところにずっと居続けるのも悪い温床にもなりますので、定期異動というのを心がけておりますけれども、どうしてもその場合によっては、全く素人の方が入る場合がございます。それは止む得ないと思ひますけれども、ここは管理者を含めながら、カバーをしながらローテーションに歪みがないような異動を極力努力をしてまいろうと思ひます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田君。

○3 番（岡田伊一郎君）

そういうことで、責任問題の所在が問われた時、今副町長も不在のままですね。これで専決規定で総務課長から下に落としていくということになります。責任の大きさによって、全て町長が決裁をしないと動けないのか。今の現状で副町長不在ですので、そういう状況はどう考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは組織的な話ですので、副町長が 1 名私の下にいて、そして課長がいるわけでございます。私の考え方は、今試行的やっていますけれども、全て課長職の方に副町長の権限も任せております。全て自分たちでやれと考えておりますので、それは他の市町村等もそういうケースでやっておりますので、できないことはございませんけれども、非常に無理な面もございます。対外的なことは出来ておりますので、その辺のところはノウハウを見ながら検討してまいろうと思っております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田君。

○3 番（岡田伊一郎君）

やはり責任の大きさとその地位といいますかね、そういうのが関係してくると思うのですよ。出来るだけ私は、そういう対応を今後町長にはしていただきたいと思っております。最後にマイナンバー制度ですが、制度に対する住民への啓蒙はどのような方法で行っていかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは非常にマイナンバーというのは、難しい問題であるのですが、ある意味単純なことでございます。行政手続きが簡素化するとか、税金の公平性とか、医療の場合のいろんな手続きの煩雑さを防ぐということで非常に利便性が高くございます。高くございますけれども、逆に悪用されたら大変なことになるわけでございますので、その辺の推進といいますか、非常に問題があります。今新聞あたりでもかなり言っておりますけれども、今考えておりますのは、9 月号の広報で、概ね 3 ページぐらいにわたりましてマイナンバー法の解説をしております。多分見てもらえないと思います。非常に広報をやりますけれども、なかなか見てもらえません。ですから是非、広報を見ていただくことが一番かなと思っております。それと併せまして、光の方も今度考えておりますけれども、光あたりがもう少し早くできれば、もう少しマイナンバーにも興味があって、利用度ももっと上がっていくかなと考えております。時期は若干ずれますけれども、マイナンバーが本格稼働になる頃に光が整備できればと思っております。マイナンバーの推進というのは、カードで動くものですから非常に利便性がありますけれども、そういうサイバー攻撃に一番狙われやすい問題があるものですから、高齢化と併せまして、慎重な住民の皆様への推進を図っていこうと考えております。

す。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田君。

○3 番（岡田伊一郎君）

今後、脱税防止のためにも、預金口座もここに繋がってくる可能性もございますね。ですから、この責任の重大さを考える時に、町長はほとんど出張で居ない時間もあられると思うのですよ。そういう時に最高責任者として責任を取るのは副町長だと。私は副町長が居て、そういう采配を振るべきだと思って質問いたしましたが、人事権でございますのでこの辺で終わります。

次に小学校の英語授業についてでございますが、教育長にお尋ねいたします。英語教育改革実施計画で掲げられた目的、英語の目的ですね。その時間数が足らなくなってもやるということは、どういう目的があったのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

これが出てきた根底にあるものは、日本の教育は世界を向いていない。日本の人材育成は世界を向いていない。つまり、国際的に活躍できる人材育成がなされてないということからきたものであります。つまり、今世界の共通語と言いますと英語、フランス語あたりであります。そこに子どもたちの育成が追いついてないということでもあります。つまり、コミュニケーション能力をとるための英語力、これは読み書きだけではいけない。やはり話す、コミュニケーション能力、これが必要だということでもあります。このことについては、日本教育の大きな課題であろうと私も思っております。その辺のところから、今回このような形で、外国語授業ということが出てきたものと思っております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田君。

○3 番（岡田伊一郎君）

それともう一点ですが、学校行事などの影響はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

これはもし 5、6 年が週 3 コマ、3 時間ということ。それから 3、4 年が週 2 時間ということになれば、大きな影響が出てこようかと思っております。それに多分 1、2 年も話す、英語遊び等が加わってくるのではないかと思っております。

したがいまして、先程岡田議員の方から出ましたモジュール学習、つまり始業前の 15 分間の継続的な学習の場を作るとか、長期休業中にそういう補充授業を作るとか、そういうことが考えられますけれども、今のところ総合学習というのがありまして、小学校で週 2 時間あります。これがこの辺のところ、多分文科省としても焦点を当てて、総合学習がマイナスになるということも可能かなと、そういうこともあろうかなと私自身は考えておりますが、具体的には先程言いましたように、一応中央教育審議会の方で基本的な方法論等は出されるものと思っております。

○——△——

終わります。

○議長（後城一雄君）

これで3番議員、岡田伊一郎君の質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。

再開を13時10分より行います。よろしくお願いを申し上げます。

暫時休憩（午前11時58分）

再 開（午後1時08分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り、只今から会議を続けます。

質問の中での、岡田議員に対する保留分について、執行部より説明の要求がありましたので許可をいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

午前中、岡田議員の方より質問がありました件ですけれども、ため池の関係者が随分減っているのではないかの質問ですけれども。全て45のため池で集計の結果ですけれども、個別に現在分かっておりません。昭和63年現在で663戸の関係者に対しまして、平成24年現在が578戸ですか。したがって、13%の減少ということになります。

それから堤体の変形とかの基準ですが、いわゆる傷みがないのかということですが、全てのため池が、これは大きなため池だけですけれども、立山とか新池とか中池、蕪池、三井木場池、足形池、山頭池、赤木池、太ノ原池、中山池でございすけれども、全てこれは堤体の変形率といいますか、それが一番最低だということ、全てが安全といいますか、その範疇に入っているということでございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

引き続き一般質問を続けます。

次に、1番議員、口木俊二君の質問を許します。

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

初めての一般質問ということで緊張をしておりますが、新議員ということで、いい意味での緊張感を持って質問を進めてまいりたいと思います。

始めの一つ目、消防防災タイムラインについてということで質問をします。

2011年3月11日、未曾有の東日本大震災から早くも4年半が過ぎようとしております。現地では今でも多くの被災者が仮設住宅や避難所で暮らしておられます。我が町にも数世帯が来ておられると伺っております。市民はもとより多くの消防団員、常備消防署員が犠牲になりました。復興、復興といっても、まだ思うようには進んでおりません。テレビで見る限り、被災者の方は気丈に振

舞っておられるように見えますが、高齢者の方たちは辛そうに見えて仕方ありません。

今東彼杵町消防団では、有事の際には団員に一斉にメールを送信して周知をしております。防災無線も、念願でありましたデジタル化に3年前に更新をされました。そして、光情報基盤整備も計画されております。災害に強いまちを作るにはどうしたらいいか。災害が来てからでは遅すぎます。今大きな都市部に限らず、町単位でも大規模災害に関するタイムライン、いわゆる事前防災行動計画が進んでおります。このタイムラインを想定するには目的があります。台風等の風水害はいつ起きるか分からない。大震災と異なり、台風等が発生してから被害が生じるまで時間があり、先を見越した対応により減災が可能であります。

1つ目はあらかじめ、災害対応を整理した事前行動計画の作成。2つ目は、関係主体が相互に連携した対応に処する。3つ目は、災害発生の前の段階における早目の対応による被害の最小化が期待出来るというのが、最大の目的であります。今後は、甚大な被害をもたらす災害がいつ起きるか分かりません。ですから、このタイムラインの策定は非常に大事になってくると思われます。このタイムラインをどのように思っておられるのかお聞きします。これに併せて、消防防災のタイムライン化が出来ないかお尋ねします。

2つ目は、AEDの設置についてであります。来年4月1日をもって、大楠小学校と音琴小学校が彼杵小学校に統合されます。それに伴って体外式自動除細動器、つまりAEDが大楠地区からなくなってしまいます。今まで使用することはなかったと思いますが、常時備え付けてあったら、地域住民の方も安心して生活できると思います。来年4月からは、まちの中心部まで走らなくてはなりません。助かる命も時間が経つにつれ、救命率が下がります。そこでお尋ねをしたいと思ひます。各コミュニティセンターや集会場等に一台ずつ設置できないものか伺ひます。

3点目、大楠小学校と音琴小学校の閉校に伴う作業の進捗状況と跡地利用について伺ひたいと思ひます。先程、小学校の統合のことを言いましたが、来年4月からは大楠、音琴両小学校が廃校になりますけれども、統合準備部会の進捗状況はどこまで進んでいるのか。また、廃校になった両小学校の跡地について、どのような考えを持っておられるのか伺ひます。以上、壇上での質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

消防防災タイムラインにつきまして、コメントいたします。これは、皆さん方もあまり聞いたことはあられないと思ひますけれども、アメリカのハリケーンがまいります。そうしますと3日前ぐらいから準備にかかります。72時間前、48時間前、24時間前とかですね。具体的のどういう取り組みをして、避難体制を確立して、住民の安全を守るかということで、タイムラインという制度があるわけがございます。これは、午前中の岡田議員からも質問がありましておとり、私が出張とか不在の場合どうするのかというご質問と全く同じでございます、そういうものをいかにして、災害から防災、皆さんを守るかということが一番大きな目的がタイムラインでございます。お尋ねのタイムラインにつきましては、これから展開される先を見越しをしまして、対策を立てるということでございます。防災減災といった対応に有効なものとして認識をいたしております。事前にある程度見通しがつく自然災害としては、大型台風、遠隔地での地震による津波。雪はあんまり考えられま

せんけれども、そういう雪も入ります。豪雪ですね。それから突発的な地震やゲリラ豪雨等のような現象発生から被害発生までの所要時間が極めて短いもの。これは、タイムラインの活用は厳しいものと思います。厳しくございますけれども、そういう場合はどうするかということもやはり決めておくべきかなと考えております。これは、役場だけではなくて、住民の皆様方、学校関係、消防団。お互いに整合性を図りながら、密な連携をとりながら検討してまいりたいと思います。例えば口木議員さんも団長として活躍をされておりました。私が提案をいたしましたけれども、本町の災害の場合、特に彼杵地区の彼杵川周辺の災害を想定をしますと洪水災害が想定されるわけでございますけれども、その場合に上流からいろんなポイントで、例えば菅無田地区付近とか、法音寺付近とか、三根付近とか、あるいは橋ノ詰とか、東町とかあります。そのポイント、ポイントに消防団の方がいらっしゃって、そして時間の経過ごとに、今水位がどのぐらいまで上がりましたよと、どのくらい上がった時に避難勧告をしましょうかという目星をつけよう、あるいは堤防が決壊した時には避難ですので、そういうことがないようにしましょうということで1回やったことがあります。こういうことが一番、タイムラインではないかと思っております。そういうこう事前に準備をしておけば、災害の場合も最小限に防げると考えております。そういうことでやっていきたいと考えております。

次に AED でございますけれども、町内の公共施設には 15 台の AED を配置をしております。ただし、これは昼間は誰か居る時はいいのですけれども、居ない時は全く機能しないということになります。今 15 か所の中で、夜でも対応出来るのは役場だけでございます。

したがって、これは大きな問題でございますので、例えばコンビニに置くとかですね。勿論消防署、ここは当然配備をしておりますので、そこはいいかなと思っております。ですが、24 時間営業されるコンビニなんかをお願いしまして AED を置くと。これが、私は一番ベストではないかと思っております。それから、小学校に伴いますところの AED がどうするかということでございますけれども、これはやっぱり地区の集会場に置くしかないかなと考えております。それと音琴地区につきましては、幸い消防署がございまして、消防署がいち早く近くにありますので、AED の活用は出来るかと思っております。ただし、山間部がどうしても、大楠地区あたりがどこに置くかということになります。そうしますと、警察署あたりが 24 時間開きますので、そこでも対応が出来れば一番いいんですけれども。そういう所とか、あるいは区長さんのお宅とか、公民館ですね、地区の集会場、そこら辺に置ければいいかなと思っております。財源も伴いますので、一気にはなかなか出来ない場合もあるかも分かりませんが、予算と見比べながら対応していければ一番いいかなと考えております。

それから、3 点目の合併等の進捗状況は教育長の方が説明をいたしますので、跡地活用についてでございますけれども、まだ学校が今動いておりますので、なかなかその学校を何に使おうかという話し合い等はまだまだありません。いろんな提案が 2、3 あっておりますけれども、まだまだそういう具体的な提案はいただいておりません。これも地方創生に併せて、利用方法は考えていかなければなりません。一番良いのは、町民の方が何人かでグループで活用されるというのが一番いいわけでございますけれども、なかなかそういうわけにはいきませんので、企業に頼るとか、そういう光ファイバーあたりの設置をしながら、光を使っての県外辺りから、四国の町なんかやりますとおり、ICT を使った、そういう光ファイバーを使った東京の事務所を東彼杵町に持ってくる

とか。そういうことが可能でございますので、そういうものを考えていこうということで、その程度のまだ跡地利用の考えしかもっておりません。いろんなアイデアあたりは皆さんから出ておりますけれども、具体的なものはまだまだこれからだろうと思っております。登壇での説明は以上で終わります。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

口木議員のご質問にお答えします。小学校の統廃合に向けての教育環境等々の整備の進捗についてであります。4月の段階で小学校統廃合実施協議会を設置いたしました。そしてそれぞれの作業部会、つまり学校運営部会、それから学校施設部会、通学部会、PTA部会、閉校準備部会、開校準備部会等を設置し、タイムスケジュールに従って準備を進めているところでございます。現在のところ、順調に推移いたしております。具体的には8月下旬、もう既に過ぎておりますけれども、までに作業部会での話を終えました。2回から4回の部会の開催をいたしております。それを9月から実施協議会で審議調整いたしまして、来たるべき日に備えるということでございます。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

先程町長が言いましたタイムラインというのは、多分アメリカから生まれた言葉だと認識しておりますけれども、このタイムラインというのは、先程言われた72時間、3日前ですね、3日前から計画をするということで、多分日本全国どこでもほとんどの自治体がもう既に始めているのではないかなと思っております。隣の佐賀県でもタイムラインということ、久留米市でもやっております。この事前防災行動計画、これには策定と考え方ということがありますけれども、2、3上げてみたいと思います。

このタイムラインのいいところ、避難勧告発令時における数値基準の住民への発表。2つ目に、実効性のある避難勧告の仕組みづくり。タイムラインの考え方を下にした住民への意識の徹底と啓発。地域や学校などでの突発的な災害を想定した訓練の実施ですね。これは今回で4回目になります。町長が発案して、もう既に避難訓練を実施をしているところでございますけれども。こうした計画を事前に作成をしていくことによって、これまでの防災体制の設置に関わらず、通常業務の中で対応をしていた防災対策に繋がる行動、防災対策の中で対応していた防災行動を整理する。そのことによって行動内容の共有化、対応のばらつきの防止、判断の迅速化、防災業務の共有化が期待が出来ると思っておりますけれども、今の町長のお考えをお聞きします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、諸々申されましたとおり、タイムラインというのを作らないと住民の方に、先も具体例で申しましたとおり、例えば、河川の水位がどこまで上がったというのが確実に分かりますので、そうしますと何mぐらい上がったなら非難をさせましょうという基準を作ります。そうしますと、具体的

に住民の方も分かりますので、消防の方も分かります。そうすればその水位が上がってくれば、下流の堤防の余裕がどのくらいあるのか直ぐ分かりますし、上流から下流まで全て分かりますので、その数値で分かるのがタイムラインでございます。是非、そこら辺を確立をして、そして町長がいなくても、あるいは団長がいなくてもそういう指揮系統が出来ますように、是非、タイムラインの確立を急ぎたいと思っております。それと議員はそのほとんどのまちがやっているということでございましたけれども、まだまだそこまでいってないと思います。なかなかこれは調べてみますと、そんなには多くにはいっておりません。特に静岡付近辺りとか、八丈島辺りは、あの災害から特にそういう話し出ております。これからいろんなまちの参考の例もありますので、検討してまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木君。

○1 番（口木俊二君）

先程、水位が上がれば避難をするということで話をされましたけれども、2、3年前から話をしておりましたけれども、消防の方で。その水位、どこまで上がったら危険なのか、その判断基準が、東彼杵町の川ではまだ示されていないと思うんですよね。これは前から消防団の時でも言っておりましたけれども、どのような考えを持っておられるのか。これを策定をしておかないと、どこまで上がったら避難ということが分からないと思うのですよね。どのように考えておられるのか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

役場の横の河川には水位計が付いております。3mを超えたら危険区域ですので、これを超える前には、役場の職員、特に建設課長あたりは報告をしなければならなくなっております。勿論今自動で、テレメーターで水位が分かるようになっておりますので、今その必要もあるのかどうかよく分かりませんが、今テレメーターで分かるようになっております。そういう水位の水位計ですか、水位計ではなくて尺ですね、1m、2m、3mあります。それを河川のそれぞれ橋の桁に上流からずっと貼っておいて、どの位まで上がったらどうなるというのを、それを想定しないといけないと思います。だから例えば上で決まっておりますので、東彼杵町の場合、役場の横は3mです。3mいきますと堤防で、皆さんお分かりになると思いますけれども、コンクリートで貼っております。これが計画水量ということで400t流れるようになるわけですが、そこまでが計画の水量なんです。それが37年の災害で発生して、その水を流そうというのが今の計画でございますので、それはなかなか超えません。いつも見ていますけれども、一段下ぐらいまでしか流れておりません。それを超える時が一番危ないですので、そこを目安に上流側を設定をしていくように表示をして、そして消防団の方に見張りをしてもらう。すぐには出来ませんが、そういう表示をどこにした方がいいのか、地域の方とお話をしながら安全の確保に努めてまいろうと思います。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木君。

○1 番（口木俊二君）

今も話をされましたけれども、設置してあるのは、書いてあるのはそのの彼杵川の彼杵橋ですかね、あそこだけですよね。まだ上地区の方とか西部地区、千綿地区の方には多分設置されていないと思うのですよね。前々から話をしておりましたので、なるべく早い段階にその設置をお願いしたいと思いますけれども、考えをお聞きします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

早い段階でそういうのをしながら、タイムラインの作成に努めてまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木君。

○1 番（口木俊二君）

先程も申しましたけれども、このタイムラインというのは 72 時間前から始まりますけれども、これには前兆があり、降雨開始から発生、復興、復旧まで段階があります。48 時間前に大雨注意報のち警報、被害が拡大。その中で、各部署での行動内容の見える化ですね。それと行動内容の明確化により、具体的なタイミングや役割分担、既存の計画やマニュアルを補充し、保管し、効果的、効率的な防災、減災対策ということであります。そして策定に向けたスケジュール、最後はタイムライン策定のベースとなる被災シナリオとなっていきます。このタイムラインでは、被害に発生を前提とした先を見越した対応を目的とするため被害発生前に着目をしますが、被災のイメージを共有するため、我が東彼杵町でも、未曾有の大災害となった昭和 37 年台風 17 号の被災をイメージしながら、タイムラインの策定を進めてもらいたいと思っておりますけれども、町長の考えをお聞きします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程申しましたとおり、これは自分たちが作るわけでございまして、決してコンサルタントあたりが入るわけではございません。自分たちが実際作らなければなりません。今現状を申しますと、口木議員は当然団長をされた経験でお分かりでしょうけれども、台風が来まして、警戒本部を作ります。ただ来て情報を得るだけで、何のどうしようかという話し合いはしません。分団の方はされるかも分かりませんが、役場の方も課長以上役場に登庁しますけれども、する仕事はどうかといいますと、全く待機するだけで、被害が出れば動けるのですけれども、どうしようかという事態です。それが、私もたまたま警戒警報が出た時に、どういう体制をしているかということで役場に夜 9 時頃来ますと、2 人で対応しております。2 人では駄目だろうということで、このタイムラインの話を私もしかかりまして、課長あたりが来たらどうしようかということで、それが始まったのが、消防団にお願いして水位とか何とかの情報を課長が全部チェックして、どの位流れているから危険ですよとか、ここは危険ですよとかを全部チェックして。東彼杵町も河川の上流の方はあまり危険がありませんけれども、勝野橋付近からが左が決壊する。そうしますと、例えば上杉方面が全部洪水になってきます。橋の詰付近までやってくるわけです。反対の方で決壊といえば、お寺の下付近から決壊した場合に、橋の詰の一部と本町、それから金谷までいきます。勿論東町も幾らか

入っていくわけですがけれども、そこら辺を想定しながら考えますと、具体的にやらないと何のためのタイムラインが分かりません。実のあるタイムラインを作っていこうと思っておりますので、いろんなご支援もよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木君。

○1 番（口木俊二君）

次の質問に入ります。AED の設置について、先程から話がありましたけれども、音琴地区には常備消防署がありますので、AED は問題ないと思っておりますけれども、大楠小学校、大楠地区、特に上地区の方は、小学校がなくなると AED がなくなってしまいます。先程町長も話されましたけれども、やっぱり各地区が無理なら中心部。例えば西部地区に 1 個とか、上地区に 1 個とか。本当は各地区に設置をしていただきたいと思っておりますけれども、費用のこともありますので、全部は無理だと思いますけれども、どのようなお考えかお聞きします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程お答えしたつもりだったのですがけれども、消防署があるから置かないではなくて、置いていいと思います。当然 1 台音琴地区の音琴小学校のがあるわけですから、これは地域の方で、24 時間いつでも使える場所はどこかということを検討してもらって、地域の方で決めてもらっても結構と思います。例えば自治会長さんのお宅に置いた方がいいのか、それとも地区の集会場に置いた方がいいのか。地区の集会場といいますと鍵がかかっておりますので、なかなか使い勝手が悪いと。あるいは破ってでもされるような方法があれば、公民館の横の付近に、破って AED を取るようなこと。そんなことが出来ないかと考えております。是非そういうところの場所は、これは統合に関わらず、例えば千綿地区の上地区、全くございません。AED すら、いこいの広場に一つありますけれども、ほとんどありません。AED まで 20 分以上掛かるところがあります。この辺も、ない所には一つでも、10 分ぐらいで行けるような密度ぐらいで置ければ一番いいんですけれども、予算等を見ながら、適正な AED の配置は心掛けていこうと思っておりますので。是非この機会を利用して、AED の配置は行ってまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木君。

○1 番（口木俊二君）

救急車が東彼出張所を出動してから、彼杵地区の中山まで、中尾まで、それと東彼杵町で一番遠い遠目地区、里まで救急車がどれぐらいの時間で到達するのかご存知でしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

救急車が到着するまで千綿地区、里までが平均 13 分。遠目までが平均 26 分ぐらいですかね。それから彼杵地区の中山までが 18 分っていうことで、これは消防の方で確認をしております、そういう考え方でしております。その中で、AED がなかなか。出動回数等もございますので、いろん

なケースが考えられます。消防自動車自体がない場合もあります。出る場合もございます。いろんなケースがあるかと思しますので、とにかく最寄りに置くということを心掛けたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木君。

○1 番（口木俊二君）

そうですね、中山まで 18 分、中尾まで 15 分、遠目地区まで 26 分、平均で 26 分 25 秒。里まで 13 分 49 秒かかります。今まで彼杵地区、千綿地区では、AED の使用はありませんが、設置してあるのとないのでは地域の皆さんの安心感が違ってきます。大楠地区はこれから町の中心部まで、多分行かなければならないかなと思っております。以上のようなことから、AED の設置は非常に大事になってくるのではないかと思います。1 台設置するのに費用はかかるとは思いますが、住民の命にはかえられないと思っております。このような観点から見て、やっぱり AED は設置をした方がいいと思っております。何回もしつこいようですが、町長いかがでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは実話ですけれども、回答になるかどうか分かりませんが、確かに、千綿地区のある地区で最近あった話です。話をしている、その方が具合が悪くなられたと。そして AED を取りに行くにも 20 分以上かかったと。そしてやっぱり亡くなっておられるのですよ。近くにあったら多分助かっておられると思います。そういうことを、この頃一週間ぐらい前に話を聞いたものですから、やっぱり密度、どの辺に 1 個ぐらい置かないといけないか。お金ではなくて密度で、ある程度にポイントに置かないといけないかなと思います。そういう面で行きますと、例えばコンビニをさせている方に協力要請をすとか。そういう 24 時間営業されているところが一番いいですので、そういう所をお願いをすとか、警察とか、そこら辺を密度をしながら。特に山手の方が非常に移動距離が長くありますので、やっぱりない所に、密度を見ながら、配置を予算的に付けていこうかと思っております。ですから、是非やろうと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木君。

○1 番（口木俊二君）

教育長に伺いますけれども、先程ずっと運営部会、施設部会と部会の名前を上げていただきました。スクールバス運行計画について、今多分、基本計画の策定が協議されていると思いますけれども、関係地区の保護者の方とは順調に話が進んでいるのでしょうか。また、購入後の運行業務委託の方はどのように話しが進んでいるのか。また、どこまで承知されているのか伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

それぞれ保護者の方、地域の方も入っていただきまして、そのスクールバスについては協議をいただいております。具体的な内容につきましては、教育次長の方に答えさせます。教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

教育長に代わりお答えをいたします。スクールバス計画につきましては、通学部会の中で協議を進めてまいりました。まず行政側で案を提案していただいて、それを各地区で検討するというところで進めてまいりまして、3回の協議を持ちまして、音琴方面、これは音琴小学校校区になります。それから大楠小学校校区の中尾方面と坂本方面。以上の方面につきまして、基本的な路線計画と時刻表まで通学部会の方で協議を確認し、作業部会としましては終了いたしております。現在、現時点におきましては、それぞれの学校の校区ごとの地区ごとに、来年度4月1日からのそれぞれのスクールバスの利用者名簿の作成を依頼いたしております。これにつきましては、いわゆるスクールバスの乗降所となる停留所まで集団登校の形をとった方が、より児童の安全性が確保出来るのではないかとということで、保護者の同意も得まして、地区の子ども会単位で利用者名簿を作成をさせていただいております。これについては、2学期末を目途に教育委員会までの提出ということで、説明は既に終えております。今後各地区の子ども会を中心に利用者名簿の作成を行われるものと考えております。

それから業務委託につきましては、現在、他町あるいは国内の同様の事案を調査をいたしております。方向性としてしましては、専門の業者に年間の業務委託ということでスクールバスの基本的な運行計画に基づいた仕様書を作成し、数社の見積り合わせによって、28年4月1日からの業務委託をスタートしたいということで考えておりますけれども、現時点では、まだ業務の内容、仕様書について検討を行っている段階でございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木君。

○1番（口木俊二君）

スクールバスの件は分かりました。あと閉校準備部会という会がありますけれども、これは今どのような進捗状況ですか、お願いします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

この件につきましては、先程8月に一定の目途がついたと言いましたけれども、大楠小学校校区それから音琴小学校校区、それぞれの閉校準備ということで進めてもらっております。したがって、この件についてはまだ暫く時間を要するというので、そういう中で、日程等々が具体的な形で決まっていくものと思っております。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木君。

○1番（口木俊二君）

児童にとっては、学校が代わるということはものすごく大変なことだと思っております。どんなことがあっても児童だけには負担がないよう、またいじめ等が起こらないように十分な計画を立て、また保護者、教職員の皆さんはもとより、地域の人達の温かい気遣い、心遣いで見守っていただけ

るような体制を構築していただきたいと思っております。来年4月1日からは大楠、音琴、両小学校が閉校になってしまいますけれども、跡地をどうするのか。まだ跡地利用までは話は進んでいないと思っておりますけれども、今の現段階での進み具合は、どのような進み具合でもっていったらいいのかお考えを伺います。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

この統廃合につきましては、その意義でございます。これは3校を統合して、子どもがより良くなる。学力、自立する力、これが学校の果す役割であります。これが良くなるということが大前提であります。したがって、今口木議員のご指摘がありましたように、子どもたちにとってマイナスになるということであれば、これは統合は大きな問題であったろうと思えます。教育委員会といたしましてはそういうことがないように、今教育条件の整備をいたしているところでございます。いろんな環境も含め、教育内容等々、周りの教職員等々でございます。こういうところは細心の注意を払いながら、来るべき4月1日を迎えたいというふうなことで、今現在も進行しているということでもあります。先程口木議員からありましたように、子どもにとってこれがマイナスにならないようにということが私たちの最大の課題であります。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木君。

○1番（口木俊二君）

大楠小学校は、山間部の学校として今まで繁栄をしてきました。音琴小学校は、大楠小学校と対照的な風光明媚な大村湾沿いに立地しております。この対照的な廃校舎をどのようにして運営をするのか。地域住民、保護者の皆様が納得できるような施設を誘致していただきたいと思っておりますけれども、教育長のお考えを。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

跡地利用活用、利活用については、町長の部局の方でお答えさせていただきます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

跡地利用につきましても、当初申し上げましたとおり、まだまだ事情を聞く段階まで至っておりません。諸々話があります。大楠小学校と音琴小学校も、一度お見えになって、長崎あたりから若い方が多目的に使いたいと、老人の方のシェアハウスみたいな施設。それからお店をしたいとか、いろんなシェアハウスみたいなことをやりたいとかいうことで、長崎から若い方あたりがお出でになっております。それから例えば学校ですね。きのくに子どもの村学園というところがこの前講演に来ましたけれども、その学校あたりは大楠小学校を見られたのですかね。その学校あたりも来てみたいという意見あたりは聞いております。それから、あと住民の方も、音琴小学校の近くの方だったでしたけれども、地域で格安ホテルをやろうかという、それは本格的な話ではなくて、

役場にお出でになって応接室で、私にそういうことをやったらどうでしょうかと。ハウステンボスに負けないような格安ホテルあたりをやったらどうかと、地産地消でやりたいというそういう話があります。そんな段階で、まだ夢幻ですけれども、これからどうするのか。行政任せでは、とても行政では管理、運営は出来ませんので、どなたか、町内の方とか、あるいは全国から募集して活用をしていただく方、そんな方を募集してしていく方法が一番いいかなと思っております。その中で、財政的なもので、いろんなソフト面については国からの地方創生で手当てがありますので、そういうものを活用しながらやっていければ一番いいかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木君。

○1 番（口木俊二君）

最後に町長に伺おうかなと思っていました質問を今されてしまいましたので、これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

これで1 番議員、口木俊二君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午後 1 時 51 分）

再 開（午後 1 時 56 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

次に9 番議員、大石俊郎君の質問を許します。

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

私の方から2 質問をさせていただきます。1 点目は、6 月定例会一般質問におけます町長の対応について、町長の所見を伺います。

2 点目は、町内小中学校におけるいじめ及び不登校児童生徒の現状及びその対策について、教育長の所見を伺います。

まず1 点目の町長に対します質問ではありますが、質問の狙いは、議会、議場における規則及びマナーの確認にあります。町長は6 月の定例会におきまして、大石議員に対する呼称を、当初大石議員と言っておられましたが、後半あなたという呼称に変わり4 回言われました。議会における議員に対する呼称表現。この表現の適切性について、町長のお考えを伺います。

もう一つは、これも6 月の定例会におきまして、私の最後の質問事項でありました、最終的にはこれは町長がお決めになり、議会が通すこととございます。同じことではございますが、出来れば公約に出さず、町長としての職務を完全に全うされたあと町に寄付されたら、渡邊町長の評価はもっと高くなるのではないかということをおは提言しまして、私の質問を終わらせていただきます。に対する町長の直後の答弁の中で、私に対する質問と思われる発言がありました。反問権を認めていない本町議会におきましては、あまり好ましくない答弁と思われませんが、町長の所見を伺います。

2点目の質問であります。町内小中学校におけますいじめ及び不登校児童生徒の現状及びその対策についてであります。この教育長に対する質問の狙いは、最近特にマスコミで頻繁に報道されていることに鑑み、我が町の小中学校の現状を把握し、問題点があればその対策が適宜、適切に講じられているかどうか確認することにあります。今年7月5日、岩手県矢巾町では、中学2年の男子生徒が列車に跳ねられ死亡すると事案が発生しております。また宮城県仙台市では、昨年秋頃、中学1年の男子生徒が自殺を図り、病院に運ばれましたが、数日後死亡するという痛ましい事案も発生しております。

不登校児童生徒におきましても、子どもの数は減っているにもかかわらず、不登校児童生徒の数は、逆に大幅に増加しているという社会現象にあります。特に二つの自殺された生徒事案の注目すべきことは、当初、学校側はいじめは存在していなかったと否定していましたが、保護者側の訴え及び第三者委員会の調査により、学校側もいじめが存在していたことをあとで認める報道がありました。

また文部科学省においても、増加傾向にある不登校の子どもへの支援拡充策として、スクールカウンセラー配置の費用の3分の1を補助することを最近決めております。このようないじめ及び不登校児童生徒に対する全国の状況を踏まえ、7月31日に教育長からこの種の質問に対する行政資料をいただいておりますが、認識を再確認する意味で5点質問をいたします。

一つ目は、町内小中学校において、いじめの現状について伺います。

二つ目は、いじめに関するアンケート調査の実施状況、特にアンケート調査の回数及び要領について伺います。

三つ目は、いじめの状況があった場合の学校及び教育委員会の処置対策について伺います。

四つ目は、現時点におけます不登校児童生徒の状況について伺います。

五つ目は、不登校児童生徒及び保護者に対する学校及び教育委員会の対応について伺います。登壇での質問は、以上であります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

お答えいたします。1点目の6月定例会一般質問における町長の対応についてでございます。1点目につきましては、町長の考えをとということでございますけれども、私は適切だったと思っております。

2点目につきましては、大変申し訳ございませんが、反問権を認めていない本町議会においてとありますけれども、その根拠を教えていただければ幸いです。登壇での説明は以上で終わります。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

大石議員のご質問にお答えいたします。まず始めに、先程冒頭、大石議員が東北地方で起きた痛ましい事件のことを言われましたけれども、それに関して認識の甘さ、学校現場の認識の甘さ等々がなかったかということでございますけれども、9月2日付で文科省の方から再調査がきておりま

す。これは微細にきめ細かな調査になっております。これを今実施しているところでございます。まずそのことを先にお答えさせていただきます。

大石議員のご質問にお答えいたします。町内小中学校におけるいじめの現状についてであります。私どもこの件につきましては、県教委の方からその都度調査がまいっております。その中から現時点で把握しております件数であります。小学校におきましては3件発生しております。いずれもこれは関係者の努力により解決いたしております。中学校におきましては、認知した件数が2件発生しておりますが、これも校長はじめ校内の指導体制の中で、保護者を含めて解決をいたしております。

次に、いじめに関するアンケート実施状況についてでございますが、小学校においては、年、学校において違いますけれども、2回から3回程度実施いたしております。その方法といたしましては、記名式、無記名式で実施いたしております。その他個別面談や生活ノート等、または個人ノートを活用して実態の把握に努めております。場合によってはその内容を把握して、その内容によっては家庭訪問を実施して、関係教職員で解決にあたるということをやっております。

中学校におきましても、年2回から4回程度実施いたしております。その年、その年で実施の内容については違ってはおりますが、だいたい2回から4回程度です。方法は小学校と一緒にいろんな形式がありまして、その中には不快に思ったことはないかとか、いじめられたことはないかとか、無記名でやりますので、その中で把握出来るということになっております。

また、該当する状況があった場合の処置対策について、指導等についてでございますけれども、いじめる児童生徒への対応であります。まず学級担任や他の関係する養護の教諭等でございますけれども、校長、教頭、生徒指導担当、そういう状況を聞き、いじめる側の子どもには指導をいたしております。校長、教頭が指導している場合もありますが、これは別室等で指導をいたしているということでもあります。その後、保護者等への報告、指導等を行っているということでもあります。また、子ども、保護者、教職員、一緒になって一緒の場でこれについての指導を行っているという、そういう状況もありました。

いじめられた児童生徒への対応。これもほぼ同じでありますけれども、家庭に出向きまして、保護者への謝罪をきちっとしているということをやっております。これは子どもも含めてということでございます。いずれの場合も教育委員会と連携して対応いたしております。その都度の報告は各学校から上がってきております。また各小中学校では、学校いじめ対策委員会、学校の複数の教職員、それからスクールカウンセラー。スクールカウンセラーを町内に置いております。スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー、これは教育委員会に1名、県の方から配置していただいております。スクールソーシャルワーカー。このソーシャルワーカーというのは、家庭、それから地域と連携しながら、そういう仕組みをずっと各関係機関、役所を含めて、そういう仲介役、コーディネーター役をやっております。本年度から教育委員会にも1名配置をしていただいております。それと学校評議員の方々、学校支援員。これは学校支援員を町長部局の方にご理解いただきまして、その都度支援員を各学校に入れております。定期的にいろんな対策を協議する場を設けているというのが現状であります。

4点目の平成24年度の不登校の状況についてでございますが、町内に不登校児童生徒、小、中合わせて数人おります。これはいろんな今手立てを、ソーシャルワーカーがまいりましたので、それを

含めて手立てを取っているところでございます。それから不登校児童生徒に対する対応についてありますが、先程からも申しますように、スクールカウンセラーというのを各学校に配置してもらっております。それからスクールソーシャルワーカー、これは教育委員会であります。両者が双方に連携を取りながら、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、連携を取りながら、それぞれ学校、家庭つまり保護者の方、地域、地域の機関等々の連携及び支援に努められるような体制づくりをいたしております。

また、担任や養護教諭等の関係職員はその都度家庭に出向いて、学校の状況の報告とか学習資料の持参等、定期的に行っております。また別室登校等で、学校に足が向くような対応も取っております。いずれにいたしましても、そういう環境整備をしながら子どもの内面の問題に関わることでありますので、微妙なところがありますから、我々としては、細心の注意をしながら、子どもが早く学校に来れるように、楽しく学校生活が送れるように努力しているところでございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石君。

○9 番（大石俊郎君）

まず町長の答弁に対しまして、ちょっと質問させて下さい。まず最初の「大石議員」に対する呼称、あなたは適切であるというふうに答弁されました。これの適切であるという、議員に対する呼称は基準が定められていると思うのですけれども、町長、これはご存知でしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

残念ながら全く分かっておりません、知りません。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石君。

○9 番（大石俊郎君）

ここに、町村議会の運営に関する基準というのが、平成 25 年 5 月に一番新しく改正されております。第 16 章その他 151 項に、議場における議員に対する呼称は、〇〇議員の他、〇〇君、または〇〇さんと呼ぶのを例とすると、これに定められております。このことについて、町長の見解をお伺いします。これを今私が読み上げたことに対して、町長の先程のあなたという呼称とこの定められているという基準についてのご所見を、見解をお伺いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは、私も先程冒頭で申し上げました、反問権を認めてない本町議会の根拠。まずこれを答えて下さい。先程言いましたので。今おっしゃったのは、それは議員サイドの準則的なものだろうと思います。全く私たちの方にはそういう通達も何もないし、基準もございません。だから、私は適切と思っています。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石君。

○9 番（大石俊郎君）

町長、この私も誰も示されたわけでもありません。町長がよく言われるパソコン。まさに私はパソコンから引用して、自分で収集をして、勉強して。今回、町長は6月の定例会で質問されたことが、あなたという呼称表現が果たして適切だったのだろうかということ調べて、やはりこれはちょっと違うなど。だから冒頭、私述べました。町長を責めようという気持ちは毛頭ございません。冒頭から、規則とかマナーを確認することにこの質問は狙いがあるということでございます。だから、人間誰でもこういう規則精通しているわけでもございません。間違っただけ表現することもございます。しかしながら、こうやって基準があるわけですから、こういうことを私が今質問しました。これについての町長のご所見を伺いたいと。尊重されるのか、尊重されないのか、お伺いしているわけでもございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

何度も言いますが、それはパソコンとか何とか調べる暇がございませんので、全く知りませんでした。そういうものが今から原則として出るならば、そういう適切ではないならば検討してまいりたいと思います。先程私が冒頭で言いました、その根拠をまず私の方も教えていただければ、回答いたします。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石君。

○9 番（大石俊郎君）

では、反対に町長にお伺いします。反問権がありますよという根拠を逆にお示し下さい。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私が言っているのは、通告をされています中で、反問権を認めていない本町議会について書いてありますけれども、その根拠は何ですか聞いています。それを説明していただかないと私も答えることができませんので。なんか根拠があるのかなと思ってですね。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石君。

○9 番（大石俊郎君）

暫時休憩をお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午後 2 時 18 分）

再 開（午後 2 時 31 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

9 番議員、大石君。

○9 番（大石俊郎君）

いずれにしても、私の最初冒頭に読みました町長に対するご質問は、議会議場における規則、マナーの確認にある。ここで時間を費やしても教育長に対するご質問の時間がなくなりますので、町長に対する質問は心残りではありますが、これで終わって教育長に対する質問に移させていただきます。カウントされないということですので、町長への質問を訂正しまして継続させてください。反問権があるかないかということについては、私もここで即答は出来ませんが、私は反問権は町長にはないということであります。町長は、反問権はあるということですので、それはそこに置いときまして、私は、町長はこのように発言しておられたのです。私への最後の言葉。〇〇を提言しまして、私の質問を終わらせていただきます。の私の発言の後、町長は次このように発言されたのであります。年金の話をされました。あなたは何の根拠でそういうことを言われるのですか。言われるのですか。これはですね、どう考えても質問としか私は捉えないわけですので、年金の話をされました、あなたは何の根拠でそういうことを言われるのですか。これは質問以外の何ものでもないと思いますが、町長のお考えは、これは質問でないとお考えでしょうか。町長の見解をお伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私はその前の話ですよ、私が言っているのは。今回の一般質問は町長の対応ですから、そこまで入りません、私は。反問権を認めていない本町議会でございますので、今まで私役場に 40 何年おりますけれど、一度も聞いたことありません。反問権が議会で決まっているということは、一度も聞いたことありません。私は反問権を認めない、反問権を認めるってということではないのです。そういう何も規則がないのにこういう質問をされましたから、その根拠を正したいです。根拠がなければ私は何も答えません。いわゆるさっき言いましたとおり、議場とは公の議論をするところでございます。もう年金の話なんか私はしたくありません。そして過去のことでございますので、それは議長が認めて発言をしたものでございますから、私はもう過去形ですので、一切このことについては、この大石議員の反問権を認めていない本町議会は、これは全く私たちは関係ない話でございますので、答える必要はないと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石君。

○9 番（大石俊郎君）

町長のお考えはよく分かりました。町長への質問は、これで終わりたいと思います。

次に、教育長への質問でございます。いじめの認知件数、小学校で 3 件、これは解消されていると。中学校で 2 件、解消されているということですが、認知の方法はどのようにしてなされたのか、教えていただけませんかでしょうか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

これは県の方からその調査の様式がきておりまして、それを無記名、又は保護者の方からもなかったかということで、それぞれアンケートを取って、その中で学校のいじめ対策委員会とか、そういうのがありますので、その中で、これはその内容からいじめと認めざるを得ないと。それについては、もうすでに解消している。そういう調査がありまして、その中できちっとした県からの、教育委員会を通しての調査の中から、そういう数値的なものを上げているところです。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石君。

○9 番（大石俊郎君）

よく分かりました。次のいじめの内容。このどんな内容だったのか。いじめにもいろいろあると思うのですが、もし、教えていただければ教えていただきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

これはいじめのいろいろな提議がありまして、本人がそのことが、例えばひやかしとか、いろんなことがありますね。無視するとか、また喧嘩をして仲間外れとか。それは本人が、それをいじめと取ったらいじめと認識をしなければいけない。しかもずっと継続している、見えないところで。要するに陰湿な形での継続。そういういじめに対するいろんな条件がございます。だから一人一人違うわけですが、その子にとっては。そういう中でのいじめということで、言葉の暴力とか、人間関係の問題とか、勿論暴力そのものです。物理的なものとかありますので、その内容については多様なものであります。ちょっとものを言われて傷つく子どもは、やっぱりいじめに入りますので。例えばここにありますが、このバカとか、そういう言葉で傷つく子どももいます。だから一人一人違うということでもあります。ただ、本人がいじめと捉えれば、いじめということもございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石君。

○9 番（大石俊郎君）

そのいじめの内容ですね。教育長は小学校で3件、中学校で2件とあったのですけれども、その中で、一番教育長自身、その5件の中で一番陰湿であったという内容、これをちょっと紹介していただけますか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

その件については、いろいろ公の場で、特にこういう場で、内容等の発言は控えさせていただきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石君。

○9 番（大石俊郎君）

プライバシーに関するとは私は思わないのですけれども、教育長がそういうご判断をされているのであれば、そういうことにしときましょう。いじめはいずれも解消されたと答弁されましたけれども、どのようにして解消されたのか。これも代表的な一例だけでいいので、簡潔にご説明をお願いします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

先程も壇上でちょっとお話しましたけれども、本人、それから保護者、それから校長を含めた関係教職員。一緒の場に居て全てをそこで出して、それぞれ謝罪、認める、先生からの指導も入る、保護者への指導も入る。そういうふうにして解決したというふうにお聞きいたしております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石君。

○9番（大石俊郎君）

それでは次、いじめに関するアンケート調査の方にご質問を取らせていただきます。アンケート調査の頻度及び要領は、おおむね小学校、中学校とも同じように適切に実施されていると、私は思います。場合によっては家庭訪問を実施しておられるというふうに、教育長、言っておられました。この家庭訪問はどなたが対応しておられるのか。ちょっとお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

いじめに関わってのことですので、中心は学級担任であります。それに管理職員、校長、教頭。あと、養護教諭は全体を見渡しておりますので、養護教諭の関わりも大きいというふうに思っております。そこにサポートしてくれるのがスクールカウンセラー。家庭的なものが入ってくるとスクールソーシャルワーカーがおりますので、2重、3重、4重の構えで、細心の注意を払いながら対応をいたしております。今のところスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーとも非常なサポート、強いサポートがありまして、効果的な活動をしていただいていると思っております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石君。

○9番（大石俊郎君）

今言われた担任の先生、学校の主要な方、あるいはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの方とか、そういうことで、状況によってタイアップしている。教育委員会の方は行っておられないのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

教育委員会は報告を受けますから、それについての指導とかということでは話をしております。だいたい今のところ、学校で対応し解決をしているという事例であります。したがって、担当係長あたりはちょっと相談に乗って、具体的にやるということではありますが、私の方にはそういう

情報がきて、次長の方と相談しながら、教育指導員とも相談しながら対応に当たっております。したがって、例えば県教委とかそういう内容のものはございません。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石君。

○9番（大石俊郎君）

次の質問に移ります。いじめの状況があった場合の処置対策要領についてご質問します。いじめ事案が発生した場合の学校の対応が、いじめる児童生徒への対応といじめられた児童生徒への対応はほぼ同じというように、教育長答弁されたと思います。相違点はほぼ同じということはちょっと違うのだろうというところがあるだろうと思うのですが、そこは何か。お願いいたします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

先程申しましたように、本人、保護者、いじめた方（加害者）には謝罪をちゃんとさせて、された方には、教育委員会、学校とも謝罪をする、きちっとですね。そういう対応、変化はございません。ただ、それまでの経緯については、だいたい同じような対応で進めていっているということでございます。謝罪をして、次なる学校生活が先程もありましたように、不登校等ありますので、きちんとした対応はしなければいけないということで進めております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石君。

○9番（大石俊郎君）

よく、謝罪させた後、それで終わりということで一般的に終わるのですがけれども、意外と終わった後、しっかりとフォローしないと、謝罪させた後、いじめがヒートアップしている事例が報道されております。この点のフォロー体制もしっかりやっておられるのかどうかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

そのフォローは、各校長を中心にして、その後細かい校内巡視及び観察指導等を行いながら、また先程言いましたように、記名式のアンケートとか取りながら、定期的にチェックするところ、臨時的に緊急にやるところ、そういうのをちゃんとして、その後の経過については的確に適切に対応していると聞いております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石君。

○9番（大石俊郎君）

いじめが発生した場合、学校いじめ対策委員会を組織されておられ、定期的を開催し協議する場を設けているということなのですけれども、直近において、いつ開催されたのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

直近においては、それぞれ委員会、対策委員会は緊急職員会議等、そういうのは最近でも開いたと聞いております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石君。

○9番（大石俊郎君）

時期的な掌握、具体的には掌握しておられないということでしょうか。それはそれで結構です。私が言いたいのは、学校いじめ対策委員会の定期的開催を否定するわけではございません。私が言いたいのは、いじめ事案が発生した時に、速やかに開催、処置対策を講じることが肝要だろうと。要するに時期を失したら定期的であってはいけないのではないかと。いじめ事案が発生した時に臨時的に対策協議会を開くのが重要なのではないかなと思って、そのところはちょっと先程、定期的と言われたのが引っかかったので、また質問させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

先程、定期的及び緊急の場合ということで表現させていただきました。したがって、今大石議員が言われましたように予兆、水面下で分からない、これがなかなか厳しい。難しいことですが、それはアンケートとかで掘上げたり、掘下げたり、いろんな第三者あたりからの声で見つかりということで、このことについては、全国的に非常に我々としては注意し、学校生活上、学校運営の中でも細心の注意を払わなければいけないことでもありますので、絶対あってはならないということで進めているところでございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石君。

○9番（大石俊郎君）

現在、千綿中学校では各学年とも今1クラス、彼杵中学校では2クラスと聞いております。同じクラスでいじめが発生した場合、クラスが多い方が対策を講じやすいかどうか。私はクラスが多い方が、例えば同じクラスでいじめがあった場合、例えばクラスを替える、処置対策が出来る、対応しやすい、選択肢が広がる、私は思っているわけです。これは統合問題とも絡んでくるのですけれども、教育長の見解、いじめ対策という観点からクラスが多い方がいいか、少ない方がいいか。その点だけ、教育長の見解を伺います。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

そのことについては、どちらがよりベターかというのはいえないと思います。確かにクラス替え云々はありますけれども、それは形式的なものであって、問題は学校教育の本質が、子どもの心を耕す生徒指導的なもの、共感的な児童生徒理解をしながら、各教職員が一人一人の子どもを大切にしながらやっているかどうか。これが、子どもたちの日常生活の中で、学校生活に活かされているか。これが非常に本質的なところでございます。したがって、どちらかという、それはどちらよりもいい、ベターではないですけれども、どちらということは学校では申せない。私は、そうい

う見解でございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石君。

○9番（大石俊郎君）

教育長の回答は、一長一短あるということで承っておきます。

次に、不登校児童生徒の状況についてご質問いたします。不登校児童生徒は町内で数人いるということですが、学校別に教えていただけますでしょうか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

この件につきましては、町内は2校で小規模校であります。極小規模。これについては控えさせていただきますと思います。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石君。

○9番（大石俊郎君）

分かりました。それでは、そういうことであれば小学校、中学校別にその数を教えていただけますでしょうか。小学校何名、中学校何名。多分この前、校長先生にお伺いした時には小学校の児童はいないと回答はいただきました。中学校だけかなと思うのですけれども、その回答も駄目なんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

それについても、大石議員が今おっしゃったとおり、大石議員にそういう情報が入っているということでございますので、私の方からはこの場ではちょっと控させていただきます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石君。

○9番（大石俊郎君）

情報は、小学校の校長先生だけでありました。小学校の校長先生は、不登校生徒はいないものだから、自信をもって不登校はありませんと、答えられたのですけれども、両校の中学校の方はやっぱりおられたのでしょうか。やっぱり言葉を濁しておられました。私が聞きたいのは、言いたいのは、数を知りたいというのは、全国で不登校のパーセンテージは1.5%なのです。東彼杵町の児童生徒の場合、それから1.5%よりも多いのかな、少ないのかなという尺度。こういう観点で、それが一つ。それが多かっただら、やはりもっともっと不登校の問題に対して、関心を持って対策を練らなければいけないだろうし、少なかつたらますます、それを良しとするわけではないのですけれども、東彼杵町の不登校生徒というのは全国平均よりも極めて少ないんだなというふうに認識をすること。そういった理由で、これは学校とか教育委員会だけが数を掌握しておけばいい、というふうに教育長は認識しておられるのでしょうか、そこまた見解を伺います。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

いろんなこういう会合に出ます。実際、非公開で行われますので、数値的なものも上がってきております。某市では三桁、某町でも二桁とか。すごい人数でございます。びっくりするような人数でございます。皆それぞれ、各市町苦しんでおります。そういう中で本町は本当に少ないということで、地域の皆様、それから特に三世代の同居が結構高くございますので、保護者を含めた地域の皆様、おじいちゃん、家族、勿論、教職員もですけれども、一生懸命環境づくりをしていただいております。私も長崎県下を回って来ましたが、非常に少ないということで、地域力を感じております。子どもを育てる地域力、これはこの東彼杵町は、私は根付き素晴らしいものがあると感じております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石君。

○9番（大石俊郎君）

長期にわたる不登校児童生徒の対応。家庭に出向き、学校の状況の報告、学習資料の持参、こういうことを言っておられました。それも定期的に行っているということでございます。あとは別室登校など、学校は学校に足が向くように環境整備を行っているということでございましたけれども、定期的とはどのくらいの頻度で。これは不登校のもっている中学校とか小学校の担任の先生は、先生によって違うのしょうけれども、教育長は掌握しておられる範囲内で、定期的はアバウトで結構です。どのくらいの頻度で行っておられるのか、具体的にちょっと教えて下さい。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

これはその都度、学習の状況をずっと、やはり伝えておかなければいけませんので、いろんな場合では、例えば担任が忙しい時は養護教諭だったり、あとは担任が行ってということで、週に最低2回ぐらいは出向いているというふうに聞いております。一つだけご紹介したいのは、老人会の方のお力で学校に出れるようになった子どもがいるということをご紹介しておきます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石君。

○9番（大石俊郎君）

定期的に週2回訪問しているというご回答ですけれども、不登校の児童生徒は、担任の先生に会おうとしない状況は多いと聞いております。その場合の処置対策はどのように、処置対策の方法とかなあるのでしょうか。あったら教えて下さい。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

担任といいますと学級担任というのが、特に中学校の場合は教科担任でありますので、1日の大半は先生が一人一人代わるわけですので、最初と最後の時間帯での担任ということになると思います。しかし、先生方も子どものためにと、一生懸命やっておられます。全教職員でやって、

先程言ったような方法も、いろんな方法を取りながら、子どもが学校に行くようにとやっておられます。だから担任に会いたくないというふうなそういう状況については、私自身ちょっとそこまでは、具体的にお話は聞いておりませんので、担任は一生懸命頑張っているということですね。学校に足が向くように。そういうふうに捉えております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石君。

○9番（大石俊郎君）

私のところに来て、相談に来られた保護者の方がおられまして、現在不登校になっている生徒さんがおられます。これも誰というわけにはいきませんが、そういう保護者さんの声を聞きますと、なかなか子どもが、親が進めても子どもが先生に会おうとしないと、なかなか難しい状況があると。親が進めても、担任の先生に会おうとしない。こういうのは子どもの偽らざる心境になかなかそういうのに陥ってしまうと、難しいのかなというふうに思っております。そういう時の処置対策が非常に難しいのかなと思いますので、質問したわけでございます。

次に移ります。長期不登校児童生徒の中でもっとも不登校の期間の長い児童生徒は、いつから始まっているか、教えていただけますか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

その件につきましては、この場ではお答えを控させていただきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石君。

○9番（大石俊郎君）

それも答えられないという理由を教えてください。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

本町は狭いところで子どもの人数も少ない。そういう中で今の件については、こういう公の場では、控えさせていただきたいということでもあります。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石君。

○9番（大石俊郎君）

この質問は後で私の質問に結びついてくるから質問したのでありますが、答えられないということで無理しても口を割らせるわけにはいきませんので、次の質問に移りますけれども。

長期不登校の児童生徒が学校に復帰したという成功事例はありますか。それをちょっと。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

長期というのがどのくらいの期間か分かりませんが、ある程度の長さをした子どもが復帰

した事例はあります。これは先程言われたような条件を、いろんなことがありましたけれどもクリアした時に、また老人会の方のお力をということもございますので、やはり地域の方の力というのが非常に子ども達にとっても大事になってくると、そういう事例もあります。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石君。

○9 番（大石俊郎君）

成功した事例、老人会の人のご尽力とか。この前、これも某中学校と言っておきましょう。2つしかないのですけれども。某中学校の某先生が言っておられたのは、やはり復帰した成功事例を語っておられました。それは、大きなポイントは本にあったそうです。その不登校に陥った生徒は本を読むことによって、非常に自立といたしますか、そういう心が芽生えた。芽生えたことによって、また学校に復帰してきたと。こういう話を先生から聞きました。そういった成功事例を共有していくこと、これ大切なことかなと思います。現実問題として、先生方の状況は、放課後もクラブ活動とか次の日の教育準備、生活ノートや個人ノートへの記載、極めて多忙な状況にございます。不登校児童生徒問題を学校とか学校の担任の先生だけで対応するのは、極めて限界にきているのかなと、私はそう思っているのですけれども、教育長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

まず学校の果す役割ですね、これが先程自立という言葉が出ました。本を読んで、自立する心が芽生えた。これは学校の役割は2つ、学力、知と体、今食育までの学力をつけてやることと、それから自立する力。つまり、いろんなところで精神的には遅しく、みんなと仲良く、我慢してとか、こういうのをつけるのが学校の大きな役割であります。したがって、学校というのは、そこを中心にして先生方が仕事をしていくということ。それと先程言いましたように、地域の力を借りながら、側面から又は正面からサポートしていただくということで、私が言いましたように、この東彼杵町の地域力は、教育に対する地域力というのは、根強いものがあると。地域力が強固であるというふうな言葉で置き換えても過言ではありません。そういうふうな地域力がありますので、今大石議員が言われましたように、地域の方皆で一つの学校を作っていただきたい。そのためにコミュニティスクールというのが出てきます。コミュニティスクール、学校が地域に貢献して、地域が学校に貢献する。今までは連携だったのですけれども、融合、両方を良くしていくと。地域も活性化、学校も活性化。コミュニティスクールということが出てきますので、それを一応議員さん方にも今後ご支援していただきたいというふうに思っております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石君。

○9 番（大石俊郎君）

平成 20 年からスクールソーシャルワーカー制度が発足をしております。我が町にもスクールソーシャルワーカーの女性の方が今年 4 月 6 日から配置をされております。このスクールソーシャルワーカーの果される役割について、ここにいる議員、あるいは傍聴している方、まだまだよく分かっておられない方多いと思いますので、私に対してでも、教育長の方から簡潔、簡単に PR してい

ただけますでしょうか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

このスクールソーシャルワーカーは、子どもと保護者、家族、役場、いろいろあります関係機関、こういうものをコーディネートするものでございます。したがって、スクールカウンセラーとは全然質が違うものでございます。学童保育とかも行っております。いろんな子どもの様子を見に行ったり、いろんなところに顔を出しております。関係する研修会あたりも。そういうので、大いに活用していただければと思っております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石君。

○9 番（大石俊郎君）

今、教育長は答弁されましたように、このスクールソーシャルワーカーの果す役割が極めて大きいと、私も思っております。スクールソーシャルワーカーの方が、不登校の児童生徒問題を解決している事例が多く報道されております。隣りの大村市は、2007 年度不登校出現率 5.63%でございます。県内市町村の平均 2 倍で最悪でありました。スクールソーシャルワーカーの配置後、2013 年度、6 年後でございますけれども、この 5.63%から 2.65%に半減をしております。既に作り上げておられますかも知れませんが、スクールソーシャルワーカーの方が、活動しやすい環境を作り上げることが早急に必要かと思われまます。例えば、スクールソーシャルワーカーの不登校児童生徒への対応カリキュラムとかそういったもの、あるいは学校担任の先生、教育委員会、警察、あるいは民生委員会の方への対する環境づくり。こういうことを既に始められているのか、あるいは完成しているのか、これからやろうとしておられるのか。その点を教育長の方からよろしくお願ひします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

大村市のことについてはそのとおりでございます。あそこには過去 5 年前から 5、6 人出でて、それにずっと携わっております。ここは今年からです。各県下の市町に最終的に入ったのは最後で、小値賀とか最後で、一番最後でございます。これからそれぞれ先進地区の今までの様子を伺って、今大石議員が言われたような組織作りとか研修の場とかを掲げて、より良い不登校児童生徒を含めて教育環境の整備にあたっていきたいとそういうふうに思っております。

○議長（後城一雄君）

これで所要時間がまいりましたので、申し訳ありませんが、これで 9 番議員、大石俊郎君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。3 時 15 分から開始します。

暫時休憩（午後 3 時 07 分）

再 開（午後 3 時 14 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

次に6番議員、立山裕次君の質問を許します。

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

それでは登壇しての質問をさせていただきます。

まず1点目です。東彼杵ロードレース大会について。2016年2月28日に第2回東彼杵町ロードレース大会が開催されます。第1回大会は、東彼杵町町政施行55周年記念事業ということで開催意義がはっきりしていましたが、今回の開催についてはどのような考えで開催されるのか。また、内容について伺います。1点目です。開催目的は、お茶のPRと交流人口の拡大と考えますが、町長のお考えを伺います。

2点目です。開催時期について、2月以上に茶畑がきれいに見える時期があると思いますが、今後継続される場合、時期の変更等のお考えはあるか伺います。

次に、参加者募集について、今回はテレビでの放送をされないということですが、前回600名の募集に対して、418名の参加と聞いていますので、今回も苦勞されるのではないかと思います、考えます。何か新しい募集方法をお考えか伺います。前回はスポンサー、協賛金を払ったスポンサーを募集されていますが、今回もされる予定ですか。また、募集される場合、目標金額の設定はどのくらいをお考えかを伺います。

次に、前回と会場周辺の環境が変化していますが、スタート、ゴール地点と駐車場の確保はできているのか伺います。

次に、お茶のPRを考えた時に、ロードレース以外にも幅広く施策を募集し、成果が期待できる施策がある場合、そちらにシフトをしていくお考えがあるか伺います。

次に2点目です。少子化対策、子育て支援について、給付制度、補助制度の充実、光サービス導入予定等、多くの施策を実施されていますが、若者の流出、晩婚化には歯止めがかかっていない状況です。早急な課題と考えますので、次の点について伺います。

- 1、今年度の婚活事業の実施予定と実施内容について伺います。
- 2、病時保育について郡内3町での設置を検討中とのことですが、現在の進捗状況を伺います。
- 3、現在、大村市と嬉野市には病時保育施設が設置されていますが、東彼杵町の保護者が利用出来るように、両市との連携が出来ないか伺います。
- 4、6月議会で質問した高校生の通学費の補助について、町営バスが活用出来ないか検討してみることでしたが、検討はされたのか、結果はどうだったのかを伺います。
- 5、同じく6月議会で質問した高校生の学生服のリサイクルについて、需要があるかの調査をしていただけたとのことでしたが、実施はされたのか、結果はどうだったのかを伺います。

以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは東彼杵ロードレース大会についてお答えいたします。まず開催目的は、お茶のPRと交

流人口の拡大と考えるか、町長の考えですけれども、そのとおり、お茶の PR と交流人口の拡大を考えております。今、まちづくりが非常にどちらかといえば海岸線をしていますので、やや中間ぐらいに上がったところで、東彼杵町の間接位置にお客さんを導入しようかということで、茶畑も見せるとか、そういう交流人口の拡大を考えております。勿論、大村湾を海岸から見るのではなくて、山手から見るという方法もございまして、いろんな意味で、そういう波及効果があるかということで考えております。それから、まちの魅力と町民の温かな気質といいますか、こういうことで PR することで定住者の増加にも繋げてまいりたいと思っております。それから間接的な効果といたしましては、振る舞いの行事に対する評価が非常に好評であったため、参加した地区の方々も満足感を得ているということで、これはまちづくりのための住民参加を促進する上で非常に有効でございますので、是非今後も検討する中で、振る舞い行事への地区の参加を増やしていきながら、地域住民のまちづくりに対する積極的な考えといいますか、そこら辺を導入していきたいと考えております。

それから、2 番目の開催時期につきましてでございますけれども、時期の変更は当然考えております。いろんなご意見等があれば承りいたしながら開催時期を決めてまいろうと思っております。今回はどうしても、夏場に本当は新茶ですので、お茶ができますので、夏場が一番いいのですけれども、そうなりますと熱中症とか、そういう救急体制とかも十分配慮しなければなりませんので、どうしても冬場がいいだろうということでしております。特に考えは、冬場お茶時期がない時に、あるいはいろんな農作業にも支障がない時にやれたらどうかなという考えを持っております。

それから、参加につきましての何か新しい募集方法を考えておられるかということでございますけれども、新しい方法は考えておりません。逆に経費を削減しようということで、前回より 1,500 千円ほど安く予算化をしております。それよりも、前は 2 週間、1 か月なかったですかね、計画から実施までは。今既に宣伝しておりますので、どこのマラソンも 1 年がかりで宣伝しておりますので、東彼杵町も早く宣伝をしていこうと思っております。そうすれば経費も安く済みますので、ダイレクトメールとか、それからフェイスブックとかホームページとかあらゆる機会を通じて宣伝をしてまいろうと思っております。

それから、前回のスポンサーですけれども、目標額の設定等は考えておりません。頂ければいくらかでも頂きますので、いろんな機会を設けながら、勿論、ふるさと納税等もございまして、そういうロードレース大会、茶畑マラソン大会充てに寄附を募る場合もございまして、そういうのもしながら、いろんな方向で財源の確保に努めてまいろうと思っております。

それから 5 番目のスタート、ゴール地点の確保できているかについてでございますけれども、現在は昨年と同様を考えておまして、それぞれ会社が 2 社入っておりますので、ご了解を得ておりますので、起点、終点の使用は全く問題ないかと考えております。コースが変われば、どうなるかわかりませんが、そういうことで考えております。

それから、お茶の PR を考えた時に、他に成果が期待出来る施策があればシフトする考えはないかでございますけれども、当然、それは何かあればやっとうと思っております。今 PR といたしましては、茶摘み体験ツアーとか首都圏での物産展とか、あるいは新茶まつりとか茶ネットとか、いろんな取り組みを現在行っております。そういうことでお茶畑レースもその一貫でございます。福岡の茶壺道中とか、あるいは長崎の興福寺でのイベントとかいろいろしておりますので、他にあれ

ばどンドンそういう方法を考えていこうと考えております。

それから、2点目の少子化対策と子育て支援につきましてでございますけれども、その内の1点目、今年度の婚活事業の実施予定でございます。これは、今までのようなことは止めまして、まずは前回もやりましたけれども、婚活の支援をされている女性の方がいらっしゃいますので、この方々を呼んでセミナーを開こうかなと思っております。セミナーをすることで、じっくり男性の方を、女性との交際の仕方とか、どういった点に注意をしなければならないのかとか、将来の結婚してどうなるんだというイメージで結婚生活がどうなっていくのかというのも想定をしながら、いろんな手順を導きをしながら、結婚に繋がるようなことを考えていこうと。今回はそういうセミナー辺りをして、婚活を図っていこうと考えております。

それから、病時保育につきましては前回答えたとおりでございますけれども、なかなか厳しいところがございますので、まだ検討はしておりますけれども、簡単にはいっておりません。ただ、病後につきましては、現在保育園あたりとも協議をしながら、何とか出来ないかということで話し合いを続けております。すぐにはまいりませんが、いろんな保育園の協力をいただきながら、病後児につきましては何とか出来ないかということで考えております。勿論、3点目の質問と同じですけれども、大村市と嬉野市に病時保育が設置されていますがでございますけれども、なかなか今、それぞれの市でもめいっばいございまして、すぐ東彼杵町の子どもたちを受け入れてくれるかというところではございません。連携をしながら、そういうことが可能ならば、長崎県も医療連携を、長崎県、佐賀県ということで連携協定を結びましたので、そういう一貫で、あるいは午前中、岡田議員からも話がありましたように、そういう連携が出来ないかということで、そういう連携が図れるような努力はしてまいろうと思っております。なかなか6月に質問されまして、9月にはびしゃっとさばきたいのですけれども、そう簡単にはまいりませんが、いい回答が出せません。

4番につきましては、先程申しましたとおり、これは町営バスで使うとなりますと、まずスクールバスを走らせなければなりません。子どもが使うのがまず第一でございます。そうなりますと、そのバスを走らせてどういうあれがあるのか、その中で町営バスと噛み合わせながらどこまでもついでいけるか。これは、運輸関係の規則で、そういう運輸業をされている方、例えば西肥バスとか、JRバスとか、それからタクシー会社とか、それぞれ大村市、佐世保市、川棚の方々を集めて連絡調整会議をします。その中で同意を得ないと、なかなかバスの運行というのが厳しくございますので、簡単には「はい」とはいきません。まずは来年の4月に学校統合でスクールバスが上手い具合に配置出来るように、それを併せて検討してまいろうと思っております。登壇での説明は以上で終わります。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐）

立山議員のご質問にお答えします。高校生の制服のリサイクルについてでございます。その需要についてであります。彼杵中学校の方では約半数の方が希望されているようでございます。制服をもしお譲りいただけたら、学校の方で保管して、希望される方にお渡し出来るよう、その手立てを取る方向で検討いたしているということでございます。千綿中学校の方では、各地区や保護者間で話し合いの上、譲渡するなど、今のところ、この件につきましては、問題はないという状況下に

あるようです。

いずれにいたしましても、高校3年生のお子様等々をお持ちの方に関わってくることだと思えますので、教育委員会としての働きかけには自ずと限界があるかと思っております。今後、更に中学校と連絡を密にしながら、どのような形でどれぐらいまでなら可能か等々、検討を重ねてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、今から中学校3年間で、それぞれ子どもたちも高校の方に進学いたしていきますので、その間こういう一つの事案がありましたならば、それが引き継がれていく中での制服の譲渡等が成されるものと思っております。我々の検討いたしましたところ、やはり4、5年は、定着するまでに掛かるのではないかということで、分析をいたしております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山君。

○6番（立山裕次君）

開催目的はロードレースですけれども、考えていたとおりのご答弁ということで特にないのですが、まず開催時期についてなんですけれども、一応お茶農家の方たちにお尋ねをしてみました。2月がどうなのかということで。まず第1回につきましては、急遽だったかなと思っておりますので、仕方がないかなと思っておりますけれども、聞いたところ、2月は雪が降ったりする可能性もあります。町長もさっき言われましたけれども、夏場は忙しいということですね。10月、11月になったら、自分たちの仕事としては少し楽になるということで、その中でお茶畑もまだ2月よりはきれいだということです。ですので、本当にお茶のことを考えてやってくれるのであれば、そういう時期にやってほしいというようなことを聞いております。それについてまず。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そのお茶農家のアンケートで10月、11月が自分たちが暇だからいいと言われますが、なかなかお茶農家は、運営上、応援はしてくれそうですけれども、その時は勿論、10月以降だったら2月でもいいと思いますね。お茶の作業もまだ始まっておりませんので、逆にどんどん出してお茶を売ってもらえればいいわけです。今だいぶん若い人が売っております。10月、11月で今町の方の行事もかなり入っております。体育祭とか学校とか入りますので、一番良いのが、冬場の方が一番良いのかなと見解を持っております。今回は決めておりますので、教育委員会が主体でやってくれております。次回3回が出来るとすれば、その辺を含めたところでどうなのか検討して参りたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山君。

○6番（立山裕次君）

先程町長、2月以外も考えていると最初おっしゃられたと思います。私もあくまでも、10月、11月がお茶をPRするのであればということで言いました。忙しいというか、10月、11月が例えば確かに運動会があったりするとは思うのですよ。ただ2月の末にされています。この時期も本当であれば、3月に綱引きがあったりとか、忙しい時期ではなかったかなと思うのです。今度3月の綱引

きが12月にずれているというか、変わっていますね。そういう形で、どこかを移動することは出来るのではないかとちょっと考えるのですが、そのへんはどうでしょうかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私もあまりこだわっておりません。いろんなアイデアをいただきながら、空いている時に任せておりますので、あまり私がいつ頃しろとは言っておりません。一番宣伝しやすい時、お茶は刈番あたりを秋頃しますので、その辺も見せながらするのはいいですので、別に構わないです。全く期日にはこだわっておりませんので、いろんな意見を言っていただいて組み替えていこうと思っております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山君。

○6番（立山裕次君）

参加者の募集についてですけれど、昨年600名の募集で418名ということで、天候が悪かったです。最終的には360何名ぐらいですかね、だったと記憶しております。今回テレビ放映をされないということで、前回1回目をされていますので、1回目に来られた360何名は可能性は高いかなと考えますが、それでも250、260ぐらいは新規ではないですけれど、もっとアピールをしなければいけないかなと思います。総合会館の前に貼ってあったりとかしていますけれど、何ていいですかね、あまり町内でも話題がないというかですね、あまり聞かないんですけれど、本当に600名集めるおつもりがえられるのかですね、ちょっとお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

町長に代わりましてお答えいたします。第1回は町長の答弁にもありましたように、約1か月弱の期間でしかございませんでした。また第1回ということで、知名度もほとんどありませんでしたので、予定の600名になるだけ近づけたいということで、メディアを最大限利用して募集をいたしました。第2回につきましては、今年度4月の区長会で、町長の方から各地区の区長さんに計画についての話を既にいたしております。それから、予定ということでお話をしまして、6月も議会の方に、それを実施するための予算を計上いたしましてご承認をいただきました。実質的にはそれ以降、7月から早速、交通量が多い205号線沿いの総合会館玄関に横断幕、のぼり等を掲出いたしまして、PRの開始をいたしております。この他にも、答弁にもありましたように、第1回参加者へのダイレクトメールは早いうちに実施をしたいと考えております。現時点では、道路交通規制に伴います警察協議、あるいは会場を使用する民間会社への計画説明等を行っております。ほぼ双方内諾は得ておりますので、これから以降具体的なPRを行いまして600名を集めていきたいと。これに

については約5か月弱ありますけれども、力を入れて今後取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山君。

○6番（立山裕次君）

今回テレビの放送をされないということで、1,500千円ほど節約といたしますか、されているということなんですけれども、お金に関したことを言わせていただきます。第1回の大会の時に、ボランティアの方を160名か来ていただいていると思うのですが、その方に赤色のウインドブレーカーを確か1着ずつやっておられます。そのまま支給したままで、回収をされておられません。今回も作られるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

代わりましてお答えいたします。第1回で、先程議員がご質問されましたように、各地区あるいはスポーツ団体からボランティアで参加をしていただきました。そのお礼も含めて、ウインドブレーカーについては差し上げております。今回第2回で、基本的には同じ団体組織に対してボランティアをお願いする計画でありますので、数につきましては、予想はいろいろあるかと思っておりますけれども、全て昨年参加された方が第2回もボランティアで来ていただけるものとは考えておりませんが、いく分かの補充は必要と考えております。また、第1回で振る舞いに参加していただいた地区以外にも、多くの地区に参加をしていただいて大会を盛り上げていただきたいと考えておりますので、それに要する識別品、ウインドブレーカーも作成をする必要がございます。そういったことで、第1回で削減できるもの、あるいは第2回からまた新たに必要となってくるもの、いろんな経費がございますので、工夫を凝らしながら、最小の経費で最大の効果が上げられるように努力はしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山君。

○6番（立山裕次君）

ウインドブレーカーのこともう一つお尋ねですけれども、前回来ていただいたところにボランティアを頼まれるということみたいなのですが、私、前回行ったのですけれども、家の方に赤いウインドブレーカー持っております。ただ、それを次の時に使いますよという連絡等はきておりません。ですので、持ってらっしゃると思うのですけれども、それを使い回しするのが一番と私も思います。ただ、すると決まったのに、それをまだ連絡をしてないということは、そのどうかなと。今、私ここで聞きましたけれど、実際もう捨てた方もいらっしゃるかもしれません。次のことを考えるのであれば、やってもらいたいと本当思います。その結局ボランティアを頼まれると思うのですけれども、それはいつ頃考えておられますか。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

先程ご説明をいたしましたように、現時点では、大会に必要な条件の確認をいたしております。警察署の道路交通使用許可の準備、それからメイン会場となる民間所有地の借用の準備。そういったところで、準備は始めております。議員ご指摘のとおり、そういったボランティアの方々にはより早めをお願いをした方が集まりも良いと思いますので、なるべく早いうちに。まだ、具体的なタイムスケジュールは決めておりませんが、出来れば第一報につきましては、今月中あるいは来月の初めにでもロードレース大会の実行委員会を立ち上げてまして計画を説明し、ボランティアにつきましても計画をなるべく早い時期に周知をして募っていきたくて考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山君。

○6番（立山裕次君）

4番と5番は飛ばします。6番のお茶のPRを考えた時にということで、町長は他にもあれば、成果が期待できる施策があれば考えていきたいという答弁でございましたが、私もお茶だけ考えて、お茶農家の方に聞いただけなんですけど、結局いろんなことを考えているそうなんです。ただ、何を考えるにも予算が、お金が当然要るということで、どれだけ使える分があるなら考えますよと。全く100千円なのか、1,000千円なのか、5,000千円なのかですね。それによって考えることが全く違うと若い人が特に言っていました。ですので、もし本当にシフトをしていただけるのであれば、ロードレースに使うお金を、全額なのか半額なのか、そういうのを使っていいですよというくらいののをちょっと聞きたいんですけれど、よろしいですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

額的にはいくらと言えませんが、予算の範囲内であれば、いろんな考えがあれば、どんどん言ってもらえれば良いと思います。教育委員会の方に言っただけであれば、PRの方法はいくらでもあると思います。それから今5か月ぐらいありますので、いろんな町のイベントの時は必ずするとか、方法はいくらでもあります。ですから、金をかけてポスターをぽんぽん作る話になれば、ちょっと別なんですけれども、そういうPRではなくて、お金をかけなくてもやり方はいくらでもあります。ラジオとか新聞とか無料で出来ますので、その辺をいかにして使うかでございます。期間が十分ございますので、若い人たちとも話をしながら、お茶の茶業青年と私も会う機会がございますので、そういう言った人はちゃんと責任を取らなければなりませんから、本来ならば町の予算を当てにせず自分たちでしてほしいんですよ。補助金ありきでするのが一番駄目なんです。それはやめてもらって、自分たちが何か努力をして、お茶を売る時について何か宣伝をするとか。そのチラシを若干作るとかは問題ないですけども、頭から補助金ありきでどんどんやるというのは私はあまり好ましくないと思っておりますので、それ以外だったらいつでも受けますので、よろしくお願いたします。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山君。

○6 番（立山裕次君）

補助金ありきではないと思うのですが、やっぱりお金が要ることは要ると思うのです。ですので、ある程度の今言われた、これだけいいよっていうことではなくて、それをするのにこれが妥当かどうかです。そこを考えながら言っていたかないと。例えば、今言われたとおり、できる限り使うなど、自分にはそういうふう聞こえるのですけれど。では、ロードレースで5,000千円は大丈夫なのかという話になるかなと考えておりますので、その辺をもうちょっと柔軟に考えていただけないかなと思いますけれど、どうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

予算が皆さんから議決していただいておりますので、教育委員会の方と打ち合わせをしながら、どういうことが出来るのか、お互いに摺り合わせをやって、若い人たちが教育委員会に来られてでもいいですし、いろんな意見を出してもらえば対応出来ると思います。足りない場合は、またお願いをしないとイケないでしょうから。それは、もう非常に具体的にいい話であれば、補正予算でも取ってやらないと間に合いませんので、やらないとイケないかなと思っております。まずは、教育委員会とどういう方法でやりたいのか言ってもらえればいかと。お茶のマラソンだからお茶の青年ではないんです。これは町民あげて全部取り組んでほしいんですよ。お茶農家だけ頑張りではないんです。本来ならお茶農家は当たり前なんです、お茶の宣伝をしてるんですから。どんどん来てほしいんですけれども。なかなか参加してもらえない。ですから、やっぱりそういうことであれば、お茶農家あたりほとんど出てもらって、おもてなしをすとかというのをしてもらえればおおいに助かるんですけれども。この辺はまだ時間もありますので、お茶農家をお願いをしようかと思っております。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山君。

○6 番（立山裕次君）

最後のロードレースについて質問です。前回、ボランティアを163名募っていらっしゃるみたいなのですけれども、それに関連しまして、私ごとですけれども、私はソフトボール協会の方から行っております。同じソフトボール協会、ソフトボールチームに入っている人間で、体育部長から出ています。それと小学校のPTAの役員ということで出ています。それと役場の職員が2人おりますので5人ですね、私のチームから出ているんですけど。当然5人出てますので、結構チームの中から出てるんですけど。それに関連ではないんですけど、役場の職員もこの時出ていると思うんです。いろんな意味で携わっていると思うんですけど、その役場の職員の方に、例えば時間外手当とか他の日の代休とかないんですね。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

町の職員につきましては、町の行事ということで、土日の執務になりますけれども、基本的には代休をお願いをいたしております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山君。

○6番（立山裕次君）

代休でということで、当然別のニュアンスがあるということですね。私たちボランティアの方は、日曜日に出てきているんですね。で、平日休みがないんですね。おかしくないですかね。どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに言われるとおり私もおかしいと思います。本当は町を上げてするイベントは、職員は本当はしてもらいたいんです、無償ですね。町民運動会でもそうです。町民運動会も代休かね、全ておかしな話なんですけれども。町を上げてする時は、町民の方も全部ボランティアで休んでするわけですから、本来職員もしないといけないんですけれども、なかなか以前からの慣習もありまして、なかなか私も力不足もありまして、どうにも代休でしか出来ないような状況でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山君。

○6番（立山裕次君）

その代休でしか出来ないという理由は、ここで言えるのかちょっと、言える範囲でお願いをしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

個人、個人でお願いをすれば一番いいんでしょうけれども、組合的な話があるものですから、どうしても土曜、日曜となりますので私も労働の対価を本来払わないといけません。基本町を上げてするんだからお願いしたいんですけれども、何回かお願いをしてみたんですけれども、どうしても私の任期中でも一度もそういうことになってないですね。だから代休ということでしております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山君。

○6番（立山裕次君）

分かったですけど、そういうことだと思います。

次に、少子化対策、子育て支援ということで、今回の婚活事業ということで、新しい方法でされるということですが、婚活事業に対して今年度の予算の計上がたぶんなかったかなと思うんですが、されるという予定みたいですので、その辺はどのように考えていらっしゃるのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今回の補正予算でお願いをしております。講師謝礼だけで上げております。もう金額は僅かなものです。今回上げていますので、是非お願いしたいと思っております。それからセミナーを開きまして、講師に来てもらって、対象者の方を集めて、一応婚活のどういうところがポイントなのか、そんなのを教育しながらやっていく。南島原市あたりではかなり実績が出ておりますので、こういう方法でやってみて、一組でも二組でも結婚していただくように希望するものでございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山君。

○6番（立山裕次君）

それではまず詳しく分かればと思いますので、いつ頃を予定されていますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今回補正でお願いしておりますので、たぶん10月か11月ぐらいには、そういう時期にくるかと思っております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山君。

○6番（立山裕次君）

対象は、どのような方を対象にされる予定ですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

今回、地域で結婚問題を考えるということから、婦人会とか女性の皆さん、そう形でセミナーを開催して結婚対策支援というものについて考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山君。

○6番（立山裕次君）

婦人会とか女性の方を対象にということで、私が考えたものとちょっと違ったものですから、男性の方に話をするのかなど。ちょっとお尋ねします。婦人会、女性の方には、男性の未婚の方に話をするような、また話をということでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

ゆくゆくは男性の方を中心に絞った形で、結婚までの支援をということでサポートしていくような体制を持っていくと。そういったことで考えておりますが、まず地域で支援するという世話をやいている、支援していただくそういった方たちも含めたところで講演会を開催をしたいということで、先程、私が女性ということを行いました。以上です。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山君。

○6番（立山裕次君）

分かりました、理解しました。

次に、病時保育の関係ですけど、町長が前回の議会の時に3町で設置を検討しているというご答弁をされたんですけど、今のところちょっと進んでいないというようなお答えだったんですけど、必要性というのは、町長も勿論考えておられると思うんです。これにつきましても、町内の園児を持っている保護者の方にちょっとアンケートを取らせていただきまして、本当は100人とか200人とか取ればよかったんでしょうけれど、39名しか取れておりません。ただその中で、病時保育施設が必要と、やっぱり考えておられる方が85%、39名中33名はいらっしゃいます。この人数が多いか少ないか考えるのは、考え方だと思いますけれど、私の中では当然必要と、早急に必要と思いますが、町長のお考えをまず伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは6月の議会でも私答弁しておりますけれども、病時保育は基本、やっぱりこれは親が看るべきと私は思っております。病気している子どもを放置して、親が仕事に就くというのは考えられませんので、基本親が看るべきではないかと思っております。といいながらも、そういう環境にない女性の方もいらっしゃいますので、財源的に許せば、病院とか小児科があれば、病院等が積極的にやっていただいて、そして1回2,500円ぐらいで済めばいいんでしょうけれども、財政負担もそうないんでしょうけれども、どのぐらいの負担になるのか。ややもすれば、預けっぱなしということもあるものですから、非常に考え方なのですけれども、6月の議会で答えましたとおり、原則的には、私は病時保育はもう駄目ですよ、親が看るべきだということですね。あとは3町の連携とか、大村、嬉野にございますので、そこと協議をしながら東彼杵町の子どもたちも受付をしてくれると。大村に働く、嬉野に働くお母さんが連れて来られるんだったら分かるんでしょうけれども、わざわざ大村までということはありません。その辺が非常に難しいところをございまして、逆におじいちゃん、おばあちゃんが援助をしてくれれば問題ないのしょうけれども、環境が、なかなかどんな環境か分かりません。婚活も一緒です。このあと、集落点検というのを予算化をさせていただいております。これは、各集落に入ってどういう悩みがあるのかというのを、34集落の内の5集落ぐらいを重点的に調査をします。そうしますとデータではなくて、本物のデータが出てきます。

実際困っているとかあります。そうなってくれば、今度は昔やっておりました婦人会あたりにおいておりました子育て支援とかありますので、こんなものをもう1回復活するとか、そこら辺が出来ないかですね。町民皆で子どもたちを支援できないかということで、そういう方向性も入れながら検討してまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山君。

○6番（立山裕次君）

確かに町長がおっしゃられるとおりです。例えばじいちゃん、ばあちゃんとか見てくれる方がいらっしゃれば、それが一番だと考えます。確かにアンケートを取った中でも、今言いましたけれど、必要なのは85%必要と。ただ利用するかとなると、確かに60%ぐらいに下がるんですね。なぜかという他に見てくれる人がいるからと。でも、60%は利用するという事なんですよ。ですので、町長がおっしゃっているのは町長の考えだと思いますけれど、一般的にはどうかなという時にですよ、ただ単に子どもを育てる、育てないではなくて、特にお母さんなのかわかりませんが、就職とか再就職とかにも病時保育が有るか無いか。病時保育に子どもを預けられるか預けられないかで変わってくると思うんですよ。今、少子化、未婚を考えた時に、まず結婚するために経済的に厳しいからなかなか結婚できないとかいうことがありますよね。そのためには二人働かなければいけないということが出てくると思います。その中で、結局、子どもを産んだけどそのあとが不安だと。では子どもは産めないなという、そういう悪い方に考えがいくんではないかと思うんですね。ですので、町長の考えは町長の考えで結構だと思うんですけど、病時保育の必要性というのを、まず、町長がどのくらい考えてらっしゃるかというののちょっとお聞かせ下さい。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

非常に表現しにくいんですけども、必要性は認めます。それは、当然病時保育は必要と思っております。要らないとは思っておりません。ですから、どのくらい必要性があるのかということで、たいした需要がなければ、まあまあ何とかやっていけるでしょうけれども、その辺を制度化してしまえば、全て預けられたら大変なことになると思います。病院がどこでするのかっていうことで、嬉野、大村でするのか、町内でするのかというのがあります。ですから、本当に保育園でやってもらうんですけども、請求が、病院の方の請求が大きいということで。例えば、保育園の分の手数料は少なく、病院の方が大きいとかいうことがあるものですから、それぞれお医者さんがどこに居られるのかで変わってきます。どういう病院形態かで変わってきます。高くなるのか、安くなるのか。非常に難しいとみられますので、やらないわけではございませんけれど、引き続き検討をしながら、進めていこうかと思っております。すぐには回答は出ないかと思っております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山君。

○6番（立山裕次君）

必要性があるということ町長も思っていると分かりました。今おっしゃられたところで、病児保育、病後児保育、二つありますね。病院の先生がっていうか、病院にくっつけた形にすれば、病

時保育がたぶん出来るかと思えます。ただ、保育園でもらう場合は、病後児保育になるのかと思えます。その中で、今東彼杵町内に小児科ありませんけれど、病院とか保育園さんにやっていただきたいと、町の方では考えているというか、進めていращやるのか。ちょっとそこらへんをお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

病児は進めておりませんが、病後児保育は進めております。話をしております。川棚町でも既にやっておりますので、川棚町にも預けられないか、東彼3町で、波佐見はやっておりませんので、川棚町で一緒にやってもらおうかという話は、担当の方ではしているそうです。今町としては、町内の保育園が病後児保育、もう病気が良くなった人、これはやりたいということで、話を今進めております。だから病児はちょっと厳しいところがありますが、病後児保育はなんとかやれるものはしていかないとはいけないかなと思っております。非常に少子化で大変でございますけれども、負担も幾らか増えてくるかと思えますけれども、町内の病後児の方につきましては、今かなり詰めて話はいたしております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山君。

○6番（立山裕次君）

保育園さんの方ですかね、その話を進めていращやるということで、病後児ということでありませぬ。思いますが、保育園であっても、病児保育に出来るということも聞いております。それは、病院の先生が1日1回、回診に来ていただければ、大丈夫だというふうに聞いております。私が調べた中では、病児保育と病後児保育では、利用率がかなり違うそうなんです。病後児の場合、20%ぐらいの利用率で、病児の場合は60%ぐらい。結局、3分の1の人しか病後児ですと使いませんということですね。となりますので、もし今話を進めていれば、できる限り病児保育施設を考えていただきたいと思えます。その中でたぶん先程も言われましたけれども、保育園とかが補助金とかあってお金がかかると思えます。病院の先生にまたお金がかかると、確かに思えます。そこを行政の方で、やはり考えていかなければ、保育園としても病後児でなくては出来ないという考え方になると思えます。ですから町長そのところをどうなんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ですから、病児保育の方は、なかなか病院等も少々ありませんし、病気の子どもを預かるのは厳しいところもあると思えます。基本です。病後児は病気が良くなるということですのでしたいたんですけど、逆転というのは非常に残念です。自分の子どもが病気してるのが多くて、病気が良くなっているのが少ないというのは、それだけ切羽詰まっているということでございますから、そういうデータになるんだと思えます。いずれにしましても病児、病後児につきましても、検討はしてまいりますので、ここでどうこうということは控えさせていただきたいと思えます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山君。

○6 番（立山裕次君）

町長勘違いっていうか、病後児の場合、37 度 5 分超えて保育園に預けられないということで、預かっていただけると。ただ病後児であっても、保育所の場合、38 度 5 分を超えている子どもであれば、その回復期であっても預かりませんよとなっているそうなんですよ。ですから子どもというのは、37.5 から 38.5 超えても元気な子は実際元気なんですよ。ただ、そういう規定がありますよということで、私は病後児ではなくて病児をお願いしますと、病児にしてくださいというふうに言ったつもりです。その病気が重いか、軽いか、そういう重い病気の時、親も風邪ではなかったらどうにかすると思います。そこを勘違いをされているのではないかと思いますので、そういうことです。

もう一つ次ですけど、大村と嬉野に病児保育があります。大村には私が知っている範囲で 2 か所、嬉野に 1 か所あると思うんですが、そことの連携というのは、される予定というか。例えば、保護者からしてくださいという言葉が上がればやりたいと、やるよという気持ちでいらっしゃるということで、よろしいですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだそこまではいっておりません。担当者が大村市、嬉野市あたりにお尋ねをしたら、まだ、町外とかは考えてないということ言われています。これは今から検討をしながら、政策的に連携をするのかどうなのか、そこら辺はトップ的な話をしないと、担当者だけでは出来ません。そこら辺の需要とか、あるいは負担金の問題とかありますので、今後それは進めてまいろうと思っております。これもすぐには出来ないと思いますけれども、検討してまいります。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山君。

○6 番（立山裕次君）

こういった部分、国の基準といたしますか、ある一定の基準だと思えますけれど、10 万人に 1 か所作ってくださいというのが、十何年前に出ているそうなんです。大村は 100 千円まではいきませんが、2 か所あります。嬉野市ももっと少ないんでしょうけれど、嬉野市に聞きましたら、7 市町で、うちは持っていますと。鹿島とか武雄とか含めて、していますという話を聞いております。ですので、大村とか難しいという話みたいですけれど、もっと強く言っていただきたいと思うんです。確かに東彼杵町に住んでいる方が、仕事している方が大村市、嬉野に行くのは確かに大変だと思います。ただ、大村に仕事に行っている方は、かなりいらっしゃると私は思っています。そういう方は十分、東彼杵町になくても、大村なんだけれど、東彼杵町に住んでいても使えますよという PR、アピールはしていくべきだと思っております。それはどうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

だから、それは行政が考えることですので、今から先検討はしてまいります。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山君。

○6番（立山裕次君）

検討されるということですね、分かりました。

次の通学費については、再度検討されるということで先程の答弁でよろしいです。

あと学生服の関係なんですけれど、教育長の方なんですけれど、彼杵中学校では需要が半分くらいあるみたいで、話を進めていただけたということですが、その主体としては、彼杵中学校がされるという、進めていくという形でよろしいのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

今の件については、彼杵中学校の現状を校長の方から聞き取りをしてやっているところなんです。結局、県立高校は私たちの範疇を超えますので、県の方が管轄をしていますので、中学校で、その子どもたちに、保護者の方に、高校を卒業されたら譲っていただけませんかということで、話題を共有していただいて、その辺からスタートするのが、一番教育委員会としても自然な形で入っていけるのかなというふうに考えております。したがって、今のところ教育委員会の方から県立の某、私立の某高校等に、こういうことがもしあったら譲っていただきたいとかいうようなところは、どうかなということではあるところなんです。したがって、例えば彼杵中学校から今1、2、3年とおります。そこで、そういうリサイクルというものをしていきたいということで、具体的に話をさせていただいて、その子たちが高校3年を卒業する時に、保護者の方からそういう譲っていただければ、譲っていただくというのが自然な形でリサイクルが出来るのではないかとということで、4、5年は掛かるのではないかなと話させていただいております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山君。

○6番（立山裕次君）

今の話で、今いらっしゃる中学3年生の親の方についてまず話をされてということで、その方が3年間過ぎたあとにどうでしょうかというような話かと思いますが、彼杵中学校で半数位の需要があるということであれば、もっと早急に、今の高校3年生、2年生、1年生を持っている親はたぶん分かると思うんです。全部が全部ではないとしても、そういうところに譲ってもらえないかぐらいの話は出来ないんでしょうかね。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

ダイレクトにいけば、そういうことで出来ないこともないと思うんですが、やはり校長あたりもそれぞれ進学先が違いますよね。それで、やはり保護者の方を通して今後やっていくのがいいのではないかと。高校3年生の名簿を調べて、その方にお譲り出来ないかという作業等を、今のところ検討するところに入ってないです。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山君。

○6 番（立山裕次君）

今の中学生のリサイクルですけれど、千綿中は千綿中区域の中でされていることみたいですので、彼柁中の保護者であると。もう 1 点ですけれど、中学校でされるところの場合に、クリーニング代とか、受け入れた場合に、結局、高校を卒業する保護者の方が、その方が持ってくる時点では、きれいかきれいではないか分かりませんよね。その分のお金は掛かると思うんですね。そういうのは考えてらっしゃるんですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

そういう細かいところまでは、現在のところ考えておりません。したがって、期間をある程度通しながら、保護者間でのやり取りとか、学校からお願いとかいろいろあるでしょう。その内容につきましては、今後詰めさせていただかないと難しい。負担がなりますので、そうしたら譲らないよということですね。そのままだったら譲ると、いろいろあられると思います、保護者もですね。その辺は臨機応変にやらないところもありますので、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山君。

○6 番（立山裕次君）

これで終わります。

○議長（後城一雄君）

これで 6 番議員、立山裕次君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。

暫時休憩（午後 4 時 11 分）

再 開（午後 4 時 20 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

次にいく前に、立山裕次君の先程の回答に対して、ロードレース大会について教育長より訂正の要求がありましたので、許可をいたします。

教育長。

○教育長（今道大祐君）

先程、立山議員の東彼柁ロードレース大会について、第 3 項目につきまして、お答えした中でボランティアの方々にウインドブレーカーを無償でお渡ししたと表現いたしましたけれども、お礼としてお渡ししたということで、訂正をお願いいたしたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（後城一雄君）

ここであらかじめ、お知らせを申し上げます。会議が 9 時から 5 時までと決められておりますの

で、時間が5時以降になりましたら、ご理解の上、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます、開会をしたいと思います。

次に8番議員、森敏則君の質問を許します。

8番議員、森君。

○8番（森敏則君）

お疲れ様です、8番議員の森です。実は今回質問する件につきましては、6月の議会のほうで準備をしていたんですが、時間が足りなかった関係上、改めまして質問させていただきます。教育長に対する質問は初めてで最後になると思いますが、はなむけだと思って、答弁をお願いします。そういうふうに思います。

それでは、先に通告していました一般質問、通告書に従って質問いたします。始めに、タイトルを青少年等の犯罪、防犯対策についてとしておりますが、高齢者にかかる質問も入っておりますので、サブタイトルとして生命財産を守るために悲劇を繰り返さない対策についてということで、ご理解いただきたいと思います。

それでは質問に入ります。1997年6月、神戸の小学6年生の男児殺害事件では、14歳の酒鬼薔薇と名乗る少年が逮捕され、少年による非常な犯罪であることを大きく取り上げられ報道をされました。これまでも多くの青少年による犯罪、あるいは巻き込まれる事件が続いています。県内においても、2003年長崎市の立体駐車場から突き落とされ、幼い3歳の男児駿ちゃんが殺害された事件は、当時12歳の中学1年生の少年の犯罪だったことに震撼された次第でございます。

また、2004年6月には佐世保市内の小学6年生の女児が同級生をカッターナイフで殺害した事件、更に昨年7月佐世保市内の高校1年生の女子による同級生を殺害し、遺体を切断する事件が続いております。

町内において、このような犯罪が発生しないことを祈りたいものでありますが、社会環境、教育環境、家庭環境を見直し、より一層良好な環境を整え、情報を共有することが犯罪から子どもをあるいは町民を守る策と考えております。基本的には、これらの事件は、家庭環境が起因するものであり、保護者の仕事環境、あるいは子どもの言動、服装、生活の乱れ等を見抜き、今一度点検し、家庭環境を見直すことが重要と思っております。家庭のプライバシーに関することもありますので、問題点を正面から話しあっていただき、改善すべきところを見つけて、家庭内で解決をしていただきたいものであります。

そこで、町長に3点伺います。

社会環境の視点からまず1点目が、青少年の犯罪から守る策。次に女性を犯罪から守る策。そして3番目に高齢者を犯罪から守る策。以上、3点です。特に高齢者に対しては、家族を案ずる心理に付け込んだ振込み詐欺とか、あるいは年々巧妙化して、被害額も相当上がっているようですが、そこら辺を踏まえて答弁をお願いいたします。

次に教育環境を見直す視点から、教育長に伺います。

これも4点伺います。

まず、登下校中の犯罪から守る策。そして、学校内で犯罪から守る策。そして、長期休暇中、春、夏、今は秋もございますので秋、冬、犯罪から守る策をお願いいたします。

そして最後に、犯罪兆候の問題点を探る策として、保護者等の連絡網があれば、その辺のところ

をお伺いしたいと思っております。

次に、今年の7月奈良県の香芝市の小学6年生の女子が連れ去られた事件は記憶にあられると思いますが、この事件は翌日無事保護されました。監禁容疑で緊急逮捕された決め手は、防犯カメラであったということでした。

また、最も記憶が新しいかと思いますが、先月8月大阪寝屋川市内で中学1年生の男女が殺害された事件でも、容疑者を追い詰めたのは、Nシステムと防犯カメラであったとされております。このNシステムというのは、ここの近くにもあります。ちょうど才貫田のところと、それから嬉野の峠を越えたところで、自動車ナンバー読み取り装置といって車両のナンバーを読み取る装置なのですが、顔まで写ります。また、高速道路、主要国道、県境にこれが設置されていると聞いております。

このような犯罪の抑止、あるいは犯罪を追跡するための目的ではないかもしれませんが、住民の安全を見守ることに注視した自治体は、公共施設、主な駅、公園、交差点等に防犯カメラ、あるいは監視カメラが導入されておりますが、今後の取り組みを伺いたいと思います。

なお、防犯カメラ、監視カメラの設置にあたっては、設置運用にあたっての法的諸問題の整理、そしてプライバシーに関する関係する議論の整理、あるいは個人情報保護法等の整理、地方自治体設置要項の分析などがどうやら必要でありますので、その辺のところも踏まえて、答弁をお願いしたいと思っております。以上、登壇での質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは、青少年等の防犯対策につきまして、ご説明いたします。

まず1点目の青少年を犯罪から守る策でございます。策といたしましては、4点ほどございます。

地域が一体となって子どもが犯罪にあわないよう、地域のネットワーク見守り活動を推進する。それから、子どもたちの通学路や遊び場の安心、安全を確保するため、緊急避難先でもあります、こども110番の家を拡充いたします。それから、子どもを見守る活動を行っている団体等で、連絡連携体制の整備等のネットワークを進める。4点目が、家庭、学校、地域が協力して、安全に対する意識を高めることとし、集団訓練や安全教室の開催など被害防止教育を推進いたします。

そういうことが、青少年の策でございます。

それから、女性や高齢者を犯罪から守る策といたしましては、女性団体や老人クラブ活動等の関係団体と協力をいたしまして、身近な安全対策等に関する講習、情報提供を行えばと考えております。また、各種相談窓口の充実を図ることで、女性、高齢者が安心、安全にて暮らせる環境を整えるべきと考えております。

次に5点の対策でございますけれども、女性に対する安全教室といたしましては、性犯罪、ストーカーなどの被害から身を守るための安全教室の開催を図ります。それから、犯罪の被害に遭わないための対策を網羅したリーフレットなどの作成配布。相談窓口における広報、啓発活動を推進する。

次に高齢者でございますけれども、高齢者が地域で安心して暮らせるよう地域での見守り、支え合い活動を推進する。それから、高齢者と接するホームヘルパー、デイサービス、ボランティア等

を対象とした防犯教室を開催し、防犯意識を高める対策を推進する。老人クラブ会合やいきいきサロンでの振り込め詐欺被害防止、悪質商法の手口や情報を提供する防犯教室を開催するなど防犯意識を高める対策を推進するなどが上げられます。

なお、長崎県警、長崎県の取り組みも犯罪のない日本一安全、安心な長崎県を目指して、犯罪なくさんば運動ですか、なくさんば運動、鍵かけんば、一声かけんば、見守りせんばのスローガン運動が展開されております。

また、犯罪のない安全、安心まちづくり宣言を行う自治体、医師会等が県の方に 160 団体近く登録されております。当町からは、平成 24 年 9 月に、ある犯罪をきっかけに結成された中岳自治会自警団が登録されております。自警団は、結成以来パトロール活動を地道に根気よく続けておられます。こういった地域の安全まちづくり活動をされる組織が各地域に立ち上がっていただければと思っております。町といたしましては、その促進のためには、必要な財政上の措置や協力を努めることが必要と思っております。2 点目は教育長がお答えするといたしまして、3 点目の防犯カメラの件でございますけれども、防犯カメラの件につきましては、一時期役場の庁舎内でも罵声を浴びせるクレイマーが多かったので、庁舎内に防犯カメラを設置しようと試みております。見積りをしましたところ、カメラ 9 台、録画装置、モニター等を含めまして 1,600 千円かかります。非常に高くございますので、再検討して今だ実現に至っておりません。

なお、町内の公共施設には、総合会館保健センターの通路に 1 台、保健センタートレーニング室に 2 台の防犯カメラがあります。管理人さんの監視用でございます。

また、千綿駅にはダミーの防犯カメラを設置しておりますが、実際は動いておりません。よって、町内の公共施設にはまだ未設置と言わざるを得ません。

町内では、コンビニエンスストアには建物の外と内と店内に作動されているようでございます。議員の質問の防犯カメラ導入に向けての取り組みについては、予算が潤沢に許されれば、是非設置に向けて取り組むべきだと思いますが、なかなか実現に向けてのハードルは高いと感じております。これも今現在、国道についております防犯カメラ、これは警察設置分が国道 34 号線に 2 か所ですね、付いております。国土交通省が 205 号に 1 つ付いております。これらの活用は当然やっていかなければならないかと思っております。それからやり方もいろいろございまして、今議員がおっしゃるような N システム等におきましては 400 千円近くで出来ますので、何とかこの辺で 1 台でも、2 台でもいいですから、1 週間ぐらいの録画装置ですか、2 週間程度ぐらいでしょうか。そのぐらいのカメラが設置出来ればと思っておりますけれども、まずそういう犯罪が起こらないような運動も必要でございまして、防犯カメラがあるから犯罪が防止されるという意味も若干ございまして、やや、結果論の話になっていくところもあります。無いよりはあったほうがいいのかもしれませんが、予算の状況を見ながら、1 つでも、2 つでも取り付け出来ればと考えております。登壇での説明を以上で終わります。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

森議員のご質問にお答えします。森議員ご指摘のとおり、全国で青少年が事件に巻き込まれて命を落とす等痛ましい事件、事故が多発いたしております。本町におきましては、地域の方々及び関

係機関のご支援により大きな事件は起きておりません。まず第一に登下校時間帯についてでございますが、先程町長の答弁の方にもありましたように、子ども見守り隊の皆さんや区長会、老人会をはじめ、各種団体の皆様、そして関係機関の皆様のお力添えをいただき、引率等をしていただいているところであります。また、通学距離が遠い子どもたちは、町営バス等の利用をしている子どもたちもいます。

次に学校教育課程内における予防策においてでございますが、これはまず第一に教職員による校内巡視の強化、定期的な校内巡視を実施いたしております。また、ある学校では監視カメラの設置等をし、校舎内への出入りをチェックいたしております。もし不審者が入ってきた場合には、さすまた等を設置いたしておりますので、それに対応するというのも出来ます。外部から校内に入る際の注意事項等についての貼紙をするなど、その対応をいたしているところでございます。

次に長期休暇中の対応についてでございますが、子どもたちへの長期休暇中の心得につきましては、きめ細かな指導をするようお願いいたしているところでございます。休みに入る前に、各地区での保護者説明会等を実施いたし、子どもの事故防止につきましては特に留意していただくよう、強くお願いをいたしております。また休業前には、郡内における学校、警察連絡協議会を実施いたし、万全の体制をとるべく連携を密にいたしているところでございます。郡内で、不審者による声かけ事案等発生した場合には、直ちに教育委員会間の連絡を通して、郡内で情報を共有し、町内校長会の連絡網を通して、各学校に注意と呼びかけをいたしております。学校と保護者、PTA 間におきまして、メール等で結び、緊急の場合の対応をしている学校もあります。その他青少年健全育成協議会の皆さんによる各月の 1 日、10 日、20 日の定期的な青パトでのパトロール、そして地域の皆さん方の見守り、警察の方々によるパトロール等々、子どもたちの事故防止、事件防止に大きな役割を果たしていただいているものと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森君。

○8 番（森敏則君）

まずは町長に伺いたしました社会環境の問題点ということですね、青少年を犯罪から守る策ということで、それぞれ地域、そして学校等の協力を得て、何とか子どもたち今、私たちの東彼杵町は幸いにして、凶悪事件が発生していないというような状況なんですが、先程教育長がおっしゃったように、この町もあのような凶悪な事件が起こらないとは限らないわけですね。いくら防犯をしても、あのような事例の犯罪だったら防ぎようがないと。実際のところ、防ぎようがないというような事例だったのかなと。でも、防げる部分だったら防ぎたいというのが私たちの願いなんですね。そういった思いで今回質問をさせていただいておりますので、是非行政面でサポート出来る所、今町長がおっしゃった部分については最大の努力をされて、今後継続し、更にはこの環境をより一層充実することを願うものでございます。町長に対することは、これ以上私が追求してもそれ以上の答えが出ないと思っておりますので、教育長の方に移りたいと思っております。

まず登下校の問題なんですが、現在小学校 4 校、そして中学校 2 校、それぞれ徒歩通学、そしてバス通学とそれぞれあり、更には保護者の皆さんが学校まで送迎をするという、この 3 パターン、4 パターンあるのかなと思っております。この辺のところで困ったことがあったという、これまでの事例がありましたら、是非教えていただきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

登下校につきまして、困ったことがあったということがあるかどうかは別にして、この子どもたちの安全を守るために、登下校を車とかそれぞれ町営バス等の利用したりしている中で、校長が保護者の方とかまわりの方から聞いた言葉でして、子どもの体力的なもので、やはり昔歩いておりましたので、例えば千綿小学校にお世話になった時代は、朝6時ぐらいに一ツ石を出て、子どもたちが集団登校をやっておりました。そういうのが消えて、子どもたちの体力面でいかなものかという話を聞いております。ただ、今はその当時としまして非常にそういう万全の体制を取るということで、道路の交通網等もよくなりまして、かなり長距離の移動も出来るということで、当時とは、30年、40年前とは変わっているのではないかなということで、話題にしながら話していました。その安全面を考えるか、子どもが体育的な面、体力的な面、そういうのを考えるかということで、その比重のかけ方といいますか、そういう面で話題にしながら話し合ったことはございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森君。

○8番（森敏則君）

登下校の際に、過去の事例でも構いませんが、例えば声をかけられたとか、あるいは犯罪に巻き込まれようとした、されたというような事例を、過去の事例でも構いませんので、あったら教えてください。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

私、8年強お世話になりましたけれども、それはありました。車からの声かけ事案。早急に子どもが機転を利かせてその場を去ると。それはすぐ共有して、各学校に回しまして、それぞれ子どもたちへの注意喚起を呼びかけたということ。あと私の耳に入った分で、2、3件はあっております。それにしても他所と比べたら、私は少ない方ではないかと思っております。他所とは県下です。それはやはり先程言いましたように、地域の方々の目が、きちっと行き届いているということではないかなというふうに思っております。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森君。

○8番（森敏則君）

そうですね、うちの町は、お蔭様で地域の人達が見守りたいというですか、朝からの登校の際は、うちの地区を事例にいたしますと、結構な親御さん、じいちゃん、ばあちゃんまでくっついて行って、学校まで送っていくというような所で、非常に恵まれた形の中で登校されている状況を目にしております。したがって、そういった事故もない状況なんですが、問題は帰りなんです。帰りが、特にこれから日没が早くなる時期に、早く帰るつもりが、つい日が落ちてしまって暗くなった。歩いて帰っていたらということが心配なことがうちの町は結構あるんですね。そこで防犯灯といいますか、どうしても暗い所が、通学路の中にはたくさんあると思うんですね。そういった

改善のところは、本当は町長に伺わないといけないのかもしれませんが、是非そこら辺のところも整備をしていただき、事故のないような対応を、是非登下校の通学路に関しては、臨むところでございます。

次に学内の犯罪から守る策という点で、一点だけ伺いたいのが、現在インターネットとかあるいは携帯電話、これが普及しまして、子どもたちが結構持っている。しかも小学生もどうやら持っているような感じなんですね。それで中学校に伺いまして、所持台数は教えていただけませんでした。所持の%を伺って参りました。彼杵中学校が 33%、千綿中が 38%。彼杵中の場合は、高学年の所持が高い。逆に千綿中の場合は、低学年の所持率が高いということで、どういう状況なのか分からないのですが、千綿中の場合は、小学生の時から持っていた可能性があるのかなと。これは推察です。持っているのかなと思うんですが、持っていることはいいんですが、この携帯電話ですぐ親が連絡を取る、取れるという利点と、もう 1 つは 아이폰 を持っているかも分かりませんが、情報がたくさん入るんですね。もう無制限に入るんですね。要らない情報までもらって犯罪に巻き込まれるというような状況がありますので、その携帯電話に対する学校内でのその指導の要領を教えていただきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

今千綿中が 38%、しかも下学年が多いと。彼杵中が 33%で 2、3 年高学年の方が多いということでもあります。また、小学校の方も持っているのではないかと、利用しているのではないかとということで、たぶんそれは考えられると思います。細かい数値的なものは持ちませんが、森議員の方からご指摘を受けたのは確かにそうだと、学校の方からも聞いていますので、そうだと思っております。その中で、やはりその後のメディアに対する指導等を子どもたちへどのようにやっているかということですが、今のところ把握した時点では、やはりメディアの安全教育ということで、ある中学校では専門家を招いて指導をしていただくということでやっている学校もあります。また、その使用についての取り決め、約束事をして、9 時以降は母親に預けるとかしないとか、ということでやっている学校もあるようです。いずれにしても LINE 等を含めて、そういう事件事故の温床になっているのは事実であります。あとは、先程から何回も言いますが、学校、それから保護者の方、又は周りの家族を含めた関係者と共に子どもを見守るということで、連携を深めながら、情報を共有したらすぐ学校の方とか、保護者の耳に入れるというようなことも大切になってくるかと思えます。学校の方では、今のところ持ち込みは禁止とかという約束事を決めて対応しているようでございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森君。

○8 番（森敏則君）

携帯電話の普及というのは、時代背景がそのような状況で致し方ないと言え、致し方ないんですが、携帯電話を本当に学校で必要かといったら、学校の先生側から言わせれば、学校内では携帯電話は必要ないと。連絡は全て職員室、あるいは公衆電話等を設置しているので問題ないんだというようなことなんですが、その持っていることは確かなんですよ、持っていることは。ただ、使っ

てはいけないというような話なんですよ。ですから、使ってはいけないけど、見ることは出来るんですよ、休み時間なんかは。誰かが一人持っていたら、私も欲しいなとこうなるわけですね。これがやはり携帯電話がそこにあり、今度はそこでいろんな情報のやり取りで LINE っていうのがあって、その LINE でいろんな情報をやり取りしながら、あるいはその中で誹謗中傷等も入って、報道されているような事件に巻き込まれるというのが、現実ではないのかなと思っております。そこで LINE 等の問題、これは学校側が、教育委員会が指導するような立場でははっきり言ってありません。家庭内の問題で、まず携帯電話を持たせたということがこの始まりかと思うんですが、どうしてもこれをどこで止めさせるか。どこで悔い止めるのかというのは非常に難しい問題になっているのが現状かなと思っておりますが、なんとかその携帯電話を持ったことによって、本来なら利便さである使い方をすることが目的なのに、犯罪に巻き込まれているというのが非常に残念なんですね。したがって徹底的にというわけにはいかないでしょうけれど、最大限、学校側としての指導というのが、今後携帯電話に関する指導というのはどのような方向にいくんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

学校としては、先程から言いますようにフィルタリングをかけるとか、そういう基本的な使い方の決まりを守るとか、そういう基本的な指導しか出来ない。あとの細かい指導はもう地域に、学校を離れたらやはり保護者の方が責任を持って指導というか、子どもたちを導いてほしいというふうに考えているところです。このタブレットとかスマホあたりも持ちながら、やはり情報を子どもたちも取らなければいけないということで、子どもに持たせたり、帰りの連絡を取るためにという理由で、学校に持たせてやったり、そしてそういう理由付けをされているようでございます。しかしやはり、本当にきちっとやるならば、学校へは持ってこないということですね。先程、議員もおっしゃったように学校では使うことありません。学校には学校でちゃんとありますから、今 ICT のセットも出来ましたから、そういうのは学校指導プラスの家庭のしつけ、この厳しさがどのくらいまでその家庭でなされるかということではないかなと私は基本的には思っております。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森君。

○8 番（森敏則君）

携帯電話が発端とした事件ということなんですが、壇上でも申し上げましたように、子ども同士が傷付け合うという犯罪ですね。長崎県が特に注目されて、佐世保市内で連続して 2 件ですかね、子ども同士で事件が起きたと。非常に残念なんですが、こういった犯罪を未然に防ぐ、あるいは防止策というのが、それぞれ長崎県は特に取り組んでらっしゃると思いますが、更にこの件について、絶対 3 度目はないぞというような取り組みっていうのがおそらく検討されているのではなかろうかと思うんですが、その辺のところはどうなんですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

今、それが長崎県の教育界の大きな課題であります。県教委の児童生徒支援室、ここを中心にし

て、佐世保事件を含めた長崎県における事件、神戸事件等を検証しながら、それぞれその方策を練っております。その中で、今一番強調されているのは、保育園、小学校、中学校、高校への子どもの情報を一元化していく。つまり情報を共有化していく。もう中学校に行ったから小学校の先生方がほったらかしではなくて、やはりそこに関わる。中学校から高校にも関わる。これは細かく分析されております。相当の分量で、やっぱり記入とかそういう子どもの様子を共有できるようにするというようなことで、小学校から高校までは、その子にとっての情報が、全部が共有するというようなところに強調されております。したがって、いろんな方策はあると思うんですけども、そういう一つの手段というのが、今後生きてくるのではないかなと思っております。いずれにいたしましても LINE とか、何かで、ある学校では教師がその LINE に入って、全部を集めてそれをキャッチするという一つの方策を取っている学校もあります。入ったらパッとすぐくるということで、明日は仲間はずれにされている。その LINE から外されているということで、我々が想像もしないような内容で、子どもたちは日々を過ごしているということも私は聞いております。したがって、そういう事件を教訓としての今後の長崎県の教育というのは、今、森議員が言われましたように、やはり細心の注意を払いながら長崎県が良い方向に向かうということが大切ではないかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森君。

○8 番（森敏則君）

今 LINE のお話が出ましたが、実はこれはテレビでやっていたんですが、番組名は忘れましたが、逆にさっき言われた先生達が LINE の中に飛び込む。そしてその子ども達の LINE の状況まで見る。その中で、LINE 上で指導をするという逆転の発想なんです。そういった指導が功を奏しているというような指導例がありました。そのような方法もあっていいのではないかなと思っております。事例なんです。実は私手元に、これインターネットで取った資料なんです。問題行動をする生徒に対しての対応マニュアルっていうのが、長崎県にはないのかなと思うんですが、昨日学校の方にお邪魔した時は、そんなのはあんまり聞かないねってことですね。これ岐阜県の資料なんです。問題行動対応マニュアルということで、あらゆる子どもたちの行動を想定したそのマニュアルがあるんですね。その想定したところで、教職員が、あるいは地域の人達が対応するにはこの方法が一番ベストではないかもしれませんが、一番参考になるという対応マニュアルがあるんですね。このマニュアルというのは、東彼杵町の教育委員会として、なにか学校でマニュアルとか、なんとかございませうか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

それは長崎県あります。あります。子どもの予兆があった時のキャッチですね。言動とか、いろんな行動とかキャッチする。前日と変わっているとか、表情を見たり、その子どもたちの人間関係とか、そういうのがそれぞれ県教委、教育委員会、学校の方にもおっております。したがって、内容的なものはちょっと違うかもしれませんが、そういう対応マニュアルなるものは作成して、それを活用させていただいております。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森君。

○8 番（森敏則君）

その問題を起こす子どもというのが、やっぱり特徴があるみたいなんです。その特徴が、まず集団生活に馴染めない。そして基本的な生活習慣が身についていない。きついこと、やりたくないことは避ける。言い訳をする。規範意識が低い。コミュニケーション能力が低い。このような特徴があるんです。それを、ではどうしたらいいかということで、事詳しく書いてあるんです。長崎県にもあるということで安心はしているのですが、この前事件があったのが、最高責任者の学校長が、学校では学校長が責任者、そして担任の先生がそこにいて、その担任の先生のアドバイスとか、その俗にいう自殺をする可能性の子どもを見逃したという例を記憶にあられるかと思いません。最近の例ですね。岩手県の例でしたか、岩手県の中学2年生の事件ですね。やはりどうしても見逃してしまうというのがあるかと思うんです、学校内で。連絡ノート、個人ノート、先程説明がありましたそのような教材といいますか、連絡ノートを使いながら、どうして見逃してしまったことによって、自殺まで追い込んでしまったと。非常に残念な事件だったんですが、是非教職員の言葉というのは、子どもたちに、相当影響があると思うんですよ。一番事例としてあるのが、実は最初に紹介しました駿ちゃん事件の裸にして落とすというような事例なんです。あれどうも、どこかの中学校の先生が、その犯人の方が学生の頃に、学校の先生がそんなことをいつも言っていたようなんです。裸にして落とすぞと。それをどうも真似したみたいなんです。ですから教職員の言葉というのは、いろんな言葉で大人になって影響が出るのかなと、その時ふと思った次第なんです。ですから教職員と最高責任者の学校である校長というのは、やはり子どもの変化、服装の変化、言葉の変化、この辺のところを是非見逃したらいけないのかなと思っておりまして、学校内での指導というのは、的確にやっていただきたいと思っております。

次に時間が押し迫ってまいりましたので、長期休暇中の犯罪から守る策ということで、特に夏休み。どうしても夜間徘徊とか、あるいは万引きとかいうのが、これは子どもたちがやるんです。町内の学校で調べたところないってということなんです、存在しているのは確かかなと私の調べでは状況なんです。その長期休暇中に入る前、あるいは入っての指導というのはどのような指導なんですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

子どもの非行の問題です。これはやってはならないことということで、先程言いましたように心得とか、その中できちんとやっております。しかし、子どものそういう行為等について、最終的に非行に走ったというふうなこと、そういうふうなことも聞いております。しかし、それぞれの方々の当事者の方とか関係者のご指導等で良い方向に向かった子どももいるように聞いております。学校としては、やはり先程言いましたように、人間としてやってはいけないこと、これは駄目だよというようなことを基本的に、具体的に指導はいたしておりますが、学校教育の中での指導プラスのやはり地域の教育力の中での指導という、こういうのが相まって子どもは成長していくのではないかなと思っております。学校としては、そういう情報が入ったら個別の指導をしながら、的確に子

どもを良い方向に導くというふうなことでやっております。以上でございます。先程、森議員の方から言葉の件が出ました。

言葉について一つだけご紹介しておきます。長崎県ではございません。ある中学校で、校長が寡黙な人で一つだけ言ったそうです。子どもの声を聞いたってくれ。子どもの声を聞いてやってくれということだそうです。そしたらその学校が非行がなくなり、勿論こういうのもなくなり、学力も向上して、すごい学校になったということでございます。教職員がかける一つの言葉で、校長の言葉で学校全体が変わる。そして教職員がかける言葉で学級の子どもが変わるといふふうなことで、言葉による教育というのは、これから先生方に大切なことだということで、お伝えしておきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森君。

○8 番（森敏則君）

そうですね、やはり先生方の言葉というのは、どうしても影響するもので。昨日、学校自慢という番組があって、生徒数が 20、30 人の小さな学校だったんですが、歌を歌えと言ったらリクエストに応じて大きな声で歌う。そのことによって、恥ずかしがらずに自分の主張が出来るっていう子どもに育っていくというような学校が紹介されていましたが、本当、そのような教育法にもいろんな教育の仕方があるのかなと思って、私は関心いたしました。したがって、教育の仕方によって子どもたちの成長の仕方も変わってくるんだなというようなことなんですね。是非これからもそのような形で進んでいきたいと、いっていただきたいと思えます。

夜間徘徊の話に戻りますが、夜間徘徊の理由がどうしてもあるみたいなんですね。その理由が、まず、親が、子どもが居ないことが珍しくないって、親があまり関心がないっていうのが一つの原因。そして親は携帯電話を持たせているから、あるいは LINE が繋がっているから安心してるとか。そしてあとは、きつく叱らないとか。あとは誰かと話をしてくれる人を探すとか。探すところが公園とか、駅とか、コンビニとか、そこに群がる。その子どもたちというのは、非行する子どもではなくて普通の子ども、普通一般にその辺にどこでもいるような子どもたちが、今そのようなことをやっているんですね。しかしこの人たちが、その中に不幸にして犯罪に巻き込まれてしまっているというのが現状なんですね。したがって、基本的には最初の冒頭に申しあげましたように、家庭内の指導。これが子どもの服装の変化、言動の変化に気付くか、気付かないかっていうのが、一番の基本だと思っております。やはり学校で指導するにも限界があるのも、私たちも重々承知しております。したがって、この辺のところ親がそのような状況であれば、やはり学校でサポート。もう 1 回こうだよというのを繰り返し、繰り返しやり、そして我々地域の人達が声をかけ、子どもたちを叱る。最近の地域の人達は、子どもたちを見て見ないふりするのがちょっと多いような気がします。私なんかそれなりの人相をしていますので、子どもたちが嫌がって逃げるといふような状況なんですけど、どうしてもよその子どもも、自分の子どもも同じように、是非叱り飛ばしながら、子どもたちを育てていきたいなと思っております。是非教育環境、そして社会環境、それぞれ町長部局、教育長部局、できる限りのところで整備をしていただきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

今大切なところを議員さんの方からありまして、子育てには4つの方法があるといわれております。まず、さっき言いました放任。管理する、親の感覚で管理してしまう。それと叱責。その場で叱責。もう一つ最後のこれで地域の皆様をお願いをしておきます。称賛承認っていうのがあります。窓ガラスを割った時に、「こらー」ではなくて、「怪我をしなかったか」がスタートです。これが称賛承認の子どもの育て方、叱責だったら「こらー、何で割ったのか」というのが叱責でございます。称賛承認で子どもを育てていただければ、素晴らしいことに成長するということをお願いしておきます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森君。

○8番（森敏則君）

素晴らしい教育長のお言葉をいただいて本当にありがとうございます。是非、今の言葉が子どもたちに伝わっていく、あるいは親御さん達には伝わってくれればいいかなと思っております。

それではカメラの話に入りたいと思いますが、これには町長も参加をしていただきたいと、答弁をしていただきたいと思っております。財源が許せばカメラを設置したいということなんですが、本当にカメラがあればということで、犯罪抑止力っていうのは相当な効果が私はあると考えております。したがって、その財政的に困難だから、ちょっと先延ばしにしようということが、現時点において本当にその姿勢で良いのかっていうと、私には今だからこそやらないといけないのかなと、そういうふうに思っております。それは、やはりカメラがあったことによって、事件に巻き込まれたのを防いだという先程の事例を私が申し上げました。この巻き込まれる可能性があるのを未然に防いだというのは、大きな効果ではなかったらと思うんですね。町長この辺のところ、考えた上での今後のもう一度、カメラに対する設置を前向きに考える姿勢っていうのを、今一度お聞かせいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

現在、先程申しましたとおり、国道とか、勿論コンビニ辺りとか設置をしているわけでございます。警察辺りの防犯カメラ、これもNシステムあたりを埋めておられますけれども、非常に格安であります。17千円のリースで60回払いでございますので、1,000千円ちょっとあれば、5年間が設置出来るわけでございます。この辺も、さてどこに置くかですね。国道がある。公共施設といっても役場とか、総合会館に置くのかどうなのか。道の駅辺りに置くのかどうなのか、出来るところから。1週間か2週間ぐらいのストックで交換にかなければなりませんけれども、それをメモリー装置で保存をするわけです。そういうことが出来れば、2か所ぐらいは付けるべきかなと思っておりますけれども、さて一番良いのはどこなのか。そうなれば、国道とかになりますと、今あるものとダブリますので意味がないし、子どもたちがいつも通る通学路辺りが一定してればいいんですけども、さてどこに置くかですね。その辺の毎日通る駅辺りがあって、都会みたいに駅があって、そこを集中的に通るとなれば、もうちょっと若干違いますけれども。やらないわけではないですけども、そういう、どこに置いた方が一番良いのかなというのは判断しています。そういうことで

ございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森君。

○8 番（森敏則君）

町長、ライブカメラってご存知ですか。観光地の、例えばその紅葉情報とか、そういうライブカメラっていうのがあるんですね。あとは桜の開花情報とあって、そこに固定カメラがあって、パソコン上で実は右左に動かせるカメラがあるんですよ。そういったカメラは、録画した分を今はもう電波で飛ばすんですね、画像を。ですからわざわざ画像を、昔みたいに録画したテープを取ってくる時代ではありません。したがって、もう全てがデジタル化されて、データがパソコン上の中に入ってくるんですね。したがって、管理は役場でいいんですよ。あとはカメラを設置する状況、そこから電波を飛ばしていただいて画像を役場内で管理するというような状況なんです。是非これは2、3か所ではなくて、町内各地で。せめて私がつけてほしいのは、最低でも30台ぐらいは付けていただきたいと。30台、少なくともですよ。少なくとも、30台と私は言っているんです。ちなみに某お店は1店に20台付けているんですよ、1店に。中も外も合わせて。町内で30台っていったら少ないですよ。ですからせめて30台。30台、今年予算で無理なら、来年度の新年度予算で付けていただきたいと思うんですが、町長いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

幸いに、光が上手い具合にいきますと1年半ぐらいで出来ますので、その時点で、もう少し遠隔操作が出来ないか。要するに仮に役場が管理しても、ずっと見てないといけないんですよ。いろいろありますけれども、ストックする場合があります。役場はモニターがあるのに何をしていたのかと言われる場合もありますので。それはストックがあれば、犯罪の記録の呼び戻しは十分出来ます。勿論、私が言っているのは、カセットを換えるのではなくてチップを換えるだけなんです。警察なんかそれを全部やっています。今出来るのはチップでやっている。それはもう格安で出来ますので、17千円のリースで出来るわけですから、そういうものは、今でも出来るかなと思っております。ですから30台となっていくと相当、定点カメラとかやっていきますと、光が入った時点で検討をすべきではないかと思っております、そういう大きな台数になりますと。そうなればどんどん人口も減りまして、逆にあんまり必要性がなくなるのかとなりますけれども、問題は、私はそんなに大量となれば、格安で画像がどんどん入ってくるような光の整備が進んだぐらいを目途ぐらいが一番いいかなと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森君。

○8 番（森敏則君）

それでは、教育長の方にお伺いしたいと思います。最後のはなむけと申していただきたいと思うんですが、教育長の立場で、やはり子どもを守ると、あるいは住民を守るという意味で、カメラはやはり30台ぐらいあった方がいいですよ、どうしてもね。どのような見解をお持ちですか。町長は財源的にちょっと無理だからというお話なんですが、教育長が最後ですからね、ちょっと正直

に答えていただきたいと思っておりますので、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

今の件につきましては、正直に言いまして町長部局の件ですので、私としては、それは防犯カメラのあり方については、それぞれ考え方があろうかと思いますが、出来たら防犯カメラがないような地域を築いていただければ、それが最高ではないかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森君。

○8 番（森敏則君）

本来なら防犯カメラのない町が本当はいいです。しかしながら、あったら抑止力があるということをお願いしたいんです。是非その辺のところを十分考えていただいて、犯罪のない町。是非、悲劇を繰り返さない、私達がこの悲劇がない町ということを目指して、今後、防犯体制を町長部局、そして教育長部局、我々議員も一体となって、やっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。以上で、私の質問をこれで終わります。

○議長（後城一雄君）

これで8 番議員、森敏則君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。お疲れ様でした。

散 会（午後 5 時 23 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 28 年 8 月 19 日

議 長 後城 一雄

署名議員 浪瀬 真吾

署名議員 森 敏則